令和5年度 包括外部監査結果報告書

「都市魅力産業スポーツ部の財務事務について」

令和6年3月 東大阪市包括外部監査人 公認会計士 前川 英樹

目次

第1章	包括外部監査の概要	3
Ι.	包括外部監査の種類	3
${ m II}$.	選定した特定の事件 (テーマ)	3
${ m I\hspace{1em}I}$.	事件 (テーマ) を選定した理由	3
IV.	包括外部監査の対象期間	3
V.	包括外部監査の視点、実施方法	4
VI.	包括外部監査の実施期間	4
VII.	外部監査人補助者の資格及び氏名	5
VIII.	監査の結果及び意見の定義	5
IX.	利害関係	5
第2章	包括外部監査対象の概要	6
Ι.	都市魅力産業スポーツ部の概要	6
Π .	都市魅力産業スポーツ部創設の経緯	
Ш.	監査対象	10
IV.	契約事務の概要	
V.	外郭団体について	
第3章	包括外部監査の結果及び意見	
Ι.	監査の結果及び意見の一覧	
Π.	監査の結果及び意見(総論)	
Ш.	各事業(指定管理業務を除く)に関する結果及び意見	
1.	東大阪市事業継続応援金支給経費(産業総務課)	
2.	中小企業融資事業(産業総務課)	
3.	新たな観光まちづくり推進事業【令和4年度東大阪市新たな観光まちづくり推進	
٠.	事業等委託契約】(国際観光室)	80
4.	勤労市民センター整備事業(労働雇用政策室)	
5.	保健体育施設整備事業(市民スポーツ支援課)	
6.	東大阪市事業継続応援金支給経費(産業総務課)	
7.	就活応援窓口事業(労働雇用政策室)	
8.	ウィルチェアスポーツコート整備事業(花園・スポーツビジネス戦略課)	
9.	企業経営サポート事業(産業総務課)	
10.	高付加価値新製品開発支援事業(モノづくり支援室)	
11.	モノづくり若年者等就業支援事業(労働雇用政策室)	
12.	商工会議所補助金・委託料(モノづくり支援室)	
13.	若者自立支援援助事業(労働雇用政策室)	
14.	花園ラグビー場整備事業(花園・スポーツビジネス戦略課)	
15.	モノづくり教育支援事業(モノづくり支援室)	
16.	魅力アピール推進経費【東大阪市都市魅力発信業務委託契約】(国際観光室)	
17.	オーパススポーツ施設情報システム経費(市民スポーツ支援課)	
18.	地域就労支援事業(労働政策雇用室)	
19.	産業振興 PR 経費(モノづくり支援室)	
20.	商業振興コーディネート事業(商業課)	
21.	有害鳥獣駆除対策事業【有害鳥獣捕獲業務委託契約】(農政課)	
IV.	指定管理業務に関する結果及び意見	
1.	産業技術支援センター(モノづくり支援室)	
2.	勤労市民センター(労働雇用政策室)	
3.		
4.	総合体育館(市民スポーツ支援課)	
5.	スポーツホール(市民スポーツ支援課)	
6.	東体育館(市民スポーツ支援課)	
7.	市民ふれあいホール(市民スポーツ支援課)	

V.	外郭団体に関する結果及び意見	174
	東大阪ツーリズム振興機構	
	東大阪市産業創造勤労者支援機構	
3.	東大阪市シルバー人材センター	187

(本報告書における記載内容の注意事項)

• 金額表記

報告書に記載している金額は、原則として消費税等込で表示している。

• 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り上げて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

• 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として東大阪市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。報告書の数値等のうち、東大阪市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

報告書の数値等の正確性

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

参考文献・参考資料

- ✓ 日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 11 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」(平成 16 年)
- ✔ 地方財務制度研究会編 2007 『地方財務ハンドブック〈第4次改訂版〉』ぎょうせい

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

Ⅱ. 選定した特定の事件(テーマ)

都市魅力産業スポーツ部の財務事務について

Ⅲ. 事件 (テーマ) を選定した理由

全国的に少子高齢化・人口減少が進む中で、東大阪市においても、人口減少が見込まれている。 人口減少は、労働力人口の減少、東大阪市の財政規模にも影響し、財政縮小が行政サービスの低下につながりかねないため、東大阪市でも様々な施策が展開されているところである。

東大阪市「第3次総合計画」では、めざす将来像として、選ばれるまちとなる施策を積極的に 展開するなど、人口減少対策を推進し、一定の人口確保を目指されており、重点施策の一つとし て、「人が集まり、活気あふれるまちづくり」を掲げている。

具体的には、この「第3次総合計画」のもと、令和3年度から令和5年度を計画期間とする、「第1次実施計画」を策定され、「都市魅力産業スポーツ部」においては「東大阪市商業活性化方針」など関連する方針を策定の上、事業の実施を進められ、多数の事業が「第1次実施計画」において、重点施策や計画対象事業に位置付けられている。

また、上記事業は商工費として執行されるが、令和3年度決算で3,472百万円であり、今後も 関連費用が増加していくことが想定される。

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
商工費	2, 344	2, 427	2, 962	6, 262	3, 472

これらの事業が「第3次総合計画」の下、有機的かつ一体的に運用され、効果的な事業として成果が上がっているかについては、市民の関心も高いものと考えられるが、これまで直接的に包括外部監査のテーマとして取り上げられたことはない。

以上より、都市魅力産業スポーツ部の財務事務に関して、合規性のみならず効率性及び有効性の観点から内部統制の取組状況や評価を図る仕組みを検証することは有用性が高いと判断した。

IV. 包括外部監査の対象期間

令和4年度

ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の一部を含む。

V. 包括外部監査の視点、実施方法

1. 監査の視点

(1) 総合的な視点

都市魅力産業スポーツ部創設の経緯を踏まえて目的が達成できているか

(2) 個別事業・外郭団体に関する視点

都市魅力産業スポーツ部の事業費の主な内訳は第2章に記載のとおりであるが、このうち、令和3年度の包括外部監査対象となっている負担金補助及び交付金については、監査対象から除外している。その結果、監査対象は指定管理業務を含む委託業務が大部分を占めており、また、外郭団体が関与する事業が多い状況にある。主な監査対象である委託業務、外郭団体に関する監査の視点は下記のとおりである。

① 委託業務等

- 契約締結理由に合理性があるか
- 契約締結先の選定手続きは適切に行われているか
- 契約締結内容は合理的であるか、委託料は適切に算定されているか
- 契約業務に関して、適切な完了確認がなされているか
- 契約業務に係る効果の評価は適切になされているか
- 委託業務に係る事務執行体制は、今後どうあるべきか

② 外郭団体

- 各外郭団体に係る事務の執行は関係する法令や条例等に基づき適切に行われているか
- 各外郭団体による事業の実施方法は東大阪市の施策を推進するにあたって、最適なもの が選択されているか
- 東大阪市と各外郭団体は十分に連携し、各外郭団体の方向性について認識を共有しているか
- 各外郭団体に対する東大阪市によるモニタリングは有効に機能しているか
- 外郭団体のあり方と指定管理者制度の関係性について十分な検討を行っているか
- 各外郭団体におけるガバナンス体制は有効に機能しているか

2. 監査の実施方法

- 調査票による事前調査
- 関係書類の閲覧・分析
- 監査対象とした事業及び外郭団体の関係部署・指定管理者・外郭団体へのヒアリングの実施

VI. 包括外部監査の実施期間

自 令和5年6月26日 至 令和6年3月25日

WI. 外部監査人補助者の資格及び氏名

 公認会計士
 堀井 孝彦

 公認会計士
 谷口 昌央

 公認会計士
 松永 雄二

 日本公認会計士協会準会員
 田島 宇晴

 日本公認会計士協会準会員
 橋本 大輝

 日本公認会計士協会準会員
 多賀井秀真

VIII. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項 なお、今回示した総括意見は全て「意見」であり、対応策についての 「提案」は一案としての提示である。

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

I. 都市魅力産業スポーツ部の概要

(1) 都市魅力産業スポーツ部の構成及び職員配置等

都市魅力産業スポーツ部は、産業総務課、モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室、農政課、国際観光室、スポーツのまち推進室(花園・スポーツビジネス戦略課、市民スポーツ支援課)により構成される。令和4年4月1日現在の職員数は65名である。職員配置の詳細については、次の職員配置表のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

		部次長	課長					会計年度	
	部長	室長	室次長	総括主幹	主査	主任	係員	任用職員	計
都市魅力産業スポーツ部	1	2							3
産業総務課			1	1		1	1	6	10
モノづくり支援室		1	1	1	2	5	1		11
商業課			1	1	1		1		4
労働雇用政策室		1	1	2		1	2	1	8
農政課			1				2		3
国際観光室		1	1	1	1	1	3		8
スポーツのまち推進室		1							1
花園・スポーツビジネス戦略課			1	1	2	1	4		9
市民スポーツ支援課			1		2		4	1	8

(2) 都市魅力産業スポーツ部の事務分掌

産業総務課

- (1) 中小企業の金融相談及びあっせんに関すること。
- (2) 中小企業振興会議に関すること。
- (3)優良事業者等の表彰に関すること。
- (4) 産業情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (5) 産業の振興及び支援施策の調整に関すること。
- (6) 他の室及び課の主管に属しないこと。

モノづくり支援室

- (1) 工業の振興及び支援施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 工業に係る都市間の交流に関すること。
- (3) 工業の販路開拓に関すること。
- (4) 工業の高度化に関すること。
- (5) 工業の実態調査に関すること。
- (6) 地域工業に係る情報の市内外への発信に関すること。
- (7) 工場立地法(昭和34年法律第24号)の施行に関すること。
- (8) 住工共生のまちづくりに関すること。
- (9) 住工共生まちづくり審議会に関すること。
- (10) 産業技術支援施設に関すること。
- (11) 工業団地、作業場等に関すること。
- (12) 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構に関すること。

商業課

- (1) 商業の振興及び支援施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 商業の振興に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 商業団体等の育成振興に関すること。
- (4) 商業団体等の設置する共同施設等の助成に関すること。
- (5) 商業の高度化に関すること。
- (6) 商業の実態調査に関すること。
- (7) 市設店舗、事業所等に関すること。
- (8) プレミアム付商品券事業に関すること。

労働雇用政策室

- (1) 労働行政の企画及び調査に関すること。
- (2) 労働団体に関すること。
- (3) 労働関係機関との連絡に関すること。
- (4) 求人対策に関すること。
- (5) 勤労者の資質の向上に関すること。
- (6) 勤労者の適応指導に関すること。
- (7) 勤労市民センターに関すること。
- (8) 雇用対策の促進に関すること。
- (9) 公益社団法人東大阪市シルバー人材センターに関すること。

農政課

- (1) 農業の振興及び支援施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 米穀の生産調整、集荷、流通等に関すること。
- (3) 農地及び農産物の被害、災害対策に関すること。
- (4) 畜産に関すること。
- (5) 農業協同組合、農業共済組合その他の農業団体に関すること。
- (6) 林業に関すること。
- (7) 土地改良事業団体の調整に関すること。
- (8) 農産物の地産地消の推進に関すること。
- (9) エコ農産物の普及に関すること。
- (10) 優良農業関係者等の表彰に関すること。

国際観光室

- (1) 国際交流の推進に関すること。
- (2) 都市提携に関すること。
- (3) 観光に関すること。
- (4) 市の魅力を創造し、及び発信する施策の推進及び調整に関すること。
- (5) 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構に関すること。

スポーツのまち推進室

花園・スポーツビジネス戦略課

- (1) スポーツを活用したまちづくりに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 地方スポーツ推進計画に関すること。
- (3) ウィルチェアスポーツの推進に関すること。
- (4) 市内におけるラグビーの普及及び推進に関すること。
- (5) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に関すること。
- (6) 花園ラグビー場に関すること。
- (7) 他の課の主管に属しないこと。

市民スポーツ支援課

- (1) 市民スポーツに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) スポーツレクリエーション活動の振興に関すること。
- (3) スポーツ推進委員に関すること。
- (4) スポーツ指導員の育成及び研修に関すること。
- (5) スポーツ関係団体に関すること。
- (6) スポーツに係る表彰に関すること。
- (7) 体育館運営審議会に関すること。
- (8) 市民ふれあいホール、稲葉市民広場、石切市民広場、池島市民広場、総合体育館、 東体育館、相撲場及びスポーツホールその他スポーツ施設に関すること。
- (9) その他市民スポーツに関すること。

(3) 都市魅力産業スポーツ部の事業費

都市魅力産業スポーツ部において、過去4年間の事業費は以下のとおり推移している。

(単位:百万円)

費目	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
負担金補助及び交付金	1, 375	1, 439	1, 387	1,647
委託料	1,777	668	701	809
貸付金	1,601	1,601	784	714
工事請負費	221	301	165	280
その他	358	133	602	93
合計	5, 329	4, 139	3, 637	3, 542

(出典:事業費推移(市から入手した資料をもとに監査人作成。平成31年度は経済部、企画室、文化国際課、青少年スポーツ室の事業費が含まれている。)

(4) 都市魅力産業スポーツ部の所管する指定管理施設、外郭団体 都市魅力産業スポーツ部において以下の指定管理施設、外郭団体を所管している。

(令和4年4月1日現在)

指定管理施設名	指定管理者名	所管所属
産業技術支援センター	(公財) 東大阪市産業創造 勤労者支援機構	モノづくり支援室
勤労市民センター	(公財) 東大阪市産業創造 勤労者支援機構	労働雇用政策室
総合体育館	HOS グループ	市民スポーツ支援課
スポーツホールかがやき		
東体育館		
市民ふれあいホール		
東大阪市花園ラグビー場	東大阪花園活性化 マネジメント共同体	花園・スポーツビジネス 戦略課
ウィルチェアスポーツコート	東大阪花園活性化 マネジメント共同体	花園・スポーツビジネス 戦略課

(令和4年4月1日現在)

外郭団体名称	法人区分	所管所属
東大阪市産業創造勤労者支援機構	公益財団法人	モノづくり支援室
東大阪市シルバー人材センター	公益社団法人	労働雇用政策室
東大阪ツーリズム振興機構	一般社団法人	国際観光室

Ⅱ. 都市魅力産業スポーツ部創設の経緯

同部は、令和2年度組織機構改正において、「東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 着実な実施に向け、その基本目標である「産業振興による雇用を提供する」、「人を呼び込む流れ をつくる」の具体的施策を強化するため、経済部に教育委員会よりスポーツ施策を編入すること を中心として創設された。

また、「モノづくりのまち」、「スポーツのまち」として市の魅力資源を有効活用し観光施策の強化を図り、人の流れを呼び込み、市域の経済の活性化、雇用政策の推進など、にぎわいの創出を目指すものとされていた。

<令和2年組織機構改正>

● 産業総務課	● 国際観光室
● モノづくり支援室	● スポーツのまち推進室
● 商業課	スポーツビジネス戦略課
● 労働雇用政策室	市民スポーツ支援課
● 農政課	花園ラグビー場活性化推進課
	花園ラグビー場

また、令和4年度組織改正においては、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の再延期に伴い、「花園ラグビー場活性化推進課」を廃止し、「スポーツビジネス戦略課」に統合することにより、「花園・スポーツビジネス戦略課」を設置している。

Ⅲ. 監查対象

東大阪市における決算データより、都市魅力産業スポーツ部の 500 万円以上の事業を対象とした。このうち補助金については、令和3年度の包括外部監査の対象となっているものについては、対象から除外した。一方、部課単位で、対象事業がない場合においては、最も金額の大きい事業を対象とした。

また、都市魅力産業スポーツ部所管の外郭団体についても、外郭団体が関与する事業が多いことを踏まえ、監査対象とした。

監査対象の一覧は次のとおりである。なお、第3章 包括外部監査の結果及び意見においては、 結果又は意見がない監査対象については記載していない。

① 事業(指定管理業務を除く)

なお、下表において細節名称は予算執行上の名称である。

事業名	費目	細節名称	所管所属	令和4年度 決算額 (千円)
東大阪市事業継続 応援金支給経費	負担金補助 及び交付金	東大阪市事業継続応援金	産業総務課	822, 200
中小企業融資事業	貸付金	小規模企業融資制度預託 金	産業総務課	713, 000
新たな観光まちづく り推進事業	委託料	新たな観光まちづくり推 進事業委託料	国際観光室	130, 565
勤労市民センター 整備事業	工事請負費	施設整備工事費	労働雇用政策室	127, 383
保健体育施設整備 事業	工事請負費	施設整備工事費	市民スポーツ支 援課	123, 345
ラグビーのまち 東大阪基金積立金	積立金	ラグビーのまち東大阪基 金積立金	花園・スポーツビ ジネス戦略課	46, 200
東大阪市事業継続 応援金支給経費	委託料	東大阪市事業継続応援金 事業委託料	産業総務課	31, 350
就活応援窓口事業	委託料	就活応援窓口事業委託料	労働雇用政策室	28,000
ウィルチェアスポ ーツコート整備事 業	工事請負費	施設整備工事費	花園・スポーツビ ジネス戦略課	17, 746
企業経営サポート 事業	委託料	経営相談窓口業務委託料	産業総務課	12, 079
高付加価値新製品 開発支援事業	委託料	高付加価値新製品開発支 援事業委託料	モノづくり 支援室	10, 500
市民広場等施設 管理費	委託料	市民広場管理業務委託料	市民スポーツ 支援課	10, 381
モノづくり若年者等 就業支援事業	委託料	モノづくり若年者等就業 支援事業委託料	労働雇用政策室	9, 855
商工会議所補助金· 委託料	委託料	事業承継総合支援事業委 託料	モノづくり 支援室	9, 000
産業技術支援 センター整備事業	工事請負費	施設整備工事費	モノづくり 支援室	8, 472
若者自立支援援助 事業	委託料	若者自立支援援助事業委 託料	労働雇用政策室	7, 500

花園ラグビー場 整備事業	委託料	設計委託料	花園・スポーツビ ジネス戦略課	7, 369
産業技術支援センタ 一整備事業	備品購入費	測定機器購入費	モノづくり 支援室	6, 639
技術交流プラザ事業	使用料及び 賃借料	機器借上料	モノづくり 支援室	6, 336
モノづくり教育支援 事業	委託料	モノづくり教育支援事業 委託料	モノづくり 支援室	5, 800
魅力アピール推進 経費	委託料	アピール推進事業委託料	国際観光室	5, 602
オーパススポーツ施 設情報システム経費	使用料及び 賃借料	機器等借上料	市民スポーツ 支援課	5, 346
地域就労支援事業	委託料	地域就労支援事業委託料	労働雇用政策室	5, 257
産業振興 PR 経費	委託料	モノづくりのまち発信業 務委託料	モノづくり 支援室	5,000
商業振興コーディネ ート事業	委託料	コーディネート業務委託 料	商業課	3, 999
有害鳥獣駆除対策 事業	委託料	有害鳥獣駆除業務委託料	農政課	3, 697

② 指定管理業務

指定管理施設名	指定管理者名	所管所属
産業技術支援センター	(公財) 東大阪市産業創造勤 労者支援機構	モノづくり支援室
勤労市民センター	(公財) 東大阪市産業創造勤 労者支援機構	労働雇用政策室
総合体育館 スポーツホールかがやき 東体育館 市民ふれあいホール	HOS グループ	市民スポーツ支援課
花園ラグビー場	東大阪花園活性化マネジメ ント共同体	花園・スポーツビジネス 戦略課
ウィルチェアスポーツ コート	東大阪花園活性化マネジメ ント共同体	花園・スポーツビジネス 戦略課

③ 外郭団体

外郭団体名称	法人区分	所管所属
東大阪市産業創造勤労者 支援機構	公益財団法人	モノづくり支援室
東大阪市シルバー人材 センター	公益社団法人	労働雇用政策室
東大阪ツーリズム振興機構	一般社団法人	国際観光室

IV. 契約事務の概要

1. 契約の種類と指定管理者制度

(1) 契約の種類

契約の種類については、地方自治法第234条第1項に、「売買、貸借、請負その他の契約は、 一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と 定められている。

また、同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ、一般競争入札以外の契約方法は限定的な取扱いとなっている。

なお、委託料に係る事務の執行には、指定管理者制度も含まれるため、同制度については、(2)にて後述する。

契約の種類

契約の種類	
一般競争入札	
指名競争入札	
随意契約	
せり売り	

政令に定める一定の場合

限定的な取扱い 指名競争入札 随意契約 せり売り

指名競争入札、随意契約、せり売りの各方法をとる場合については、政令(地方自治法施行令)において以下のように定められている。

種類	地方自治法施行令の条文		
指名競争入札	第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。		
	一般競争入札に適しない 2 その性質又は目的によ 付する必要がないと認め	が件の売買その他の契約でその性いものをするとき。 り競争に加わるべき者の数が一だられる程度に少数である契約を ことが不利と認められるとき。	般競争入札に
随意契約	第167条の2 地方自治法第 とができる場合は、次に掲げ	234 条第2項 の規定により随意 ずる場合とする。	契約によるこ
	1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第 5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。		
	地方自治法施行令別表第5	(参考)	
	1 丁東ワは制性の連合	都道府県及び指定都市	250 万円
	1. 工事又は製造の請負	市町村(指定都市を除く)	130 万円
	2. 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160 万円
		市町村(指定都市を除く)	80 万円
	2 thult of the 7 to	都道府県及び指定都市	80 万円
	3. 物件の借入れ	市町村(指定都市を除く)	40 万円

4. 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50 万円
4. 別座の定仏い	市町村(指定都市を除く)	30 万円
5. 物件の貸付け		30 万円
6. 前各号に掲げるもの	都道府県及び指定都市	100 万円
以外のもの	市町村(指定都市を除く)	50 万円

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 11 項 に規定する障害者支援施設 (以 下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第 27 項 に規 定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援セ ンター」という。)、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業(同 条第7項 に規定する生活介護、同条第13項 に規定する就労移行支 援又は同条第 14 項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以 下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若 しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第2 条第1号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として 同法第 18 条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施 設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者と して総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を 受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16 条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号におい て「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設 に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以 下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設に おいて製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進 に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団 体の長の認定を受けたものに限る。) (以下この号において「障害者 支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施 設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契 約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業 を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第 37 条第1項 に規定するシルバー人材セ ンター連合若しくは同条第2項 に規定するシルバー人材センター若 しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通 地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で 定める手続により役務の提供を受ける契約。母子及び父子並びに寡婦 福祉法 (昭和39年法律第 129 号) 第6条第6項に規定する母子・父 子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところ により普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において 「母子・父子福祉団体等」という。) が行う事業でその事業に使用さ れる者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養 しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務 の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定 める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う 施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促

進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共 団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用 される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該 施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約を するとき。 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令 で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新 商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団 体の規則で定める手続により、買い入れ若しくは借り入れる契約又は 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令 で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から 普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける 契約をするとき。 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込 みのあるとき。 8 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がな いとき。 落札者が契約を締結しないとき。 第167条の3 地方自治法第234条第2項の規定によりせり売りによるこ せり売り とができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適してい るものをする場合とする。

各契約の内容、メリット・デメリットに関して、以下説明をする。 (平成26年度包括外部監査報告書より抜粋)

① 一般競争入札

公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、 その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、そ の者と契約を締結する方法。

メリット

- 広く参加者を公募し、選定過程が明らかなため、公平性・透明性が高い。
- 参加者間での競争を促すことで、経済性に優れた相手先と契約することができる。

デメリット

- 経済性のみを追求することにより、結果として不良・不適格業者と契約してしまい、必要な水準の品質を得られない可能性がある。
- 公募から契約までに期間を要し、事務担当者の負担が大きく、事務経費も大きくなる。

② 指名競争入札

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法。

メリット

- 事前に適切と認める参加者に限定するため、不良・不適格業者を排除することができる。
- 参加者間において競争させることで、一般競争入札ほどではないものの、経済性を高める ことができる。
- 一般競争入札に比べて、事務手続きが簡素となり、事務担当者の負担と事務経費が軽減 される。

デメリット

• 入札の参加者が固定される傾向となり、談合が行われる可能性が相対的に高い。

③ 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法。

メリット

- 信用や実績を基に、最も適格と考えられる業者を選定することができる。
- 競争入札に比べ、事務手続きが簡易になり、事務担当者の負担と事務経費が大きく軽減される。

デメリット

- 契約先が固定されやすく、緊張感がなくなることで馴れ合い・不正の起こる可能性が高まる。
- 競争の原理が働きにくく、適正な価格よりも高い契約となるおそれがある。

また、随意契約については、その契約先を選定する方法により以下の2種類に分かれる。

ア)プロポーザル以外

地方公共団体が、契約候補先をこれまでの取引実績や評判などを独自で調査することで絞り込み、さらにその中から、一部の場合を除き相見積りを実施することで価格の妥当性を検討した結果をもって業者を選定する方法。

(注) 本報告書では、2人以上の者から見積書を入手することを、「相見積りを実施する」と表現する。

イ) プロポーザル

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約のうち、一定の条件を満たす提案者から業務委託等に係る企画・技術等の提案を受け、その中から価格及び意欲・実績・能力・実施体制等を総合的に評価し、企画内容として優秀で、地方公共団体にとって最も有利な提案をした業者を受託候補者に決定する方法。

(指名競争入札と似ているが、価格のみでなく、企画内容なども含めて総合的に判断する ところが異なる。)

④ せり売り

買い手に価格を競わせて、最も良い購入条件を提示した先と契約する方法。

(2) 指定管理者制度

体育施設、文化施設、公園などの「公の施設」の管理運営を法人その他の団体に包括的に 代行させる制度である。

もともと「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもって設置しており、かつてはその管理の委託を地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限定していた。しかし民間においても十分なサービスを提供する能力を有する事業者が増加していること、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するには民間のノウハウを活用することが有効であることなどから、平成15年の地方自治法改正において導入された。

指定管理者制度に係る地方自治法の主要な条文は以下のとおりである。

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 ~省略~

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通 地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を 作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

また、指定管理者制度を活用するメリットとデメリットは、以下のものが考えられる。

メリット

- 民間のノウハウを活用することで、より有効かつ効率的に施設の運用ができる。
- 効率的な運用により、経費が節減される。
- サービスの向上が期待できる。

デメリット

- 指定後のモニタリングが有効に機能しないと、事業者が経済性のみを追求し、住民サービスの質が低下する可能性がある。
- 指定期間が短いと、長期的な視点での運営が期待できず、また、ノウハウの蓄積ができない。
- 仕様を十分に検討の上で協定を結ばないと、業務の範囲が不明確になる。

(3) 指定管理者制度における利用料金制と収受代行制

利用料金を徴取する方法として「利用料金制度」と「料金収受代行制度(徴取委託方式)」がある。

「通常の公共施設では、条例により施設の利用料金が定められ、その料金は指定管理者が 徴取を代行するものの、最終的には地方公共団体の収入となり、別途、管理運営に必要とな る経費が指定管理者に支払われるというのが料金収受代行制度である。一方、指定管理者と なる事業者の経営努力を誘導し、会計事務の効率化を図る目的で、指定管理者が収受した施 設の利用料金を指定管理者自身の収入とするというのが利用料金制度である。この利用料金 制度は一般的に、収支採算がとれるような施設における採用が適していると言われている。 これに対して、利用者に対して安価で公平なサービスを提供することに重点がある施設にお いては料金収受代行制度のほうが無難であるとされている。」

利用料金制度と料金収受代行制度の比較

	利用料金制度	料金収受代行制度
メリット	事業者の自主的な経営努力を促すことができ、弾力的な収支計画の立案が可能となる。市場動向に敏感な事業者によって、適切な料金水準を設定することができる。	地方公共団体の意図する価格でのサービス提供が可能となる。収入面でのリスクが極小化されるため、事業継続性が高まる。
デメリット	 事業者の経営状態が料金設定に影響してくること(料金が高くなる等)を否めない。(事業の継続が難しくなる可能性もある。) 事業者の判断によって、力を入れる事業と、力を抜く事業が発生する可能性がある。 	 指定管理料が固定の場合は、利用増加のためのインセンティブが事業者にないため、利用促進の面で難がある。(利用者が多くなればなるほど、経費も増える。) 事業者が工夫を行わない可能性がある。

上記の制度説明及び上表は「川崎昌和 2009 『指定管理者制度における利用料金制と収受代行制』 https://www.murc.jp/library/column/sn_090209/ (閲覧 2024/2/23) 」より抜粋

2. 契約事務(指定管理者制度を含む)の流れ

(1) 契約事務に係る規定等

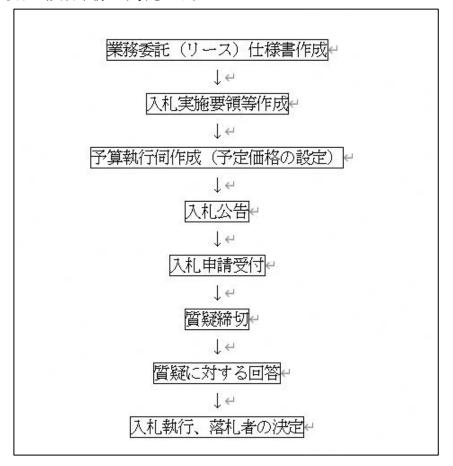
東大阪市における契約事務に係る包括的な規定は、東大阪市財務規則(以下、「財務規則」と言う。)第8章にあり、その構成内容は、「第1節 一般競争入札」、「第2節 指名競争入札等」、「第3節 契約の締結」、「第4節 契約の履行」となっている。

よって、当規則及びその他に東大阪市内部で規定している運用の要領などに基づき、契約先の選定の流れの概略及び規定の内容を契約の種類ごとに示し(以下①~③)、その後に契約の締結及び履行に係る事務手続きの概略を示す(④、⑤)。

また、地方自治法第234条第1項の契約の種類(一般競争入札、指名競争入札など)とは別に、地方自治法第234条の3として別に規定されている長期継続契約に係る契約事務に関する規定等について、その概略を示す(⑥)。

① 一般競争入札による契約先の選定

ア) 事務の流れ(契約事務の手引きより)



イ)規定の内容

財務規則

(入札参加資格)

第86条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (2) 国税及び地方税を納付していること。
- (3) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の適用を受ける建設工事にあっては、同法第 3条第1項に規定する許可を受けて建設業を営んでいること。

(工事の入札参加の特例)

第87条 土木工事、建築工事、設備工事等の一般競争入札に参加しようとする者に必要な 資格は、前条に定めるもののほか、工事の種類に応じ別に定める事項を総合して審査し、等 級別に格付けとして定めるものとする。

(資格審查申請)

第88条 一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定めるところにより第86条の資格の有無についての審査の申請をしなければならない。

(有資格者名簿)

第88条の2 市長は、前条の規定による審査の結果、第86条の資格を有すると認めた者 (以下「有資格者」という。)の名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成しなければな らない。

2 有資格者名簿の有効期間は、従前の有資格者名簿の有効期間の満了の日の翌日から起算

して3年後の日の属する年の3月31日までとする。ただし、市長は、やむを得ない理由がある場合は、当該期間を変更することができる。

3 前項の規定による有資格者名簿の有効期間内において、新たに有資格者となった者又はその資格を失った者について、市長は、随時に有資格者名簿を改訂するものとする。

(営業を承継した場合の通算)

第89条次の各号のいずれかに該当するときは、第86条第1号の規定による営業期間及び同条第2号の規定による税の納付については、前営業者の営業期間及び納付した税を承継者の営業期間及び納付した税とみなす。

- (1) 相続があったとき。
- (2) 個人営業者が法人を組織して、これに営業権を譲渡し、その法人を代表する職に就任し、現にその職にあるとき。
- (3) 法人が解散し、その法人を代表する職にあった者が、営業権を譲り受けて個人営業者となったとき。
- (4) 法人の合併又は分割があったとき。
- (5) 前各号のほか、市長が適当と認めるとき。

(入札の公告)

第90条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)にあっては、入札の期間(以下「入札期間」という。)の初日)の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げるものについて新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期日を3日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時(電子入札にあっては、入札期間及び改札の日時)
- (5) 入札保証金に関する事項(6)入札の無効に関する事項
- (7) 電子入札にあっては、その旨
- (8) 前各号のほか、入札について必要な事項

(資格の確認)

第91条 一般競争入札を行なおうとするときは、入札に参加の申し出をした者について、 入札参加に必要な資格の確認をし、その結果を申し出をした者に通知しなければならない。

(売払いの入札参加資格等)

第92条 売払いの一般競争入札に参加しようとする者の必要な資格及び資格審査の申請方法は、契約の目的物に応じて市長が定め、あらかじめ公告するものとする。

(売払い及び貸付けの入札参加の手続)

第93条 売払い(前条の規定によるものを除く。)及び貸付けの一般競争入札に参加しようとする者は、入札期日の2日前までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に本市に提出した書類があるときはその書類により承認を受けることができる。

- (1) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (2) 個人にあっては、住民票の写し
- (3) 前2号のほか、市長が必要と認める書類

(入札保証金の額)

第94条 令第 167 条の7第1項の規定により納付させる入札保証金の額は、その者の入 札予定金額(売払いを行う電子入札(以下「インターネット公有財産等売却システムによる 入札」という。)にあっては第 100 条第 1 項に規定する予定価格)の 100 分の 3 に相当する 額以上とする。

2 前項の場合において、1,000 円未満の金額は、1,000 円に切り上げるものとする。

(入札保証金の納付)

第95条 市長は、前条の入札保証金を現金で納付させ、又は第134条第1項各号に掲げる担保を提供させなければならない。

(入札保証金の免除)

第96条 次の各号の一に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札 保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 令第 167 条の5第1項に規定する資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第97条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の入札者に対しては開札後還付する。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第98条 落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、 本市に帰属するものとする。

2 第 96 条第2号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく 期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の3に相当する額以上の違約 金を徴収することができる。

(入札の方法と手続)

第99条 入札(電子入札を除く。)をしようとする者は、図面、設計書、仕様書及び現場又は現物若しくは見本を確認の上必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。

- 2 電子入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書及び現場又は現物若しくは見本を確認の上、必要事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信することにより入札をしなければならない。この場合において、インターネット公有財産等売却システムによる入札以外の電子入札については、当該電磁的記録に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。)であって市長が別に定めるものを併せて送信しなければならない。
- 3 前2項の場合において、入札保証金を要するものについては、その納付済証を提示(電子入札又は郵便による入札にあっては、その納付済証の写しを提出)しなければならない。
- 4 第1項の入札は、指定の場所に出席して、指定の時間内に行わなければならない。ただ し、市長が郵便による入札を認めたときは、この限りでない。
- 5 代理人により入札をしようとする者は、委任状を提出し、確認を受けなければならない。

(予定価格の設定)

第 100 条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様 書、設計書等によって予定し、その予定した価格(以下「予定価格」という。)を記載した書面を封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格を入札執行前に公表す

る場合は、この限りでない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。 ただし、一定期間継続して行なう製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合 においては、単価について、その予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引きの実例価格、需給の状況、 履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短、支払時期等を考慮して適正に定めなけ ればならない。

(最低制限価格の作成)

第101条 令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合には、予定価格に併記しなければならない。

(入札の無効)

第102条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が指定の日時までに指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札
- (3) 入札金額の訂正された入札
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項について、2通以上行なった入札又はこれらの者が さらに他の者を代理して行った入札
- (5) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその 額が所定の額に達していない入札
- (7) 入札書に入札金額及び入札者の記名押印のない入札 (電子入札にあっては、第99条 第2項に規定する方法によらない入札) 又はこれらが明確でない入札
- (8) 委任状を提出しないで代理人が行った入札
- (9) 前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札

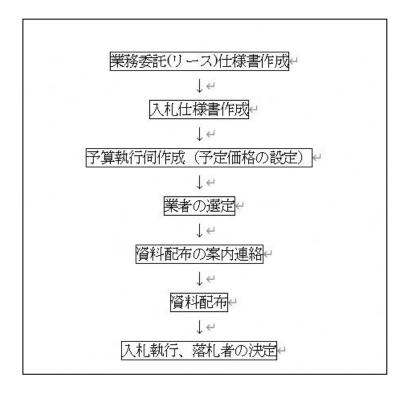
(入札の中止等)

第103条 市長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、電子入札に係る電子情報処理組織に障害が生じたとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日若しくは入札期間を変更することができる。この場合においては、直ちにその旨を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。

(落札者の通知)

第 104 条 一般競争入札の落札者が決定したときは、直ちにその旨を入札に参加した者に通知しなければならない。

- ② 指名競争入札による契約先の選定
- ア) 事務の流れ(契約事務の手引より)



イ) 規定の内容

財務規則

(入札者の指名)

第105条 令第 167 条の 12 の規定により指名競争入札に付そうとするときは、有資格者名簿により適当と認める者を5人以上指名しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

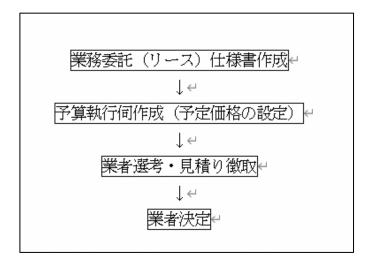
2 前項の指名をしたときは、当該指名を受けた者に対し、第 90 条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第106条 第86条から第89条まで及び第93条から第104条までの規定は指名競争入札の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「新聞、掲示その他の方法により公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

③ 随意契約による契約先の選定

ア) 事務の流れ(契約事務の手引きより)



イ) 規定の内容

財務規則

(随意契約の相手方)

第107条 随意契約(令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約(以下「特定随意契約」という。)を除く。)の相手方は、有資格者名簿に登載された者でなければならない。ただし、急施を要するときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

(随意契約)

第108条 令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

(随意契約の限度額)

第108条の2 今第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れ 800,000 円
- (3) 物件の借入れ 400,000 円
- (4) 財産の売払い 300,000 円
- (5) 物件の貸付け 300,000 円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

(特定随意契約の手続)

第 108 条の 3 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 特定随意契約をしようとするものについて、当該年度における発注の見通しに関する事項をあらかじめ公表すること。
- (2) 前号の見通しに関する事項に変更を生じたときは、変更後の当該事項を速やかに公表すること。
- (3) 特定随意契約を締結する日の相当期間前までに当該契約について、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 契約の目的とするものの種類、数量、履行期その他契約の内容

- イ 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、契約の公正性及び透明性を確保するため必要がある と市長が認める事項
- (4) 特定随意契約を締結した後、速やかに当該契約について、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 契約の相手方の名称又は氏名
 - イ 契約の相手方とした理由
 - ウ 契約金額及び契約締結日
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、契約の締結状況に関する事項
- 2 前項に規定するもののほか、特定随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

随意契約については、上記の財務規則の他に、基本的な基準や手順を示したものとして「東 大阪市随意契約ガイドライン」、「プロポーザルの手引き」を作成している。

a 「東大阪市随意契約ガイドライン」の概要

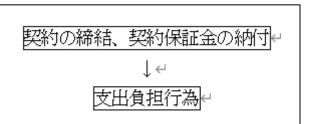
賃貸借・委託役務関係業務など各発注課にて契約を締結する業務の事務を適正かつ円滑に 進めるために、随意契約に係る事項の解釈を示すとともに、事務手続き上必要な事項を定め るもの。

具体的には、随意契約によることができる場合を規定している地方自治法施行令第167条の2第1項各号の運用上の解釈を、事例を交えて説明している。

b 「プロポーザルの手引き」の概要

随意契約の相手先をプロポーザルにより選定をする場合の留意事項や事務手続きの流れを説明するもの。実施要領など関係書類を作成するとともに、選考委員会を設置して公平な審査を行わなければならない。

- ④ 契約の締結
- ア) 事務の流れ(契約事務の手引より)



イ) 規定の内容

財務規則

(支出負担行為とその整理期分)

第37条 各部等の長が、支出負担行為をするときは、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定しなければならない。

- 2 各部等の長は、支出負担行為をした後に当該支出負担行為をした金額を変更しなければならないときは、直ちにその変更による増加額又は減少額に相当する金額について支出負担行為の更正をしなければならない。
- 3 各部等の長は、前項の支出負担行為の更正をしたときは、直ちに支出負担行為更正書により会計管理者に通知しなければならない。
- 4 支出負担行為の整理時期、範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第1に定める区分によるものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、別表第2に定めるものについては、別表第2に定める区分 によるものとする。
- 6 前2項の規定によりがたいものについては、市長が定める。

(会計管理者への事前協議)

第38条 各部等の長は、市長が別に指定する支出負担行為をするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

(契約の確定)

第 110 条 本市から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、 その日から 10 日以内に契約書に記名押印のうえ市長が定める書類を添えて、これを提出 しなければならない。この場合において、契約保証金又は保証人を要するものについては、 契約保証金を納付し、又は保証人を立てなければならない。

- 2 前項の規定による契約締結の手続を怠ったときは、その者に係る落札又は契約の決定は、無効となることがある。
- 3 契約は、市長が第1項の規定により提出された契約書に記名押印した時に確定する。

(契約書の作成)

第 111 条 市長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

- 2 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、 次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該 当のない事項については、この限りでない。
- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法(3)監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法(8)前各号のほか、必要な事項

(契約書の省略)

第 112 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が50万円以下の契約をするとき。
- (2) せり売りにより契約をするとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して、その物品を引き取るとき。
- (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の場合において市長は、契約の適正な履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該契約の相手方から請書を徴するものとする。

(仮契約書の交換)

第113条 議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、当該契約について市議会の議決があったときに、本契約を締結する旨を記載した仮契約書を交換するものとする。

(契約締結の通知)

第114条 契約を締結したときは、契約通知書により、すみやかに当該契約の締結を請求した各部等の長に通知するものとする。

(契約保証金の額)

第 115 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約金額(インターネット公有財産等売却システムによる入札により契約を締結する場合には、予定価格)の 100 分の 3 に相当する額以上とする。

(契約保証金の納付)

第116条 契約保証金の納付については、第95条の規定を準用する。

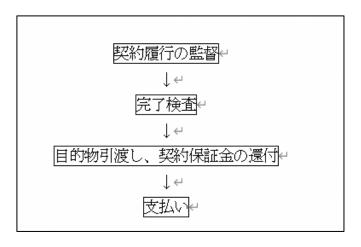
(契約保証金の免除)

第 117 条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する ことができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 本市が、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 法令に基づき、代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。

⑤ 契約の履行

ア) 事務の流れ(契約事務の手引より)



なお、契約履行の監督は「契約担当者が契約完了の時まで、業者が、契約の内容どおり適切、 忠実に行っているかを監督すること」(「契約の手引き」)とされているが、もう少し具体的に は、検査のみによっては給付内容の確認に万全を期すことができないものについて、その履 行の過程に立会い、履行の適合性・十分性や工程の管理状況を確認し、相手方に指示等を行 うこと、と説明できる。

完了検査は、業務完了届が提出された時に、契約書、仕様書等の関係書類に基づき、検査すること(「契約の手引き」)である。これについては様式8に即して、検査を実施した職員は実施日を記載して自署捺印することとされている。

	○○業務完了届		様式84		
	₽				
		令和	年 月	Ħ	
		17 1°H	T 7	н	
(宛先) 東大阪市長 ↔					
€i					
	住所↩				
	業者名↩				
	氏名↩				
()					
선 고리풀정사 소화 도 다 F	サウフトン かなおはむかみ				
下記業務は、令和 年 月 E ←	日元」したので曲け出ます。↩				
€	記也				
é.	RC.				
1 業務名 〇〇〇〇〇〇〇第	養務↩				
2 業務場所←					
3 契約金額←					
4 履行期限 令和 年 月	Ħ↔				
el .					
()					
←					
	C 1 de Toto≣m 1 de-c.la			1	
上記業務は、届出のとおり完成した	ことを確認します。そ				
令和 年 月 日↩					
+ 7 D U U U U U U U U U U U U U U U U U U					
4					
北足	氏名	rr.	a i		
<u>所属</u>			-		
←					
₽				- 1	

イ) 規定の内容

財務規則

(権利の譲渡等の制限)

第121条 契約から生ずる権利又は義務は、本市の承認がなければ他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。

(監督又は検査)

第122条 各部等の長は、法第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行わなければならない。この場合において、請負工事については、東大阪市工事施工規程(昭和59年東大阪市訓令第6号)の定めるところによるものとする。

(監督又は検査の委託)

第123条 前条の規定は、令第167条の15第4項の規定により委託を受けた者が監督 又は検査を行なう場合に準用する。

(検査における不合格)

第124条 検査の結果、不合格と判定されたときは、契約者は自己の費用をもって遅滞なく取りこわし、撤去、取替え又は補修等の必要な処置をとらなければならない。

2 契約者又はその代理人が、正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(目的物の引渡し)

第 125 条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあってはしゅん工検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び買入れの契約(不動産に係るものを除く。)にあっては引渡場所において完納検査に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについてはこの限りでない。

2 前項の引渡前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払い)

- 第 126 条 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前に、その代価の範囲内において支払うことがある。
- 2 前項の規定による支払い(以下「部分払い」という。)の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の 10 分の9、物品についてはその代価の範囲内とする。
- 3 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)に基づき、登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証による前払金の支払いをした工事について、部分払いをするときは、当該既済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を前払金の額に乗じた額を、前項の規定による支払金額から差引いた額の範囲内とする。
- 4 市長が必要と認めるときは、部分払いの対象となる工事その他の請負に係る物件について、契約者に本市を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(遅延損害金)

第127条 契約者の責に帰すべき理由により、契約者が請負又は買入れの契約に基づく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、請負又は買入れ代金額につき、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収することができる。ただし、工事その他の請負で部分引渡しにより一部を使用したときは、その部分に対する請負代金相当額を請負代金額から控除した額につき損害金を計算する。

- 2 市長において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約において特に損害 金の額を定めることができる。
- 3 第1項に規定する遅延損害金の総額が、100 円未満のものについては、これを免除する。
- 4 遅延損害金は、契約者に対する支払代金から差引くことができる。

(契約者の請求による履行期限の延長)

- 第 128 条 契約者は、災害その他正当な理由により、契約の履行が遅延するおそれがある ときは、直ちにその理由を市長に届け出て履行期限の延長を求めなければならない。
- 2 前項の規定により、履行期限を延長したときは、契約者に通知するものとする。

(契約の解除)

- 第129条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。
- (1) 契約者が、正当な理由なしに契約の着手期限を過ぎても着手しないとき。
- (2) 契約者が、契約の期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約者が、建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (4) 契約者又はその現場代理人その他の使用人が、監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (5) 前各号のほか、契約者又はその代理人が、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約解除時の処理)

第130条 前条の規定により、契約を解除したときは、市長の選択により契約者の費用で 既済部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物品の引取りをさせ又は市長の認定による金 額(以下本条において「交付金」という。)を交付し、既済部分等を本市に帰属せしめる。

- 2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合に準用する。
- 3 前項の場合において契約者において支払うべき遅延損害金その他損害金があるときは

交付金から差し引くことができる。

(契約解除の通知)

第131条 市長は、第129条の規定により、契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約者に通知するものとする。

2 契約者において前項の規定による書面の受領を拒み、又は契約者の所在が不明のため、 前項の規定による通知をすることができないときは、掲示その他の方法により公告す るものとする。

⑥ 長期継続契約

長期継続契約とは、予算の単年度主義に対する特例として認められる複数年度にわたる契約である。

ア)事務の流れ

随意契約によることができる予定価格の金額の基準を「契約期間全体の予定総額」で判断することと、翌年度以降契約期間内は契約先の選定が不要となること以外は他の契約と同様である。

イ) 法令等の内容

地方自治法

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 17 の規定に基づき、本市が締結する長期継続契約(地方自治法(昭和 22 年 法律第 67号)第 234 条の3に規定する契約をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定 めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17の条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。(1)電子計算機その他の事務用機器(これらに付随して使用するものを含む。)の借入れに関する契約

- (2) 庁舎その他本市の施設(これらに付随する機械設備等を含む。)の警備、清掃、保守点 検等の維持管理に関する委託契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約における契約期間は、5年以内とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、市長が定める

長期継続契約については、上記の「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を 定める条例」の他に、内部規定として「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」を作 成している。

a 「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」の概要

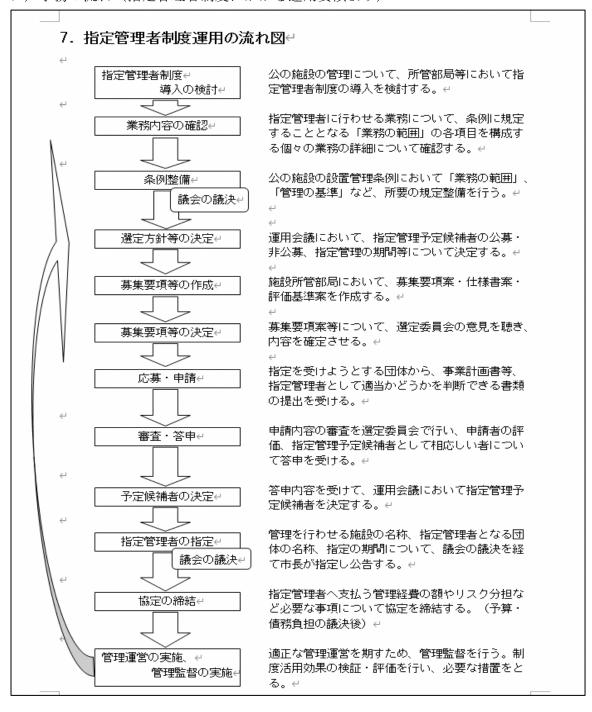
条例で定める長期継続契約の対象となる契約の内容、契約の期間についてより具体的に例示、説明し、その他留意すべき事項、契約課への報告書の取扱いを定めている。

(2) 指定管理者制度に係る規定等

東大阪市における指定管理者制度は、「東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定されている。

よって、当条例と関連する条例施行規則及び指定管理者制度にかかる運用要領に基づき、指定管理者の指定の流れの概略及び規定の内容を示す。

また、指定管理者制度にかかる運用要領に定められているとおり、毎年度、事業の評価 (モニタリング) を実施することとされている。



イ) 規定の内容(令和4年4月1日時点)

東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理予定候補者の募集)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者となるべき団体(以下「指定管理予定候補者」という。)を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該施設の性質、機能等からその利用について特に必要とされる知識及び経験を 有する団体に継続的な管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的をより効 果的に達成することができる場合
- (2) 本市の事業を受託している団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の 目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合
- (3) 地域住民で組織する団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的を 効果的に達成することができる場合
- (4) 当該施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて特別の理由がある場合
- 2 前項の規定による公募を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 市長は、同項の規定にかかわらず指定管理予定候補者を公募しないことができる。
- (1) 公募に応ずるものがなかったとき、又は公募に応じたものに係る審査の結果、指定管理予定候補者に該当するものがなかったとき。
- (2) 指定管理予定候補者を指定管理者として指定することが不可能又は著しく不適当であると認められるとき。

(指定管理予定候補者等の資格)

第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他規則で定める団体は、指定管理予定候補者及び指定管理者となることができない。

(指定管理予定候補者の選定手続)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定める基準により総合的に審 査し、指定管理予定候補者を選定するものとする。

(指定管理予定候補者の募集及び選定手続の特例)

第4条の2 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等を行う公の施設について、当該公の施設に係る選定事業者(同条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)にその管理を行わせようとするときは、第2条、前条及び第15条第2項の規定にかかわらず、前条第2項の基準を考慮して、当該選定事業者を指定管理予定候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定に当たり、事業計画書その他必要と認める書類の提出を選定事業者に求めることができる。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、第4条第2項又は前条第1項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を指定管理予定候補者その他第4条第1項の規定により申請した者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

- 第6条 市長は、法第244条の2第6項の議決があったときは、当該議決に係る指定管理 予定候補者を指定管理者に指定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を当該指定管理予定候補者に 通知するとともに、公告しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長は、公の施設の管理について、次に掲げる事項に関し、指定管理者と協定を 締結するものとする。

- (1) 第4条第1項又は第4条の2第2項の事業計画書に記載された事項
- (2) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人に関する情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 損害賠償に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

- 第8条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内にしなければならない。
- 2 法第244条の2第11項の規定により年度の途中で指定を取り消された指定管理者は、 指定を取り消された日から起算して30日以内に、その管理する公の施設の管理の業務 に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の事業報告書の記載事項は、次のとおりとする。
- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 当該施設の使用状況
- (3) 使用料又は利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の徴収等)

第9条 法第244条の2第10項の規定による報告の徴収、実地の調査又は必要な指示は、 定期又は臨時に行うものとする。

(指定の取消し等の通知等)

- 第10条 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部 若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)については、第6条第2項の規定を準用する。
- 2 指定の取消し等が指定管理者の責めに帰すべき事由による場合においては、当該指定の取消し等により指定管理者に損害が生じたときであっても、本市は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき(当該指定期間の満了後引き続き当該指定に係る公の施設の指定管理者に指定されたときを除く。次条において同じ。)、又は指定を取り消されたときは、当該指定に係る公の施設及びその設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(業務引継義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等がなされたときは、市長又は市長が指定するものにその業務を引き継がなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により、当該指定に係る公の施設又はその設備等を 損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がや むを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人に関する情報の取扱い等)

- 第14条 指定管理者は、個人に関する情報の漏えいの防止その他の個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者の役員及びその職員は、公の施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、 又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。指定管理者の指 定期間が満了したとき、若しくは指定を取り消されたとき、又はその職を退いたとき も同様とする。

(選定委員会)

- 第 15 条 指定管理予定候補者の選定に資するため、市長及び教育委員会の附属機関として、東大阪市指定管理予定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
- 2 選定委員会は、指定管理予定候補者の選定に当たって、必要な事項を審査する。
- 3 前項に規定する審査は、審査する事案ごとに、委嘱し、又は任命される委員で構成される合議体で行う。
- 4 選定委員会の組織、運営その他選定委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(教育委員会の管理する公の施設への適用)

第16条 教育委員会の管理する公の施設に係るこの条例の適用については、第2条、第4条、第4条の2、第5条、第6条(第10条第1項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第11条から第13条までの規定及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び第4条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(令和4年4月1日時 点)

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成25年東大阪市条例第21号。以下「条例」という。)の施行その他必要な事項につい て定めるものとする。

(指定管理予定候補者等の資格)

- 第2条 条例第3条の規則で定める団体は、次のとおりとする。
- (1) 団体の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 するものと認められる者を含む。以下同じ。) のうちに次のいずれかに該当する者 がある団体
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの者
- イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- エ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不 正の利益を得るために連合した者

- (2) 団体の役員であって代表権を有するもののうちに破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものがある団体
- (3) 破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた団体又は更正手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした団体(更生計画の認可の決定 又は再生計画の認可の決定がなされた団体を除く。)
- (4) 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げ、又は不正 の利益を得るために連合した団体
- (5) 団体の責めに帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第 1項において準用する場合を含む。)の規定により、本市の一般競争入札又は指名 競争入札の参加を制限されている団体
- (7) 国税又は地方税を滞納している団体
- (8) 共同企業体である団体であって、その構成団体のうちに前各号のいずれかに該当する団体があるもの

(指定の申請)

- 第3条 条例第4条第1項の申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1)とする。
- 2 条例第4条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 役員名簿(様式第2)
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他指定管理予定候補者の選定に関し必要と認める書類

(指定管理予定候補者の選定の基準)

- 第4条 条例第4条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (3) 事業計画書の内容が管理を行わせる公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (5) その他市長が必要と認める基準

(選定結果の通知)

第5条 条例第5条の規定による通知は、指定管理予定候補者選定結果通知書(様式第3) により行うものとする。

(指定の通知等)

- 第6条 条例第6条第2項の規定による通知は、指定管理者指定通知書(様式第 4)により行うものとする。
- 2 条例第6条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定管理者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第7条 条例第8条の事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第5)とする。

(資格を欠くこととなった場合の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が、第2条各号に掲げる団体のいずれかに該当することとなった場合であって、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

(指定の取消し等の通知等)

- 第9条 条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知書又は命令書により行うものとする。
- (1) 指定を取り消す場合 指定管理者指定取消通知書(様式第6)
- (2) 管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合 指定管理者業務停止命令書(様式第7)
- 2 条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。
- (1) 指定を取り消した場合
- ア 指定の取消しに係る公の施設の名称
- イ 指定を取り消した指定管理者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- ウ 指定を取り消した日
- エ 指定を取り消した理由
- オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合
- ア 管理の業務の停止に係る公の施設の名称
- イ 管理の業務の停止を命じた指定管理者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名
- ウ 停止を命じた管理の業務の範囲及び停止の期間
- エ 管理の業務の停止を命じた理由
- オ その他市長が必要と認める事項

(選定委員会の組織)

- 第 10 条 条例第 15 条の東大阪市指定管理予定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。) は、委員 12 人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長(教育委員会の所管に属する事案にあっては、 教育委員会。次条及び第16条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体その他の団体の役員又は職員
- (3) 本市の住民
- (4) 本市の職員
- 3 委員の任期は、当該委員に係る事案の審査が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第 11 条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちからそれぞれ市長が指名する。
- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第12条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第13条 委員長は、特に緊急を要するため選定委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより選定委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、 同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する 電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席した」 とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものと する。

(関係者の出席)

第 14 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 選定委員会の庶務は、審査に係る公の施設を所管する局又は部(これらに置かれない組織にあっては、当該組織)において処理する。

(選定委員会の細目)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

指定管理者制度にかかる運用要領

- 5. 指定管理期間中の手続き
- (4) 事業の評価 (モニタリング)

指定管理者制度運用による効果を検証するため、毎年度、管理運営及び実施事業の評価を 行うものとする。

評価結果は、施設広報板への掲示、市ウェブサイトへの掲載その他の方法により、市民・利用者への情報提供を図るものとする。

また、第三者による公平・中立かつ専門的な視点と利用者目線に立った評価を行い、指定管理者及び行政の業務改善に役立てることで、サービス水準の維持・向上を図るものとする。

V. 外郭団体について

1. 東大阪市における外郭団体の概要

東大阪市では、「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」(以下「外郭団体要綱」という。)において、外郭団体を下記のとおり定義している。

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、東大阪市(以下「市」という。)の外 郭団体(以下「法人」という。)の運営に関する指導及び調整等について必要な事項を定め るものとする。

(対象とする法人)

第2条 この要綱において「法人」とは、専ら本市を活動の拠点としている団体で、市が出資、 出捐若しくは財政的援助又は派遣等の人的援助を行っている別表に定める法人をいう。

別表

- 1 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
- 2 公益財団法人東大阪市学校給食会
- 3 公益財団法人東大阪市公園環境協会
- 4 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
- 5 公益社団法人東大阪市シルバー人材センター
- 6 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構
- 7 公益財団法人東大阪市文化振興協会
- 8 東大阪再開発株式会社
- 9 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構

2. 東大阪市における外郭団体の見直しに係る取組み

(1) 概要

東大阪市では、これまで、平成18年3月に見直し方針、平成20年9月に統廃合等方針を策定 し、外郭団体の見直しに係る取組みを実施している。

なお、見直し方針では、外郭団体について、「東大阪市を活動の拠点とし、市が出資又は財政的援助あるいは人的派遣等を行っている特殊法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、株式会社」と定義している。

(2) 東大阪市外郭団体の見直し方針(平成18年3月)

見直し方針は、指定管理者制度の導入ともあいまって、外郭団体に対する市の関与のあり方が厳しく問われ、自立的な法人運営が求められることを踏まえ、統廃合も視野に入れた取組みを進めようとするものである。

見直し検討期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とされ、平成17年度から平成18年度の2年間を集中見直し期間とすることとされており、見直しの進め方は次のとおりとされていた。

【見直し方針における見直しの進め方】

① 法人の再検証

社会経済状況の変化を踏まえ、類似法人のグループ化により再度検証し、存立意義の薄れた法人の廃止を進めるとともに、必要な法人についてはより効果的な活用を検討していく。

② 統廃合の推進

法人の再検証の結果を踏まえ、法人の統廃合を積極的に推進していく。

見直し方針の策定当時の外郭団体は、平成18年3月に解散した財団法人東大阪市文化財協会を含め17法人であった。

(3) 東大阪市外郭団体統廃合等方針(平成20年9月)

市では見直し方針に基づく具体的な取組みを進めていたが、平成20年12月の公益法人制度改革関連法(※1)の施行を前に、制度改革への対応に向けて、存廃を含めたあり方を点検し、今後の方向性を明確なものとするための方針として統廃合等方針が策定された。

統廃合等方針の策定当時の外郭団体は、財団法人東大阪市文化財協会と財団法人東大阪市開発公社の解散により、見直し方針策定当時から2法人減少し、15法人であった。

(※1)次の3法を併せて「公益法人制度改革関連法」という。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(4) 公益法人制度改革への対応

平成20年12月に施行された公益法人制度改革関連法のもとでは、旧民法第34条の規定に基づいて設立された特例民法法人は平成20年12月1日から平成25年11月30日までの5年間の移行期間内に、一般社団・財団法人として移行認可を受けるか、公益社団・財団法人として移行認定を受けるか、選択することが求められた。また、この期間内に移行認可申請又は移行認定申請がなされなければ、解散したものとみなされることとされた(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第46条第1項)。

市の外郭団体における公益法人制度改革への対応については、統廃合等方針において、次のとおり記載されている。

【統廃合等方針(抜粋)】

国の行政改革の一環として公益法人制度改革関連 3 法が本年 12 月 1 日より施行され、本格的に公益法人制度改革が実施される。

本市の公益法人はこれまで主務官庁の許可を受け、公益を目的とした事業を行ってきたことから、公益法人制度改革後も引き続き公益を担う法人として公益認定を受け、公益社団法人・公益財団法人として活動することを目指す。

ただし、一般社団法人・一般財団法人として活動する方が法人運営の自由度が高いというメリットがあること、また、一般社団法人・一般財団法人であっても非営利型の法人として活動する場合は、原則非課税の優遇措置を受けることが可能なことから、本市の外郭団体においては公益認定を受けることを前提とするが、今後の情勢を見極めつつ非営利型の一般社団法人・一般財団法人として活動していくことについても柔軟に対応していくこととする。

このような方針のもと、市の外郭団体のうち、公益法人制度改革において、特例民法法人に位置づけられた法人は、解散した団体を除き、現在はすべて公益社団法人又は公益財団法人に移行している。なお、公益法人制度改革関連法の施行後に設立されたツーリズム振興機構は一般社団法人である。

(5) 外郭団体の変遷

市の外郭団体は、上記のように、見直し方針及び統廃合等方針に基づき、外郭団体の統廃合及び公益法人制度改革への対応を行ってきた。

そして、統廃合等方針に基づく統廃合と平成28年10月のツーリズム振興機構の設立により、 令和4年4月現在の外郭団体は9法人となっている。 見直し方針の策定以降の市の外郭団体の変遷についてまとめると、下表のとおりである。 (以下、平成30年度包括外部監査報告書より引用)

【外郭団体の変遷】

【外郭団体の変遷	호】		
【平成 18 年 3月	「見直し方針」当時】:17 %	法人	
1 財団法人東大	、阪市開発公社	10	財団法人東大阪市文化財協会
2 社会福祉法人	東大阪市社会福祉協議会	11	財団法人東大阪市中小企業振興会
3 財団法人東大	、阪市学校給食会	12	財団法人東大阪市施設利用サービス協会
4 財団法人東大	、阪市公園協会	13	東大阪市駐車場整備株式会社
5 財団法人東大	、阪市環境保全公社	14	財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター
6 東大阪市土地	也開発公社	15	社会福祉法人公共社会福祉事業協会
7 財団法人東大	に阪市雇用開発センター	16	東大阪再開発株式会社
8 社会福祉法人	東大阪市社会福祉事業団	17	株式会社東大阪住宅公社
9 社団法人東大	阪市シルバー人材センター		
平成18年3月	財団法人東大阪市文化財		
	(業務は財団法人東大阪	市施	設利用サービス協会へ引継ぎ)
平成20年4月	財団法人東大阪市開発公		军 散
	「統廃合方針」当時】:15 %	去人	
1 社会福祉法人	東大阪市社会福祉協議会	9	財団法人東大阪市中小企業振興会
	、阪市学校給食会	10	財団法人東大阪市施設利用サービス協会
3 財団法人東大	、阪市公園協会	11	東大阪市駐車場整備株式会社
4 財団法人東大	、阪市環境保全公社	12	財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター
5 東大阪市土地	也開発公社	13	社会福祉法人公共社会福祉事業協会
6 財団法人東大	、阪市雇用開発センター	14	東大阪再開発株式会社
7 社会福祉法人	、東大阪市社会福祉事業団	15	株式会社東大阪住宅公社
8 社団法人東大	阪市シルバー人材センター		
平成23年4月			材センター 公益社団法人に移行
平成24年2月			興会・財団法人東大阪市勤労者福祉サービス
			、阪市中小企業振興勤労者福祉機構が発足
	財団法人東大阪市公園協	会 -	一般財団法人に移行
平成24年4月	財団法人東大阪市施設利	用サ	ービス協会 公益財団法人に移行
	(名称を公益財団法人東	大阪	市文化振興協会に変更)
	財団法人東大阪市環境保	全公	社 解散
平成25年4月	(業務は一般財団法人東	大阪	市公園協会へ引継ぎ)
			ンター 一般財団法人に移行
平成25年5月	財団法人東大阪市中小企	業振	興勤労者福祉機構 公益財団法人に移行
	(名称を公益財団法人東	大阪	市産業創造勤労者支援機構に変更)
平成26年3月	東大阪市土地開発公社 角	解散	
平成 26 年 4 月	財団法人東大阪市学校給	食会	公益財団法人に移行
平成26年9月	東大阪再開発株式会社·	東大	阪駐車場整備株式会社 合併
平成27年4月	一般財団法人東大阪市公	園協	会 公益財団法人に移行
	(名称を公益財団法人東	大阪	市公園環境協会に変更)
平成 28 年10月	一般社団法人東大阪ツー	リズ	ム振興機構 設立
平成29年3月	一般財団法人東大阪市雇	用開	発センター 解散
	株式会社東大阪住宅公社	解散	<u></u>

【令和4年4月現在】:9法人

- 1 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
- 2 公益財団法人東大阪市学校給食会
- 3 公益財団法人東大阪市公園環境協会
- 4 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
- 5 公益社団法人東大阪市シルバー人材 センター
- 6 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構
- 7 公益財団法人東大阪市文化振興協会
- 8 東大阪再開発株式会社
- 9 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構

3. 外郭団体に関する市の要綱、要領等

(1) 概要

見直し方針及び統廃合等方針のほか、外郭団体の運営指導等に関する市の要綱、要領等には表のようなものがある。

【表7】外郭団体の運営指導等に関連する要綱、要領等

【表7】外郭団体の連宮指導	寺に関連りる安和	则、 安阴守
区分/名称	策定又は 直近改正年月 (※1)	内容
【外郭団体の運営指導全般に	関するもの】	
東大阪市外郭団体の運営 指導等に関する要綱 (外郭団体要綱)	令和3年10月	外郭団体の運営に関する指導及び調整等について必要な事項を定めるもの。
東大阪市外郭団体検討会議設置要綱	令和2年4月	外郭団体の全庁的な方針について検討し、外郭 団体の法人運営について指導及び調整等を行 い、もって外郭団体の効率的な法人運営を確保 するために設置する検討会議について定める もの。
【外郭団体に対する財政的関	与に関するもの	(補助金)】
団体に対する補助制度 運用基準	平成20年11月	団体に対する補助制度の運用について東大阪 市補助金等交付規則を補完するものとして策 定されたもの。
【外郭団体に対する財政的関	与に関するもの	(指定管理) 】
外郭団体と指定管理者 制度にかかる今後の方針	平成25年5月	指定管理者の選定は原則公募とする一方、非公募により外郭団体を指定管理者に指定する場合の一定の要件を定めたもの。
指定管理者制度にかかる 運用要領	令和3年5月	平成25年8月に施行された東大阪市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例に対応 した指定管理者制度への円滑な対応と効果的 な運用を図ることを目的に制定されたもの。
【外郭団体に対する人的関与	に関するもの】	
人的関与のあり方に ついて	平成24年5月	市職員及び市退職職員が外郭団体役職員に就任するにあたっての人的関与のあり方について整理するもの。
東大阪市退職職員の 公益法人等の役職員への 就任基準	令和4年4月	市退職職員が外郭団体の役職員に就任する際の基準を定めるもの。

(※1) 令和5年度以降の改正年月は未反映。

(2) 外郭団体の運営指導全般に関するもの

外郭団体の運営指導全般に関する要綱としては、まず、外郭団体要綱が挙げられる。外郭団体要綱は平成18年4月に施行されており、その内容は次のとおりである。

【外郭団体要綱 令和4年4月1日現在】

(趣 旨)

第1条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、東大阪市(以下「市」という。)の外 郭団体(以下「法人」という。)の運営に関する指導及び調整等について必要な事項を定め るものとする。

(対象とする法人)

- 第2条 この要綱において「法人」とは、専ら本市を活動の拠点としている団体で、市が出 資、出捐若しくは財政的援助又は派遣等の人的援助を行っている別表に定める法人をいう。 (法人の統括)
- 第3条 企画財政部長は統括部門として、法人の運営指導等について、統一的かつ総合的に 行われるよう指導・調整することとする。

(経営企画部長の責務)

第4条 所管部長から企画財政部長へ協議事項または報告事項があった場合、企画財政部長は、その内容について点検を行い、疑義が生じた場合は、所管部長に対して速やかに是正を求めるものとする。

(所管部長の責務)

第5条 所管部長は、所管する法人に対し、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って その業務が適正かつ効率的に運営されるよう、適切に指導することとする。

また、以下の各号に掲げる事項については、速やかに対処することとする。

- (1) 法人が次に掲げる事項を行おうとする場合は、事前協議を求めることとする。
 - ① 廃止または統合
 - ② 定款または寄附行為の変更
 - ③ 役員の選任
 - ④ 組織の新設または改廃
 - ⑤ 役員の報酬及び職員の給与の決定
 - ⑥ 諸規程の制定または改廃
 - ⑦ 基本財産の造成または処分
 - ⑧ 重要な財産の取得または処分
 - ⑨ 各事業年度の事業計画及び予算の作成または変更
 - ⑩ 職員等の採用及び退職
- (2) (1)に掲げる事前協議を受けたときは、企画財政部長と協議のうえ、当該法人に対し適切な指導を行うこととする。
- (3) 所管部長は、次に掲げる事項について、適宜法人に報告を求めることとする。また、必要があると認める場合は、企画財政部長に報告することとする。
 - ① 主要な事業の進捗状況
 - ② 前年度の事業報告及び決算
 - ③ その他特に報告を要すると認められる事項

(運営等の指導に関する事項)

- 第6条 所管部長は、以下の事項について適切な指導または対処を行うこととし、毎年度各 事項について、その状況と指導・対処内容を企画財政部長へ報告するものとする。
- (1) 職務権限と責任の所在の明確化
 - ① 独立した事業主体として法人自らの責任で事業が遂行されるよう、経営者の職務権限と経営責任や結果に対する責任の所在を明確にするよう求めること。
- (2) 効率的な経営組織形態の確立に向けての取り組み
 - ① 意思決定者及び指示命令系統の明確化とその徹底を図るよう求めること。

- ② 法人職員の資質向上を図るため、人材育成の取り組みに協力すること。
- (3) 経営基盤の充実強化
 - ① 経営方針を明確にするよう求めるとともに、自主財源による自主運営を基本とした自らの経営努力により採算性の確保に努めるよう求めること。
 - ② 役員及び職員の報酬・給与については、経営状況を十分考慮するよう求めること
 - ③ 法人自らが中長期経営計画を策定し、達成状況を評価・検証するなかで課題を明確化し、経営の健全化と効率化に向けて取り組むよう求めること。
 - ④ 事業の性格上、不採算とならざるを得ない部門を抱かえる団体については、他の部門での経営努力により補填することを原則とするが、補填し得ない場合は、その内容についてあらかじめ明らかにしておくこと。
 - ⑤ 急激な社会経済情勢の変化により、経営に重大な支障をきたすような事態が生じた場合は、関係者間で協議を行うこと。
- (4) 適切な人員配置
 - ① 法人設立の趣旨を勘案し、役員及び職員の適材適所の配置に努めるよう求めること。
 - ② 法人の役員及び職員数が、事業規模、事業内容及び経営状況に応じたものとなるよう 求めること。
 - ③ 民間の人材やノウハウをできる限り活用すべく、長期的な視野に立って、法人雇用職員の採用・養成を行うよう求めること。
- (5) 事業内容の点検
 - ① 法人の事業が、社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに適応したものであるよう絶えず点検を行うこと。
 - ② 法人により提供されるサービスについて、その水準と事業コストとを総合的に捉え、 行政直営方式、あるいはNPO法人や民間企業により提供されるサービス・コストの水 準と比較検討すること。
 - ③ 市または他の法人と業務の重複、あるいは類似事業を行っていないか精査し、行っている場合は、法人の統廃合を念頭に業務の集約を行うこと。
 - ④ 経理の状況において事業費より管理費の占める割合が高い法人、あるいは事業規模が 小さく発展性のない法人については、設立趣旨を再認識し、サービスの提供手法のあら ゆる可能性について比較検討を行うこと。
- (6) 運営の効率化推進のための財政的支援の点検 法人の財政分析を基に、下記の項目について点検を行う。
 - ① 補助金の必要性の検討、補助対象事業及び補助率の点検。
 - ② 委託の必要性の検討、委託事業及び積算方法の点検。
 - ③ 貸付金の点検。
- (7) 自立化・活性化に向けての人的支援の点検 下記の項目について、点検を行うこととする。
 - ① 法人の事業規模、事業内容、経営状況及び当該法人の職員の育成状況を踏まえ、市職員の派遣は必要最小限とすること。
- (8) 検査・指導体制の充実
 - ① 法人の業務の適正な執行と運営を確保するため、各所管において検査・指導体制を充実させること。
- (9) 自主的な情報公開の推進
 - ① 法人の経営の透明性・信頼性を確保するため、自主的な情報公開の推進を図るよう求めること。
- (10) 個人情報の取扱い
 - ① 法人等における個人情報の管理の重要性を鑑み、その適切な取扱いが確保されるよう求めること。

別表

- 1 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
- 2 公益財団法人東大阪市学校給食会
- 3 公益財団法人東大阪市公園環境協会
- 4 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
- 5 公益社団法人東大阪市シルバー人材センター
- 6 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構
- 7 公益財団法人東大阪市文化振興協会
- 8 東大阪再開発株式会社
- 9 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構

また、平成30年10月に「東大阪市外郭団体検討会議設置要綱」が施行された。同要綱第3条に定められた「東大阪市外郭団体検討会議」の所掌事務は、次のとおりであり、第4条には副市長、企画財政部長及び行政管理部長をもって組織する旨が規定されている。

【「東大阪市外郭団体検討会議」の所掌事務】

- (1) 外郭団体に関する全庁的な方針等に関すること。
- (2) 外郭団体の法人運営に係る指導及び調整に関すること。
- (3) 市から外郭団体への委託業務等に関すること。
- (4) 外郭団体の自主的な業務等の検討に関すること。
- (5)外郭団体の職員の処遇に関すること。

今回の監査対象となった都市魅力産業スポーツ部に関して、令和4年度に議題とされた特段の事項はないとのことである。

(3) 外郭団体に対する財政的関与に関するもの(補助金)

外郭団体に対する補助金の交付については、見直し方針において、「市からの補助金、委託料の削減」という項目が掲げられているが、「経費縮減を図る」旨の記載があるのみで、外郭団体に対する運営費補助金についての考え方を整理しているものではない。

一方、平成20年11月に「団体に対する補助制度運用基準」が策定されている。行財政改革課によると、同基準の適用対象として外郭団体は想定していないとのことであるが、外郭団体に対する補助金に係る指針を策定するにあたって、一定の参考とすることは可能である。

同基準に記載された運用基準に関する説明は下表のとおりである。

【団体に対する補助制度の運用基準】

	当件に対する間の間及り足用医中	
	運用基準	備考
1	事業補助とする	補助目的及び対象の明確化を図る
2	予め補助対象となる項目や使途、費目を定める	補助対象事業に複数の取組みが含まれている場合、個々の取組みについて補助対象とすべきか精査する
3	補助の終期を3年以内とする	継続が必要な場合は継続時点において終期 を再設定する
4	対象経費の補助率の上限は1/2とする	1/2を超える場合は、政策的な必要性を明確にする
5	再補助やそれに類する分配行為は認めない	事務負担の軽減効果が大きいこと等を理由 に再補助を認める場合は、再補助基準及びチ ェックシステムを確立し、透明性を確保する

6	実績報告への領収書等(写し)添付を義務付ける	提出された実績報告(添付書類含む)を審査 し、精算すべきか判断(補助金交付規則第15 条)
7	事業広報や購入備品等に補助事業である ことの表示を義務付ける	(表示例)「平成○○年度東大阪市△△△補助 金補助事業」

[※]上記基準により難い場合は、理由等を公開し透明性を確保する。

また、同基準における団体に対する補助金に関する定期的な点検見直しの内容は下表のとおりである。

【団体に対する補助金に関する定期的な点検見直し】

	点検項目	見直しの方向性
1	本来行政が行うべきものを代わりに団体が 行っているものであるか	補助か委託のどちらの性格であるかを検討 し、委託の性格であれば委託へ変更すべき
2	補助金支出が最も効果的な支援手法であるか	補助、人的支援、機会の提供、場の提供といった支援手法の中から最も効果的な支援手 法を選択すべき
3	支出先団体における自主財源確保の努力が 確認できるか	確認できない場合は、自主財源確保の努力を 促すべき
4	事業目的が達成されていないか、社会情勢の 変化により事業効果が薄れていないか	該当する場合は廃止すべき
5	支出先団体自体の会計において、毎年翌年度 への繰越金が相当額ないか	補助の必要性が高いと認められない場合は、廃止や縮小すべき
6	同一団体に対して補助や委託が複数なされ ていないか	対象事業や費用の重複がないか確認し、重複 は避けるべき
7	補助対象経費に研修や交流事業が含まれて いないか	含まれている場合、その内容について個々 に補助対象とするか検討すべき
8	補助金支出対象が特定団体のみに限定され ていないか	公募プロポーザル方式の導入を検討すべき

(4) 外郭団体に対する財政的関与に関するもの(指定管理)

指定管理者制度と外郭団体のあり方については、統廃合等方針において、次のように記載されている。

【統廃合等方針(抜粋)】

4 指定管理者制度と外郭団体のあり方

民間事業者にも公の施設を管理させることができる現在においても、外郭団体が持つ特性が施設の設置目的の達成に有効と考えられる場合は、外郭団体の機能を核となる業務に集約することで、市民サービスを向上させるとともに、施設管理により得られるノウハウの蓄積や関連業務の展開により団体自身の存在価値の向上につなげる。

なお、指定管理者の選定方法については、民間事業者や NPO 等の参画により、効果的・効率的な運営や市民サービスの向上が期待できる場合は原則として公募としているところであるが、本方針に基づく統廃合等を円滑に進めるため経過期間が必要な場合は、公募せず外郭団体を選定することで対応する。

その後、平成25年8月に東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定管理条例」という。)が施行され、その内容を補完するものとして、「指定管理者制度にかかる運用要領」が制定された。同条例及び運用要領には、指定管理者を非公募により選定する場合について、下表のように記載されている。

【非公募により指定管理者の選定を行うことができる場合】

	条例の条項(第 2条)	運用要領における説明
(1)	当該施設の性質、機能等からその利用 について特に必要とされる知識及び 経験を有する団体に継続的な管理を 行わせることにより、当該施設の設置の 目的をより効果的に達成することが できる場合	当該施設のサービス提供には、施設利用者と指定管理者や指定管理者に雇用された個々の職員との関係性を長期的に築き上げていくことが不可欠な場合など、施設利用者の視点から、安定的・継続的な管理運営体制が求められる施設である場合
(2)	本市の事業を受託している団体に管理を行わせることにより、当該施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合	市の事業推進のために公の施設の活用が不可欠で あり、当該事業の実施主体が公の施設の管理運営を 一体的に担うことが合理的である場合
(3)	地域住民で組織する団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的を効果的に達成することができる場合	公募に比較して必ずしも非公募に優位性があるとは限らないが、地域住民で組織する団体に管理を行わせることでも、十分に施設の設置目的を達成できる場合
(4)	当該施設の管理上、緊急に指定管理 者を指定しなければならない場合	_
(5)	前各号に掲げるもののほか、公募を行 わないことについて特別の理由があ る場合	本来的には公募すべき施設であるが、施設のあり方 や外郭団体の統廃合など、政策的な判断により例外 的又は時限的に非公募とする場合

また、指定管理条例の制定に先立って、平成25年5月に策定された「外郭団体と指定管理者制度にかかる今後の方針」においては、次のように記載されている。

【「外郭団体と指定管理者制度にかかる今後の方針」(抜粋)】

指定管理者選定手続きの透明性・公正性を確保するため、以下の点に該当する場合を除き、 指定管理者制度の原点である原則公募の下、制度運用・課題解決に取組む。

- ① 療育センターなど、当該施設のサービス提供には、施設利用者と指定管理者や指定管理者 に雇用された個々の職員との関係性を長期的に築き上げていくことが不可欠であって、施 設利用者の視点から、安定的・継続的な管理運営体制が求められる施設である場合
- ② 市の事業推進のために公の施設の利用が不可欠であり、当該事業の実施主体が公の施設の管理運営を一体的に担うことが合理的である場合
- ③ 施設のあり方の検討や外郭団体の統廃合など、政策的な判断により例外的に非公募とする 場合

引き続き非公募とする施設については、市民の理解を得られるようその説明責任を果たすと 共に、社会状況の変化や指定管理者制度の熟成、また民間事業者の参入状況等を注視し、公募 の可否について、たゆまない検証を行うものとする。

(5) 外郭団体に対する人的関与に関するもの

指定管理者制度の導入や公益法人制度改革等により、外郭団体にはより効果的・効率的な事業展開や自立的な法人運営が求められているとともに、市においても市職員の外郭団体役員就任のあり方や市退職職員(以下「市OB」という。)の天下り批判等、人的関与のあり方に対する指摘がなされていることから、市の外郭団体に対する人的関与のあり方を整理するものとして、「人的関与のあり方について」(平成24年5月一部改正)が策定されている。

「人的関与のあり方について」に記載された考え方は次のとおりである。

【「人的関与のあり方について」(抜粋)】

- ① 外郭団体の自立的な運営を促すためにも、必要最小限の人的関与とすること。
- ② 人的関与を行うにあたっては、各外郭団体の抱える課題を明確化し、その課題に対応できる最適な方法・人材であること。

また、市0Bの外郭団体の役職員への就任に関しては、「東大阪市退職職員の公益法人等の 役職員への就任基準」(以下「退職職員役職員就任基準」という。)が策定されている。同 基準においては、役職員への就任基準のほか、報酬又は給料の基準についても規定されてい る。

第3章 包括外部監査の結果及び意見

I. 監査の結果及び意見の一覧

当包括外部監査を実施した結果及び意見を概観するために、以下に一覧表を掲げた。

(包括外部監査結果及び意見の一覧表)

No	監査の結果又は意見	監査の結果又
		は意見の区分
1	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	
1-1	組織再編に対する自己評価が実施されていない。	総括意見①-1
1-2	組織再編に関して、進捗・事後評価を念頭に置いた目標設定がされ	総括意見①-2
	ていない。	
2	課題解決に応じた施策の成果(アウトカム)の設定と、具体的活動	
	が成果に結びつく仮説(ロジック)についての検討・検証について	
2-1	個々の施策・事業の目的と評価に関して、アウトプット指標の設定	総括意見②
	が中心となっており、アウトカムの設定が不十分である。現在の施	
	策によるアウトプットが、政策目的に応じたアウトカムをもたらす	
	ものであるのかということについて、そのロジック(仮説)も含め	
	て見直す必要がある。	
3	委託に関するルールについて	
3-1	給付の完了を確認する検査と共に、契約の適正な履行を図るために	総括意見③-1
	「監督」を行うことが必要な場合もある。検査にとどまっている場	
	合が多く見受けられたが、重要性と経済性を勘案して監督の実施に	
	努めることが必要である。	
3-2	「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる	総括意見③-2
	とき」であっても、契約保証金を免除するには、「各委託先の財政	
	状況等を検討」することが求められる旨が、手引書により示されて	
	いる。しかし、検討に際しての具体的な指針がない。	
4	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	
4-1	契約規程がない、固定資産実査が行われていないなど、基本的な規	総括意見④
	程の未整備や規程からの逸脱が散見された。外郭団体の組織運営・	
	管理に係る一般原則を定められたい。	

各事業	各事業(指定管理業務を除く)に関する結果及び意見				
事業 No	事業名	所管課	監査の結果又は意見	結果又は 意見番号	
1	東大阪市事業 継続応援金 支給経費 (負担金補助 及び交付金)	産業総務課	事業者がどのように制度概要を把握しているかを十分に把握できていないところがあった。今後、同様の事業を実施する場合は、利用者目線での意見を考慮し、事業者に加え事業者と関係のありそうな士業団体、公認会計士、税理士及び中小企業診断士の地域会等にも案内周知することを検討されたい。	意見 1	
1	東大阪市事業 継続応援金 支給経費 (負担金補助 及び交付金)	産業総務課	申請者の資格要件として、「事業の継続 及び立て直しをする意思があること」 としていたが、実際に事業の継続性等 の有無を確認する方法は当初から検討 していなかった。根拠を具体に確認で	意見 2	

		1	またい しゃと 添ね 悪風 こ とっと ニコン	
			きないものを資格要件とすべきではない。	
2	中小企業融資	産業総務課	制度開始から15年が経過しているが、設	意見3
	事業		定している金利を継続していることにつ	
	7 **		いて効果検証を実施していない。事業開	
			始から一定期間が経過し、経済情勢も大	
			きく変化していることを踏まえ、東大阪	
			市の今後の財政見通しや同制度を実施し	
			ている他市の状況を考慮し、また、金融機	
			関からの意見を入手するなどを行い、現	
			在設定している金利の効果を検証してお	
			くことが望まれる。	
3	新たな観光	国際観光室	これまで開催してきた情報を活かした	意見4
	まちづくり		成果や地域経済の活性化の効果は事業	
	推進事業		の成果物である報告書には説明されて	
			いなかった。当事業を今後も継続する	
			のであれば、中長期的な事業効果を設	
			定し、それを達成できるような業務仕	
			様とすることが望まれる。	
4	勤労市民セン	労働雇用政	当初契約から 16,541 千円 (39.2%) の	結果1
	ター整備事業	策室	変更契約が締結されている。しかし、	
			追加工事について他業者から見積りを	
			取ることなく当初契約の契約者に対し	
			て発注が行われている。工事を最も経	
			済的かつ効率的に行えるかの観点に立	
			ち返り、契約方法について事前に十分	
_		+ F > 그	な検討を行うべきである。	卒 日 F
5	保健体育施設	市民スポー	元請業者が下請業者から徴取している	意見5
	整備事業	ツ支援課	暴力団員及び暴力団密接関係者でない ことの誓約書について、一部の下請業	
			者から徴取している誓約書の日付がブ	
			ランクとなっている。元請業者と下請	
			プングとなるといる。元間未有と下間 業者が契約を締結する時点で、誓約書	
			未有が失物を締ねりる時点で、言称音 を入手するとともに、発注者としてチ	
			エックを行い形式面での不備がなくな	
			るように改善すべきである。	
6	東大阪市事業	産業総務課	原契約における業務期間と再委託期間に	意見6
	継続応援金	//KIND 1// HVK	相違が見受けられた。再委託承認願を入	
	支給経費		手した際に、記載内容を確認し誤りがあ	
	(委託料)		れば修正を求めるべきであった。	
6	東大阪市事業	産業総務課	完了検査について、様式に即した自署捺	結果2
	継続応援金		印等がされておらず、また、仕様書等の要	
	支給経費		求を満たしているかをチェックした書面	
	(委託料)		が残されていなかった。少なくとも様式	
			に即した検査実施者による自署捺印は必	
			須であり、加えて、適切に完了検査を実施	
			したことを疎明する証跡を作成保管して	
			おくことが望ましい。	

6	東大阪市事業	産業総務課	東大阪市は、現地視察を実施していたとの	意見 7
	継続応援金		ことであるが、視察内容を記載した書面や	
	支給経費		写真等の証跡については残していなかっ	
	(委託料)		た。また、出勤簿を提示させることができ	
			ることになっていたが、日々の出勤状況ま	
			では確認していないとのことであった。	
			視察における確認状況を記録で残しておく	
			ことは東大阪市の履行確認を説明できるも	
			のとして有益であるし、出勤簿をサンプリ	
			ングして入手・査閲することも委託先にと	
			っては一定の牽制になるため、これら実施	
			に取り組まれたい。	
7	就活応援窓口	労働雇用政	実施しているセミナーの参加率に濃淡	意見8
	事業	策室	がある。実施しているセミナーの開催	
			頻度や定員について工夫することが望	
			ましい。	
8	ウィルチェア	花園・スポ	ウィルチェアスポーツコートのフェン	意見 9
	スポーツコー	ーツビジネ	スの当初設置時にフェンスの高さにつ	
	ト整備事業	ス戦略課	いて十分な検討ができていなかったこ	
			とから、後日、別途防球ネットの設置	
			工事を実施している。当初工事の実施	
			にあたり、より十分な検討を行うこと	
	A 3114 A 314 A	-t->!!(()) = () = m	が望ましい。	
9	企業経営	産業総務課	契約の相手方を特定していることか	意見 10
	サポート事業		ら、財務規則第 108 条のただし書きを	
			適用し、他社から見積もりをとるのは	
			不可能であったとしている。	
			しかし、価格設計の透明性を担保する	
			ために見積徴取は可能であったと考え	
			られ、本件が「特段の事情があるとき」 であると限定的に取り扱うことに検討	
			の余地があったと思慮する。	
			今後、同様の契約を検討する際には、	
			一個格設計に透明性を担保することを考	
			慮し、契約の相手方以外からも見積書	
			を徴取することを検討されたい。	
9	企業経営	産業総務課	民間事業者とのバランス及び事業継続	意見 11
	サポート事業	/ /\~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の観点から、今後は東大阪市の商工会	ルンロエエ
			議所等と連携しながら利用者目線に立	
			った事業構築並びに東大阪市の支援の	
			方法を検討していくことが望まれる。	
10	高付加価値	モノづくり	事業に関連する、自社製品企業数や、	意見 12
	新製品開発	支援室	下請け企業数など、事業に関連する指	
	支援事業	-	標の趨勢を把握し、事業の効果を評価	
			していくことが望ましい。	
10	高付加価値	モノづくり	完了報告書に付されていた収支計算書	結果3
	新製品開発	支援室	の日付が令和4年3月30日と誤った	
	支援事業		まま完了報告書受領起案を決裁してい	
	i e	1		
			た。様式に即した検査実施者による検	

	1	1	T	
			様式に即した検査実施者による自署捺	
			印は必須であり、加えて、確認証跡を	
			残すことにより十分な確認が行われる	
			よう取り組まれたい。	
11	モノづくり	労働雇用政	求職者向け情報パンフレットは紙媒体	意見 13
	若年者等就業	策室	により発刊されている。紙媒体ではな	16.70 TO
	支援事業	水土	く電子媒体で発刊することによる、費	
	人1友 尹禾			
			用抑制効果についても検討が必要であ	
			3.	-4
12	商工会議所補	モノづくり	履行状況を年度末の完了報告書でしか	意見 14
	助金・委託料	支援室	把握できていない。毎月もしくは四半	
			期ごとに商工会議所から実績が確認で	
			きる資料を取り寄せ、業務内容の履行	
			状況や問題発生状況等を適宜把握する	
			ことが望ましい。	
12	商工会議所補	モノづくり	契約保証金免除の根拠が乏しい。契約	意見 15
	助金・委託料	支援室	保証金を免除する場合には、委託先の	
	7000 女师们	人級主	財政状態等を確認、検討の上、検討内	
			容を決裁書類上明確にすることが望ま	
1.0	*** ^ *****	- 1 8 2 10		₩ ■ 4
12	商工会議所補	モノづくり	モノづくり支援室によると、一般管理	結果4
	助金・委託料	支援室	費は「10%もしくは受託者の直近の決算	
			により算定した一般管理費率のいずれ	
			か低い率で算定する」という方針を採	
			っているとのことである。しかし、実	
			際には、受託者の直近の決算による一	
			般管理費率を算定することなく、10%を	
			機械的に適用しており、自ら定めた方	
			針を遵守していなかった。	
13	若者自立支援	労働雇用政	事業の効果指標として、進路決定者数	意見 16
10	援助事業	策室	を指標としているが、定着率について	
	1反功 事未	水主	も指標に追加することを検討された	
	+	H		☆ □ -
14	花園ラグビー	花園・スポ	工事の実施にあたっては、費用削減効	意見 17
	場整備事業	ーツビジネ	果の調査を実施することが望ましい。	
		ス戦略課		
15	モノづくり	モノづくり	過去において、体験者数枠の関係で、	意見 18
	教育支援事業	支援室	申込者の一部がモノづくり体験教室を	
			体験できない状況となっている。モノ	
			づくり体験教室の申込者全員が、モノ	
			づくり体験教室を体験できるよう過去	
			の申込者数等を参考に、体験者数枠の	
			拡大について検討されたい。	
15	モノづくり	モノづくり	事務全般の業務について再委託に出さ	意見 19
10	教育支援事業	支援室	れており、再委託費が委託費の大半を	
	秋日入阪芋禾 	入汉土	占めているにもかかわらず、再委託費	
			の中身について所管所属は詳細な検討	
			をしていない。再委託費の中身につい	
			て検討することが望ましい。	

			-	
15	モノづくり 教育支援事業	モノづくり 支援室	委託事業のアウトカム指標として、モノづくり体験教室への体験人数を設定している。所属所管はモノづくり体験教室の体験者にアンケートを実施し、体験者の満足度の分析を実施しており、満足度分析の結果をアウトカム指標として活用されることを検討されたい。	
16	魅力アピール 推進経費	国際観光室	本契約において、仕様書の重要な部分であるデジタルブックの配信回数の記載が明確に示されていなかった。受託者にとって適切な履行を確保するために、実施回数や実施時期などの仕様書の重要な項目については明確にしておくことが望まれる。	意見 21
16	魅力アピール 推進経費	国際観光室	デジタルブックは、東大阪市の魅力発信の重要なツールとして導入されたものであるから、過年度実績を参考にするなどして事前に目標値を設定し、取り組んだ事業効果について検証するべきである。	
17	オーパススポ ーツ施設情報 システム経費	市民スポーツ支援課	予約システムの登録者数及びスポーツ 施設の利用件数を効果指標としている が、目標値が設定されていない。また、 事業の有用性をより高めるためにオーパスシステム利用者からアンケート等 によるフィードバックを徴取し、当該 フィードバックを分析し、活用することを検討されたい。	意見 23
18	地域就労支援 事業	労働雇用政 策室	事業の効果指標として、相談件数、就 労者数を指標としているが、事業の評 価としては、相談を受けて就労した方 が、その後も一定期間就労し続けてい るのか、どのような変化が生じたのか 等についても、把握することが有用で あると考えられるから、本人にヒアリ ングをするということなども、検討さ れたい。	意見 24
19	産業振興 PR 経費	モノづくり 支援室	契約保証金を免除するにあたり、決算 内容をどのように判断したのかが明確 でない。決算内容をどのように判断し たのかについて、決裁書類上明確にす ることが望ましい。	意見 25
19	産業振興 PR 経費	モノづくり 支援室	過半が再委託されることとなる委託契 約において随意契約による場合には、 決裁上当該理由を明確にすることが望 ましい。	意見 26

19	産業振興 PR 経費	モノづくり 支援室	事前の目標設定について受託者と目標値を共有して事業を実施しているとのことであるが、仕様書等においては特段定められていない。目標設定に関して仕様書等で明確にすることが望ましい。	意見 27
19	産業振興 PR 経費	モノづくり 支援室	モノづくり支援室は委託先から業務完 了報告書を入手し、業務の完了検査を 行っているとのことであるが、いつ誰 がどのようにその検査をしたのかを示 す文書・記録がない。完了検査を実施 した文書・記録を残すことが必要であ る。	結果 5
20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	個店が支援を2年以上連続で受講することについて何ら制限を設けていない。現時点では、応募数が定員以内に収まっていることから問題は生じていないが、今後、本事業が浸透し応募数が増加した場合には受講できない個店が発生する可能性がある。そのため、応募状況によっては2年以上連続で受講することに何らかの制限を設けるとともに、事前に募集要項等に明記しておくことを検討されたい。	意見 28
20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	委託業者によるレクチャーについては 市の職員が同行し、仕様書の内容に基 づき実施状況を確認しているとのこと であるが、正式な様式に監督の実施と して記録されているものではなく、同 行した全件分の記録が残っているわけ ではない。同行した全件分について、 監督の実施として確認結果の記録を正 式な様式に即して残しておき、事後的 に検証・説明できるようにすることが 望ましい。	意見 29
20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	レクチャーの評価について、東大阪市は一部の個店をピックアップし直接ヒアリングを実施している。しかし、ヒアリング結果の記録については、正式な報告様式に即しているわけではない。正式な報告様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	意見 30

20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	当該委託においては、「個店の売上増加」を事業の目的とするものの、来店客の増加を効果指標として設定されているとのことである。 最終的なアウトカムに相当する当初の期待は「個店の売上増加」であることから、令和6年度からは個店の売上増加を効果指標として設定し、効果検証のための売上高把握を含めた事業設計	意見 31
21	有害鳥獣駆除対策事業	農政課	を検討されたい。 見回りに従事した者の氏名や従事日数、有害鳥獣の捕獲数は報告を受けているが、従事した日付や時間の報告は受けていない。 日誌等で従事した具体的な日付や時間についても報告を受け、見回りが適時に実施されていること、及び委託料算定の要素である従事日数と整合していることまで確認することが望まれる。	意見 32
21	有害鳥獣駆除対策事業	農政課	受託業者より決算報告書を入手しており、本事業に要した項目ごとの支出が記載されているが、内訳明細は把握できていない。 次期以降の委託料積算に役立てるためにも、各費目が具体的に何に要した支出を表しているのか理解することは重要であるから、更なる内訳明細を徴取するなどして、決算報告書の数値の正確性や適切性について確認することを検討されたい。	意見 33
21	有害鳥獣駆除対策事業	農政課	委託料は受託業者からの見積額に基づいて算定されている。他の自治体が有害鳥獣駆除等委託業務に関する単価表を設定しているように、東大阪市としても適切と考える単価を設定したうえで、事業者が提出した見積額について慎重に検討を行い、契約を締結することが望まれる。	意見 34

各事業	(指定管理業務)	に関する結果の	みび意見	
指定 管理 No	指定管理 施設名	所管課	監査の結果又は意見	結果又は 意見番号
1	産業技術支援センター	モノづくり 支援室	再委託契約において、契約書上「受託 者は実施した作業内容及び作業に従 事した作業員名を記録し、委託者の確 認検査を受け、認印を求めなければな らない」と規定されているが、確認検 査を行った記録は残されていなかっ た。	結果 6
1	産業技術支援センター	モノづくり 支援室	指定管理者は東大阪市に指定管理業務と自主事業、それぞれに係る決算数値を報告している。しかし、指定管理者は市への報告後決算数値に修正があったにも関わらず、修正後の決算数値を報告していなかった。	結果7
1	産業技術支援 センター	モノづくり 支援室	備品棚卸に使用する備品マスタに廃棄済の備品が含まれていた。東大阪市が抽出方法を誤ったことが原因であるが、適切に抽出を行い、適切な備品管理ができるようにしておくべきである。	意見 35
2	勤労市民 センター	労働雇用政 策室	契約において、事務処理規程において 求められる決裁が得られていないも のがあった。	結果8
2	勤労市民 センター	労働雇用政 策室	除却済の固定資産について除却処理 が漏れていたものがあった。	結果9
2	勤労市民 センター	労働雇用政 策室	過年度に購入した固定資産について、 市のシステムに適切に登録されてい ないものがあった。	結果 10
2	勤労市民 センター	労働雇用政 策室	備品の現物を確認したところ、品名や整理番号が表示されていないものが見受けられた。市の財務規則に準じて、漏れなく適切に実査を行えるよう対象備品に関して個別番号シールを貼るべきである。	意見 36
2	勤労市民 センター	労働雇用政 策室	切手と収入印紙について、受払簿と現 物との照合結果が残されていない。	結果 11
3	花園 ラグビー場	花園・スポ ーツビジネ ス戦略課	花園ラグビー場の指定管理に関して、 令和4年度に花園ラグビー場の指定 管理者によるアンケートが実施され ていなかった。アンケートが実施され なかったことは、仕様書違反であり、 その時点で認識の齟齬の有無確認も 含め適切な指導をするべきであった し、完了検査が適切でなかったという ことである。	結果 12

	T	T	T	
3	花園	花園・スポ	収支報告書における人件費、光熱水費	結果 13
	ラグビー場	ーツビジネ	等の共通経費の指定管理業務と自主	
		ス戦略課	事業への按分について、指定管理者が	
			作成した基準の合理性を確認し、見直	
			しが必要と判断する場合には、見直す	
			よう指導する必要がある。	
3	花園	花園・スポ	寄贈を受けた備品について、台帳に登	結果 14
	ラグビー場	ーツビジネ	録すべきものの、登録が行われていな	
		ス戦略課	いものがあった。	
3	花園	花園・スポ	備品について、品名や整理番号が表示	結果 15
	ラグビー場	ーツビジネ	されていないものが散見された。市の	
		ス戦略課	財務規則に準拠した取り扱いを行う	
			べきである。	
4	総合体育館	市民スポー	指定管理者は収支報告書を作成する	結果 16
		ツ支援課	にあたり、試算表の数値をもとに、エ	,,,,,
			クセル上にて一定の調整を行ってい	
			るが、当該エクセル上の調整を誤った	
			ことにより、結果として収支報告書の	
			記載を誤る結果となっている。所管課	
			においても、収支報告書が正確に作成	
			されるよう、指定管理者を指導すると	
			ともに、決算における調整項目の妥当	
			性について検討することが望ましい。	
4	総合体育館	市民スポー	収支報告書における人件費、光熱水費	結果 17
4		ツ支援課	等の共通経費の指定管理業務と自主	//μα//C 11
			事業への按分ルールについて、指定管	
			理者と所管課の間で認識の共有を行	
			う必要がある。また、社員給与や光熱	
			水費について全額を受託事業経費と	
			する按分ルールについて格別の理由	
			があるのか、指定管理者に確認の上で	
			見直しがされる必要がある。	
4	総合体育館	市民スポー	事業年度終了後、指定管理者より収支	意見 37
_ _	小い口 「十 日 A 自	ツ支援課	報告書を入手している。	心のカロロー
			支出金額についてはより踏み込んだ	
			検証が必要となるが、現状、指定管理	
			者から内訳書や完了報告書を入手し	
			閲覧するにとどまっている。	
			一般的には、内訳明細書の入手ととも	
			に、サンプリングによる業者からの請	
			水書や領収書との突合、内容確認を実	
			旅音や関収者との矢台、内谷唯能を美 施することが望ましい。	
4	総合体育館	市民スポー	施りることが呈ましい。 東大阪市は指定管理業務収支のみな	結果 18
4		川氏スホー ツ支援課	泉入阪市は指足官壁業務収支のみな らず自主事業収支についてもその正	和木 18
		ノメ抜味		
			確性などの検証を行う必要がある。そ	
			の一環として収支報告書金額と内訳	
			書金額の整合性の検証、完了報告書に	
			基づく計算の正確性の検証を行うこ	
			とが考えられる。しかし、東大阪市は	

			とれるの枠引が安性している半 笠田	
			これらの検証を実施しておらず、適切に検証な行うがある。	
	(1) 6 (1) 1:11	1	に検証を行うべきである。	(L PR
4	総合体育館	市民スポー	指定管理業務に利用している備品に	結果 19
		ツ支援課	ついて、年に1度、市の職員が実地棚	
			卸を実施しているが、実施結果を記録	
			として残していない。実施結果を記	
			録・承認するまでが適切な棚卸と考え	
			られるため、そのような規程を整備す	
			るとともに遵守して棚卸を実施する	
			べきである。	
5	スポーツ	市民スポー	事業年度終了後、指定管理者より収支	意見 38
	ホール	ツ支援課	報告書を入手している。	,2.9.2
		> 2012X 101X	支出金額についてはより踏み込んだ	
			検証が必要となるが、現状、指定管理	
			者から内訳書や完了報告書を入手し	
			閲覧するにとどまっている。	
			一般的には、内訳明細書の入手ととも	
			に、サンプリングによる業者からの請	
			求書や領収書との突合を実施するこ	
	20		とが望ましい。	
5	スポーツ	市民スポー	東大阪市は指定管理業務収支のみな	結果 20
	ホール	ツ支援課	らず自主事業収支についてもその正	
			確性などの検証を行う必要がある。そ	
			の一環として収支報告書金額と内訳	
			書金額の整合性の検証、完了報告書に	
			基づく計算の正確性の検証を行うこ	
			とが考えられる。しかし、東大阪市は	
			これらの検証を実施しておらず、適切	
			に検証を行うべきである。	
5	スポーツ	市民スポー	指定管理業務に利用している備品に	結果 21
	ホール	ツ支援課	ついて、年に1度、市の職員が実地棚	714714 = 2
	,,,,	> \(\)	卸を実施しているが、実施結果を記録	
			として残していない。実施結果を記	
			録・承認するまでが適切な棚卸と考え	
			られるため、そのような規程を整備する。	
			るとともに遵守して棚卸を実施する	
			べきである。	→ □
6	東体育館	市民スポー	事業年度終了後、指定管理者より収支	意見 39
		ツ支援課	報告書を入手している。	
			支出金額についてはより踏み込んだ	
			検証が必要となるが、現状、指定管理	
			者から内訳書や完了報告書を入手し	
			閲覧するにとどまっている。	
			一般的には、内訳明細書の入手ととも	
			に、サンプリングによる業者からの請	
			求書や領収書との突合を実施するこ	
			とが望ましい。	
L	I	1	こ ※ 王 5 0 ・ 。	

	士仕大め	구 다 ㅋ 그 12		公田 00
6	東体育館	市民スポー	東大阪市は指定管理業務収支のみな	結果 22
		ツ支援課	らず自主事業収支についてもその正	
			確性などの検証を行う必要がある。そ	
			の一環として収支報告書金額と内訳	
			書金額の整合性の検証、完了報告書に	
			基づく計算の正確性の検証を行うこ	
			とが考えられる。しかし、東大阪市は	
			これらの検証を実施しておらず、とり	
			わけ、整合性については、両者に差異	
			が生じているにも関わらず、当該差異	
			及び発生原因を把握できていなかっ	
			た。今後は検証を実施すべきである。	
6	東体育館	市民スポー	指定管理業務に利用している備品に	結果 23
		ツ支援課	ついて、年に1度、市の職員が実地棚	
			卸を実施しているが、実施結果を記録	
			として残していない。実施結果を記	
			録・承認するまでが適切な棚卸と考え	
			られるため、そのような規程を整備す	
			るとともに遵守して棚卸を実施する	
			べきである。	
7	市民ふれあい	市民スポー	事業年度終了後、指定管理者より収支	意見 40
	ホール	ツ支援課	報告書を入手している。	
			支出金額についてはより踏み込んだ	
			検証が必要となるが、現状、指定管理	
			者から内訳書や完了報告書を入手し	
			閲覧するにとどまっている。	
			一般的には、内訳明細書の入手ととも	
			に、サンプリングによる業者からの請	
			求書や領収書との突合を実施するこ	
			とが望ましい。	
7	市民ふれあい	市民スポー	東大阪市は指定管理業務収支のみな	結果 24
	ホール	ツ支援課	らず自主事業収支についてもその正	
			確性などの検証を行う必要がある。そ	
			の一環として収支報告書金額と内訳	
			書金額の整合性の検証、完了報告書に	
			基づく計算の正確性の検証を行うこ	
			とが考えられる。しかし、東大阪市は	
			これらの検証を実施しておらず、とり	
			わけ、整合性については、両者に差異	
			が生じているにも関わらず、当該差異	
			及び発生原因を把握できていなかっ	
			た。今後は検証を実施すべきである。	
7	市民ふれあい	市民スポー	指定管理業務に利用している備品に	結果 25
	ホール	ツ支援課	ついて、年に1度、市の職員が実地棚	
			卸を実施しているが、実施結果を記録	
			として残していない。実施結果を記	
			録・承認するまでが適切な棚卸と考え	
			られるため、そのような規程を整備す	
			るとともに遵守して棚卸を実施する	
			べきである。	

外郭団	体に関する結果及	び意見		
外郭 団体 No	外郭団体名	所管課	監査の結果又は意見	結果又は 意見番号
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	契約規程が作成されていなかった。	結果 26
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	日付が記載されていない取引誓約書 を確認せず受け取っていた。	意見 41
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	東大阪市から受託した新たな「体感まち博」の開発推進事業として、毎期同様の事業を再委託し、再委託先から成果品を入手しているものの、当該事業の効果について検証がされていない。 毎期継続実施する事業であれば、次年度以降の業務につなげていくために、事業効果の検証を行うべきである。	意見 42
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	業務完了後の成果物の管理、保管先について、契約内容設計時に確認しておく必要がある。	結果 27
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	中期経営計画では事業効果としてア ウトプット、アウトカム指標を設定 し、東大阪市と連携しながら適切にマ ネジメントをしていくことが必要で ある。	意見 43
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	再委託先との契約継続を行う場合の 判断基準として、定性的な評価基準で はなく、客観的定量的な評価基準を設 定しておくことが望まれる。	意見 44
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	賞与引当金が計上されていない。	結果 28
1	東大阪ツーリ ズム振興機構	国際観光室	支出起案書において、決裁漏れの起案書がある。	結果 29
2	産業創造勤労 者支援機構	モノづくり 支援室	産業技術支援センターに係る指定管理業務の貸室利用料収入の口座については、他の事業とは別口座で管理すべきである。	意見 45
2	産業創造勤労 者支援機構	モノづくり 支援室	事業計画及び事業報告書を毎期公表 しているが、各事業の計画に係る数値 情報及び実績との比較情報が記載さ れておらず、また、事業報告書では事 業実績や財務諸表を公表しているが、 事業実施に係るアウトカム情報まで は記載されていない。今後の情報開示 について検討すべきである。	意見 46

			1	
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり 支援室	機構の2か所の出先機関の預金残高について出先機関毎に出納担当者が通帳との照合を実施しているとのことであるが、当該照合結果を本部が管理していない。出先機関で実施している普通預金残高と通帳との照合結果について、本部でも確認することが望ましい。	意見 47
2	産業創造勤労 者支援機構	モノづくり 支援室	共通経費の公益事業と収益事業への 按分比率は、過去の利用者の比率に基 づき設定しているが、その後の実績の 把握は行っていない。按分比率が実態 に合っていることを確認するために、 決算ごとに実績を把握し、按分比率の 見直しの要否を検討することが望ま しい。	意見 48
2	産業創造勤労 者支援機構	モノづくり 支援室	賞与引当金の計上にあたり、社会保険 料の法人負担分が含まれていないた め、本来必要な繰入額より過少になっ ている。	結果 30
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり 支援室	勤労市民センターの指定管理業務に おいて、自主事業の報告を行っている が、市に対する報告数値と実際の決算 数値に差異が生じていた。報告前に決 算数値との整合性を確認することで 誤りを発見できたものと考えられる ため、報告前に適切な確認作業を行っ た上で、正確な報告を行うことが必要 である。	結果 31
2	産業創造勤労 者支援機構	モノづくり 支援室	固定資産の実査に関する規程が定め られておらず、定期的な実査が実施さ れていない。	結果 32
3	シルバー人材 センター	労働雇用政 策室	発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表が作成されていない。 発注者からのヒアリングを通じて得られたコメント記録を基に、満足度評価の視点から分析取りまとめを行い、コメント一覧の共有や会員との意見交換により提供サービスに係る品質向上に対する取組みを実施することで、組織的な説明責任を果たすべきである。	意見 49
3	シルバー人材 センター	労働雇用政 策室	民間業者からの受注と公共団体から の受注において計算される事務費率 に差異が設けられている。事務費率に 差異を設ける特段の事情がない限り 見直す必要がある。	意見 50

3	シルバー人材 センター	労働雇用政 策室	令和5年9月の「未収一覧表」を確認 したところ、令和4年10月請求分の 未収金(26,000円)が未納となってい る。回収不能未収金処理内規第2条の 各項に照らして回収不能処理の必要 性について適宜に検討されたい。	結果 33
3	シルバー人材 センター	労働雇用政 策室	財務規程を十分認識できていなかったため固定資産の現物照合を行っておらず、また、東大阪市もその状況を把握していなかった。財務規程の周知徹底を行うとともに、財務規程に従い毎事業年度1回以上固定資産台帳との現物照合を実施し、また、東大阪市は当センターの現物照合の実施状況をモニタリングするべきである。	結果 34

Ⅱ. 監査の結果及び意見(総論)

令和2年度の組織再編により都市魅力産業スポーツ部が創設されているが、当該組織再編の 効果などについて、留意・対応すべきと考えられる諸課題が把握されたことから、以下に総括意 見としてまとめている。

【総括意見①】令和2年度組織再編についての目標設定、評価について

令和2年度の組織再編において、基本目標である「産業振興による雇用を提供する」、「人を呼び込む流れをつくる」の具体的施策を強化するため「都市魅力産業スポーツ部」が創設されている。その前年2019年にはラグビーワールドカップ2019日本大会(以下、RWC2019大会)が開催され、東大阪市も開催都市の一つに選ばれ、東大阪市花園ラグビー場(以下、花園ラグビー場)は大いに賑わい盛り上がりを見せた。

振り返ると、2015年に花園ラグビー場を取得し、RWC2019大会の運営に向けて職員を出向させるなど、資金的にも人的にも相当な市の公的資源を投入したものである。では、RWC2019大会を契機として得られた市の経験知・ノウハウ・人的ネットワークが、その後の市の施策に活かされ、市の産業振興やスポーツ振興、市民の健康増進に効果をもたらしているのか、RWC2019大会後を見据えた方針・施策が具体的に検討され実行されてきたのか。

このような課題認識のもとに令和2年度の組織再編を捉えながら、都市魅力産業スポーツ部に属する各部署に対して、事業別決算データの経年推移をもとに組織再編前後の事業(施策)の変化について照会するとともに、各事業の趣旨や内容についてヒアリングを実施した。

その結果、各事業について従前の目標設定のままで PR や集客に効果があったとする定性的な評価を聴くことができたものの、組織再編の目的が達成されたのか、何か課題が見えてきたのか、同部としての総括的な自己評価は見受けられなかった。

また、産業振興、観光振興の面で、例えばスポーツそのものを産業ととらえるスポーツビジネスや、スポーツをモノづくり振興に直接絡ませるような施策の検討・推進に関するような目新しいものも見受けられなかった。

確かに、新型コロナウイルス蔓延により、スポーツイベントや観光に対する自粛や制限がやむを得ないとされた状況において、時宜に恵まれず抑制的な対応をせざるを得なかった面があることは事実である。では、イベント頼みにあるスポーツ振興・観光振興の構造を再認識する中で、例えば、コロナ禍への対応として集団競技ではなく個人での運動やスポーツ施設利用などによる健康的なライフスタイルを推進する施策が検討されたのか、あるいは、コロナ禍に対する雌伏の時と捉えてスポーツビジネス展開に向けた調査検討に類することが行われたか。こうした新企画の試みにも注目して令和4年度の施策や予算執行状況を眺めるにつけ、上述した基本目標の達成に近づいているようには見えず、折角のRWC2019 大会の招致運営に至る過程で培われたであろう経験知等が、その後の産業振興やスポーツ振興に活かされないままに喪失されてしまうのではないかと危惧される認識に至った。有形無形の魅力資源の活用として今後を見据えた方針・施策がより積極的に設計・検討されることを期待したい。

●今後に向けた課題

①-1:組織再編に対する自己評価が実施されていない。(意見)

組織再編を行った場合には、その再編目的の達成・進捗についての自己評価がなされるべきである。市としての基本目標・政策的意図の達成に組織再編がどのように貢献したのか、再編に込められた組織目標が各課の施策立案に反映されているか、という評価軸での自己評価である。

再編対象となった各部署が実施する個々の施策についての評価の集積とは別次元のものである。今回の監査対象に即して述べると、「産業振興による雇用を提供する」、「人を呼び込む流れをつくる」ための個々の施策の進捗・達成状況そのものについての自己評価ではなく、組織再編として「都市魅力産業スポーツ部」が創設された、そのことにより、何ができるようになったのか、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、それまでの組織的課題が解決されたのか、という問いに答える自己評価である。

これは今回の直接の調査対象となった都市魅力産業スポーツ部のみの話ではなく、組織再編に関わる市の組織と職員が意識し対応すべきことであって、政策的意図を有する今後の組織再編に際しては、特に市のマネジメント層が、組織的な課題とその改善に対する明確な認識をもって、上記の自己評価に対処されたい。

①-2:組織再編に関して、進捗・事後評価を念頭に置いた目標設定がされていない。(意見) 令和2年度の組織再編において、経営企画部がとりまとめた、「令和2年度組織機構改正」において、スポーツビジネス戦略課については、ラグビーワールドカップを契機に「スポーツのまち」として、人の流れを呼び込むスポーツ関連施策を展開し、交流人口の増加、市内のスポーツ関連企業への販路開拓(支援)など市域活性化を目指すものとされていた。

しかし、組織再編によって、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、という点については、上述したように、一定の PR や集客効果が定性的に説明されるにとどまっている。組織再編前後において、各施策におけるアウトカムあるいはアウトプットとしての指標が、曖昧あるいは目的との適合性が十分ではなかったから、その後の自己評価も難しいということではないかと考えられる。(アウトカム、アウトプットについては次項で別途取り上げる。)

今回の監査対象とした都市魅力産業スポーツ部においては、RWC2019 大会に伴う経験知とその後の組織再編の効果について振り返るとともに、今後の部としての目標をアウトカムによって明確化する過程を通じて、同部内の複数課による協働が有する効果を明確化する、また、RWC2019大会を含む各種イベント経験知をレガシー(後述)と関連付けて再認識することが必要である。

都市魅力産業スポーツ部の各事業への評価や目標については、年度ごとに「部局マネジメント 方針」(令和3年度及び4年度のものを後様に添付。)により表明されているが、上記の指摘に答 えるものとはなっていない。

● 産業振興や観光振興を図るうえで、市による施策・事業の立案において考慮に入れる視点、切り口についての提案:

上述した課題の指摘に至る過程で、市が産業振興や観光振興等を図るうえでどのような指標を見据えて個々の施策を立案・評価すれば効果的であるのかを勘案する中で、市の戦略やご担当者から頂いたコメントにある「レガシー」というキーワードに着目した。

(参考)「レガシーとは何か」(㈱三菱総合研究所 WEBページ、閲覧 2024/2/23) https://www.mri.co.jp/knowledge/wisdom/legacy/about/index.html

IOC によれば、レガシーとは「長期にわたる、特にポジティブな影響」とされます(IOC "Olympic Legacy and Impacts")。オリンピックの開催が決まると、開催予定都市において各種の施設やインフラの整備、スポーツ振興等が図られます。これによって生活の利便性が高まるなど人々の暮らしにさまざまな影響が出ます。こうしたオリンピック開催を契機として社会に生み出される持続的な効果がオリンピック・レガシーです。IOC は、オリンピック・レガシーの分野としてスポーツ、社会、環境、都市、経済の 5 分野を挙げています(IOC "Olympic Legacy Booklet")。

表 ロンドン・オリンピックにおけるレガシー

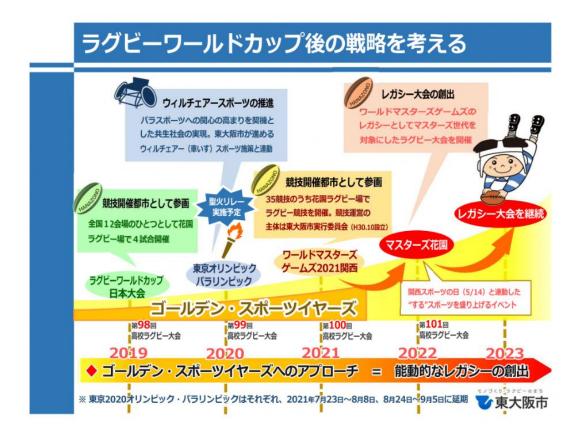
衣 ロントン・オリンとリンにおいるレカン
● スポーツ選手への助成増強(13%増)
● 運動(週1回)する人の増加(140万人以上)
● 学校スポーツへの 1.5 億ポンド/年の助成(2013 年以降)
● スポーツ国際交流(20カ国 1500 万人の参加)
オリンピックパーク・施設の整備
交通整備への投資(65 億ポンド)
● 1万1000戸の住宅整備、1万人の新規雇用創出
● 280~410 億ポンドの経済効果、62~90 万人の雇用創出
(2020 年まで)
● 失業者への雇用創出(7万)
2014年ワールドカップ、2016年リオ五輪に向けた新規契約
の獲得(1.2 億ポンド)
● 観光客増(1%)、観光消費増(4%)
● ボランティア意欲向上、参加者の増加
● 10 万人の新規ボランティア(2013年)
文化プログラムへの参加(4300万人)
● 環境配慮(オリンピックパークの土壌洗浄、ISO20121 等)
● 障がい者のスポーツ参加向上
● パラリンピック支援助成の増加
交通、社会インフラにおけるアクセス性の向上

出典:"Inspired by 2012: The legacy from the London 2012 Olympic and Paralympic Games"より三菱総合研究所作成

ロンドンオリンピックやロンドンとは規模は違うものの、東大阪市花園ラグビー場を中心としたスポーツ資源を有し、RWC2019大会という実績を積んだ現在の東大阪市にとって、このレガシーの東大阪版をアウトカムとして追い求めることが実践的効果的ではないだろうか。

「能動的なレガシーの創出」の具体的精緻化と定量化である。

(参考)「花園ラグビー場を活用したラグビーワールドカップ後の戦略を考える」 (東大阪市 令和元年度)より抜粋



提案) その1

✔ 東大阪市らしさの推進、市経済の活性化、産業振興のために、大きな起爆点となった RWC2019 大会のレガシーを取りまとめて見える化をしたうえで、マスターズ花園など引き続くイベントによるレガシーを時系列的に積み重ねていくことで、市の未来をそのレガシーの発展形として描いてみること。

そのレガシーは、各種施策のアウトカム指標たるべく、これまでよりも具体的に精緻化され定量化されたものであることは不可欠である。

このレガシーの目標設定に対する取組みと市民への共有化・浸透には、2015年から2019年にかけて開催された「花園ラグビー場みらい魅力活性化委員会」のようなアピールを工夫することも一案として考えられよう。

提案) その2

✔ RWC2019 大会後の戦略の一つとして東大阪市版スポーツツーリズムが掲げられている。これに関して、交流人口の拡大や地域活性化を目指した、スポーツ観光と「モノづくりのまち」観光ともいうべき、ユニークな観光資源の位置づけに基づいた施策の具体的な立案・展開を行うこと。

施策の設計には、アウトカムの測定によるロジック検証と進捗管理の実施可能性を考慮した ものであることが求められるとともに、上記のレガシーに係る指標とも関連を有する指標が設 定されることが考えられる。

これに関しては、地域 DMO としての (一社) 東大阪ツーリズム振興機構が平成 28 年に設立され、以来、東大阪市と同機構が連携して取り組まれているところではある。

(参考) 東大阪市 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第4版)(令和2年3月)より抜粋 ◆取り組みの方向性◆

- ① 行政、有識者、関係者等で「(仮)東大阪市観光振興計画」を策定し、観光まちづくりの推進主体としての中間支援組織(東大阪版DMO※)を立ち上げ、地域が一体となった観光まちづくりを推進します。
 - ※ DMO: Destination Marketing/Management Organizationの略で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

当初の想定どおりには進まなかったものの、大学教授である理事長のもと令和5年4月には 東大阪市から前国際観光室次長が派遣配属され、体制強化とともに観光振興に関する計画を練 り直されている最中である。

(参考)「観光地域づくり法人形成・確立計画」より抜粋

K P∣(実績·	目標)			記	入日: 令:	和5年7月	1日
※()内は	人国人	に関するもの	ກ 。				
項目		2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年	2024 (R6)年	2025 (R7)年
旅行	目標	22,554	25,938	28,532	30,000	30,000	33,000
消費額 (円/人)	実績	27,276 —	未調査	22,136 (26,160)	-	-	-
延べ	目標	136,500	163,800 -	245,700	245,700	250,000	300,000
宿泊者数 (千人)	実績	88,520 (1,279)	100,902	150,911 (1,692)	_	-	-
来訪者	目標	77.0	81.0	85.0	89.0	90.0	90.0
満足度 (%)	実績	77.5 -	97.0 -	78.6 (89.3)	-	-	-
リピーター率	目標	50.0	55.0 —	60.0	60.0	65.0 ()	65.0
(%)	実績	63.2	49.7	70.1 (20.7)	_	-	_

ユニークな「観光資源の磨き上げ」により、従来型ではない観光地としてのまちづくり、産業振興の再興に期待したい。

(参考)「ものづくりのまち東大阪が観光振興に取り組むワケ 東大阪ツーリズム振興機構 高橋一夫理事長に聞く」(大阪日日新聞 2023 年 12 月 9 日) より抜粋

歴史文化や自然景観…。従来の枠にとらわれるな

一正直、町工場の印象が強烈で、観光とはほど遠い位置にいるという先入観がある。その東大阪 に、人を呼び込めるような観光資源はあるのか?

確かに、従来の観光地と言えば、歴史文化や自然景観、古い街並み…こうした資源を活用した観光振興をイメージするだろう。しかし、実際にはそのような古典的な観光だけで、人が動いているわけではない。

例えば、東大阪にはものづくりの工場が集積しており、出張で来られる人がいる。こうした人も 観光客同様にホテルに泊まるし、食事をする。つまり、観光をどう定義づけるかの違いで、私たち は「24時間以上、日常生活圏をはなれる行為」と捉えている。

この定義であれば宿泊や食事は問うが、観光目的は問わない。目的はビジネス出張でもいいし、 近畿大での学術会議でもいい。

観光というものを従来の歴史文化などのように狭く捉えないことだ。東大阪にやって来る目的は 問わないが、観光事業者と呼ばれるホテルや飲食などに携わる人々が潤う。これが第一の目的だ。 (既述「今後に向けた課題の指摘」(①-2に関する参考) 東大阪市 HP より転載

令和3(2021)年度 部局マネジメント方針

理事

都市魅力産業スポーツ部長

<



私の決意(仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針)

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの困難に見舞われましたが、今年度は新しい生活様式を実践しながら停滞した経済活動を回復させていく重要な1年となります。都市魅力産業スポーツ部では、SDGsの17のゴールのうち、特に目標3「すべての人に健康と福祉を」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に向け、職員が一丸となり「楽しく仕事をする」ことをモットーに、関係機関とも連携しながら以下の取り組みをしっかりと進めてまいります。

まず、産業振興に向けた取り組みにつきましては、市内事業者の抱える様々な課題に対して専門家による無料の経営相談窓口を開設し、各事業者にきめ細かい相談サポートを実施してまいります。医工連携プロジェクトをはじめ、モノづくり企業の高度な技術力を活かして新たな取り組みに対して製品開発等の支援を行い、安心して操業できる環境保全のための施策を展開してまいります。また、新たに買い物代行サービスの利用料やキッチンカー等の導入補助などの支援を行い、市内の商業活性化を図ってまいります。労働雇用におきましては、あらゆる方々の就労支援にしっかりと丁寧に取り組み、また、就労を通じて高齢者が活躍できる機会の確保に取り組んでまいります。農業振興については、大阪エコ農産物にかかる取り組みに継続して注力することにより、新鮮で安全・安心な農産物を地元消費者にお届けし、都市型農業による食糧生産活動を推進してまいります。

次に、スポーツを通じたまちづくりにつきましては、スポーツ関係団体と協働したイベントの実施など、市民と連携しながらスポーツ振興に努めてまいります。また、トップアスリートとの交流や、障害の有無や年齢、性別にかかわらず楽しめるウィルチェアスポーツの普及に向けた取り組みを推進してまいります。2022年に花園ラグビー場で開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西のラグビーフットボール競技について、円滑かつ安全・安心な大会運営に向けた準備を進めてまいります。

最後に、本市の魅力発信につきましては、新たな観光まちづくり推進として取り組んでいる「ひがしおおさか体感まち博」の様々な体験を通じて本市の賑わいの創出を図ってまいります。

令和4年度 部局マネジメント方針

都市魅力産業スポーツ部長

おのうえ ゆうすけ 尾上 雄右



私の決意(仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針)

都市魅力産業スポーツ部では、「笑顔」と「業務の効率化」を合言葉に、市民や関係機関の皆様ともしっかりとコミュニケーションを図り、以下の取り組みを着実に進めてまいります。

まず、産業振興に向けた取り組みにつきましては、専門家による無料の経営相談窓口を開設し、市内事業者の抱える様々な課題に対してきめ細かい相談サポートを実施してまいります。また、今後ますます労働力人口の減少が予測される中、市内製造業が生産現場を自動化・ロボット・AI化することなどにより、事業継続や維持発展につながるために必要な情報の提供や、専門家への相談ができる機会の提供に取り組んでまいります。商業活性化につきましては、コロナ禍で厳しい状況にある市内の個店応援事業として、SNSを活用し店舗の魅力を発信できるように支援してまいります。労働雇用におきましては、少子高齢化が進展する中、就労を通じた高齢者の活躍の機会の場の提供に取り組んでまいります。農業振興施策につきましては、今年度も府下でナンバーワンの申請件数である「大阪エコ農産物」にかかる取り組みに継続して注力することにより、新鮮で安全・安心な農産物を地元消費者にお届けするとともに、農業活動に対するきめ細かな支援を行うなど、都市農業を推進するSDGsの目標にも沿った事業展開を図ってまいります。

次に、スポーツを通じたまちづくりにつきましては、昨年、花園を拠点とするプロスポーツ球団3チーム(FC大阪、花園近鉄ライナーズ、06BULLS)で結成された「ジョイントハンズ花園」との連携や、スポーツ関係団体と協働したイベントの実施や競技大会への支援を通じて、市民の健康増進とスポーツを通じた地域活性化を進めてまいります。さらに、秋には、延期になりましたワールドマスターズゲームズ関西への参加機運を低下させないよう、マスターズ世代のためのラグビー大会「マスターズ花園」を初開催いたします。

最後に、魅力発信につきましては、今年秋から放映予定のNHK連続テレビ小説「舞いあがれ!」において、本市が舞台のひとつに選ばれていることから、これまで展開してきた「ひがしおおさか体感まち博」事業なども含めて、市民、事業者とより一層連携し、この千載一遇の好機を生かし、東大阪のさまざまな魅力の発信を行い、さらなるにぎわいを創出してまいります。

【総括意見②】課題解決に応じた施策のアウトカムの設定と、具体的活動がアウトカムに 結びつく仮説(ロジック)についての検討・検証について

政策課題の解決を目指した施策の立案と評価・改善については、総務省が「成果重視の行政の実現」を図るためにアウトカムに着目した評価を示している考え方に沿って、アウトプットとアウトカムを設定して指標とする枠組みによる目標設定と効果検証が有効であると考えられる。

(参考:「総務省における政策評価の基本的考え方」より抜粋)

② 成果重視の行政の実現

政策ごとに事前に目標設定を行い、「政策をどのように実施したのか(アウトプット)」よりも「政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのか (アウトカム)」に着目した評価を行うことにより、成果重視の行政の実現を図ること。

若者自立支援援助事業を例にとると、

投入 (インプット): 人員と予算

 \Downarrow

具体的活動: 例えば、セミナー開催、仕事体験事業の実施

 \Downarrow

アウトプット(直接の成果物・事業量):セミナー開催数、同参加者数

 \Downarrow

アウトカム (もたらされた便益):参加者における進路決定者数

⇒ さらに進路決定者の定着率

 Ψ

最終目標 (インパクト): 若者自立

上記の施策例では、セミナー受講や仕事体験が対象者の進路決定やその後の進路定着に結び付く、効果があるという仮説(ロジック)に基づくものであるから、その仮説の確からしさについて検証することが必要である。具体的活動の立案において、まず仮説の構築とアウトカムの設定、その具体的測定方法が検討されなければならない。

令和2年3月に策定された「東大阪市 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第4版)」においても、「施策の実施による直接の成果物・事業量(アウトプット)ではなく、結果として地域にどのような便益がもたらされたか(アウトカム)を測定する指標の設定を原則とし、数値による計画の評価と見直しを重ねながら、実効性のある施策の推進を図ります。」と謳われている。ただし、同時に示された「基本目標1:産業振興により雇用を提供する」に関して、その施策と評価指標(KPI)を見てみると、「新製品・新技術の開発支援件数、累計50件」はアウトプットに他ならない。

施策1 モノづくり企業の支援

モノづくり企業は、本市の地域経済を支える重要な存立基盤です。モノづくり企業の支援を 実施することにより、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出します。

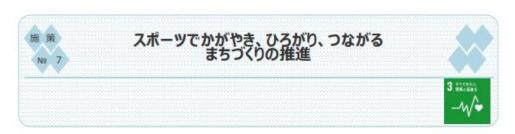
◆評価指標◆

施策のKPI	目標値
新製品・新技術の開発支援件数	令和2年度までに累計50件
従業員1人当たりの製造品出荷額等	2,088万円 ⇒ 2,220万円
(※従業者4人以上の事業所)	(平成 25 年) (令和 2 年)

他方「従業員1人当たりの製造品出荷額」の増加は、下請けから自社製品生産への転換を反映したアウトカムに相応しいものであるが、続く次期の総合戦略(令和3年度から7年度を対象期間とする「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」)では、「従業員一人当たりの粗付加価値額」へと指標が変更されており、やや概括的で指標の感応度としては後退感が否めない。

総合戦略の下位にある実施計画における具体的な施策についても、見てみよう。第3次総合計画のもとの第1次実施計画 Ver.2.0 (令和4年6月) に示されている施策・事業のうち、都市魅力産業スポーツ部が主軸を担う「分野4 スポーツ・文化・産業」に属するもので、令和4年度の新規事業としては、「企業交流運動会開催事業」と「マスターズ花園の開催」、「生産現場自動化推進プロジェクト事業」とが取り上げられている。

(参考) 第1次実施計画 Ver. 2.0 (令和4年6月) から抜粋



方針1 スポーツに参画する多様な手段と機会の創出 方針2 スポーツを通じた心身の健康と活力の増進 方針3 スポーツを活用した経済活性化と魅力の創造 方針4 スポーツを契機とした共生社会の実現

事業名	担当	事業内容				
スポーツのまちづくり推進事業(企業交流運動会開催事業)	花園・スポーツ ビジネス戦略課	スポーツを通じて、企業内のコミュニケーションの促進 や企業間のビジネス交流を図るとともに、市内のプロスポーツチームの認知度向上や支援につなげることを目的 とした企業交流運動会を実施する。				
		事業指標	スポーツを継続して実施すると回答した参加者 の割合			
		実施年度	R2 (現状値)	R3 (現状値)	R4	R5
		事業目標	27		80%	80%

事業名	担当			事業内容		
実施済 【重点】 ワールドマスターズゲームズ	花園ラグビー場	スターズゲフットボー	2022年)に関 ームズ(WI ・ル競技の開 ・大会自体の もの。	MG) 2021 催担当自治	関西に向け、体として準	、ラグビ· 備を進め
2021関西関連事業	活性化推進課	事業指標 東大阪市実行委員会			委員会の開	催
		実施年度	R1 R3 R4		R4	R5
		事業目標	40	20	20	
	花園・スポーツ ビジネス戦略課	00000 = 1= 73	100 E 100 E	2		
【重点】 マスターズ花園の開催 (旧 【重点】マスターズ花園 の創設)		(WMG) 202 開催までの るマスター マスターズ 出身高校の であり、公	1関西は、20 4年間の機選 ズ花園を20 花園は、マ 仲間ととも 民連携によ	226年に再延 経維持のため 22年10月に スターズ世代 に聖地花園 る持続可能)、レガシー 先行して開 代のラグビ でプレーす な大会をめ	が、大会 -大会でも 催する。 一交流 る なす。
マスターズ花園の開催 (旧 【重点】マスターズ花園		(WMG) 202 開催までの るマスター マスターズ 出身高校の	1関西は、20 4年間の機選 ズ花園を20 花園は、マン 仲間とともり 民連携によ	226年に再延 経維持のため 22年10月に スターズ世代 に聖地花園 る持続可能	期となった。 、レガシー 先行して開 代のラグビー でプレーす な大会をめ	が、大会 一大会でも 催する。 一交流 るなす。



方針1 モノづくり企業の高付加価値化と販路開拓を支援 方針2 「モノづくりのまち東大阪」の次世代への継承

方針3 魅力ある観光地域づくり

事業名	担当			事業内容		
生産現場自動化推進プロジェク ト事業	モノづくり支援 室	労働力人口の減少や従業員の高齢化による人手不足で業務継続及び事業展開上の課題を持つ市内企業に対し、その課題解決を図る一つの手法として、生産現場の工程をロボット化したり、自動化やAI化する企業DXを進めるための情報提供や相談業務を行うセミナーを開催する。				
		事業指標		セミナー	参加者数	
		実施年度 R2 R3 R4 (現状値)				R5
		事業目標	- S		100人	100人

そこで示された事業指標とその目標数値は、事業内容に記された目的に応じたアウトカムとまでは言い難い、アウトプットレベルのものが多い。

例えば、「企業交流運動会」の参加者のうち80%がスポーツを継続して実施する、との反応を示すという事業指標/事業目標は、事業内容として記載された目的「企業間のビジネス交流」をどの程度促進したのか、「市内プロスポーツチームの支援」にどのようにつながったのか、その達成度合を直接的に表す指標とはなっておらず、間接的に示唆する指標と捉えるにしても相当な距離感がある。そのイベント参加を契機として、参加企業間で商談に関するコミュニケーションが行われたとか、市内プロスポーツチームの支援者・会員登録者が増えたとか、そのイベントが参加者に事業目的として狙ったような影響を与え行動を促したのか。そうしたアウトカムは、イベント後の情報収集・フィードバックに依るところが大きいと考えられる。

先に紹介した市による「花園ラグビー場を活用したラグビーワールドカップ後の戦略を考える」(スライド)においても、戦略としてイベントの実施が強調されレガシーの創出が謳われるが、その効果としての目標が明らかでなく、戦略と個々の施策とが目標=アウトカム達成を軸にどのように関連しているのか、曖昧である。

●今後に向けた課題

②:課題解決に応じた施策のアウトカムの設定と、具体的活動がアウトカムに結びつく仮説 (ロジック) についての検討・検証について (意見)

個々の施策・事業の目的と評価に関して、アウトプット指標の設定が中心となっており、アウトカムの設定が不十分である。そのことが、事後評価を曖昧なものにしてしまい、どのように施策を改善・改廃していけば良いかについての積極的な検討の妨げとなっているように見受けられる。

まずは、現在の施策によるアウトプットが、政策目的に応じたアウトカムをもたらすものであるのかということについて、そのロジック(仮説)も含めて見直す必要がある。ロジックの構築とアウトカムの設定、その具体的測定方法が検討されなければならない。

アウトカムそのものを重視するというよりも、施策の活動がアウトカムの向上に繋がっているのか、ロジックを検証して活動を変えてみること、その試行錯誤が重要である。それには、定量的なアウトカムが設定できれば効果的ではあるが、必ずしも適したデータが入手できるとは限らないから、アンケートやヒアリングなどの定性的な分析によって、施策の受け手にどのような変化が生じたのかを理解しロジックを検証することが有意義である。

ロジックの構築は容易ではなく一定の見込み違いが不可避であることは言うまでもないが、 その見込み違いが明らかになり次の活動に活かされることこそが重要であるため、その試行錯誤に対する理解と許容が重要な前提となることにも留意されたい。

【総括意見③】委託に関するルールについて

今回の監査において、様々な施策に伴う外部への委託について調査した中で、複数の事案に 共通して見られた課題について、その対応の方向性を示しながら指摘することにしたい。

③-1:契約の適正な履行を図るための「監督」の実施について(意見)

給付の完了を確認する検査と共に、契約の適正な履行を図るために「監督」を行うことが必要な場合もある。検査のみによっては給付内容の確認に万全を期すことができないものについて、その履行の過程に立会い、履行の適合性・十分性や工程の管理状況を確認し、相手方に指示等を行うことである。(地方自治法第234条の2、同施行令第167条の15参照)

一定期間にわたる給付を約する委託については、今回の調査の限りでは、検査にとどまっている場合が多く見受けられたが、給付を受ける期間の途中において監督を行うことが、受託者に対する牽制も兼ねて有効であり、市がいわゆる監督責任を果たす一助にも繋がるものと考えられる。

一方で、監督の実施に伴うコスト、経済性についても考慮しなければならず、役務の給付を目的とする委託に対する監督を、実務上どのようにどの程度まで行うのかは、受ける役務が多種多様であることも相まって、一義的に定めることは難しい。但し、そうであるが故に、実務上の指針たるべき手引書等においていくつか具体例を示すことが求められる。今回の調査で個別に取り上げたように、給付が行われている現場での打ち合わせ等の機会を利用して、仕様に沿った給付が行われているかを確認し記録に留めておくことは、効果的効率的な一例である。

併せて、検査についても、その範囲、深度やチェックポイントを例示することが有用である。

③-2:契約保証金の免除に際しての「財政状況等の検討」について(意見)

「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」であっても、契約保証金を免除するには、「各委託先の財政状況等を検討」することが求められる旨が、手引書により示されている。しかし、検討に際しての具体的な指針がなく、現場は対応しあぐねている状況と見受けられる。

契約保証金は、契約相手方の義務の履行を促進することを目的とするものであるから、履行しないおそれがないとの判断、即ち今後の業務遂行に関わるような財政状況、例えば、債務超過である、直近2年間連続して赤字決算である、というような状況にないことを確認するというような運用指針が、一案として考えられる。

「財政状況等の検討」については、平成26年度の包括外部監査による指摘を受けて手引書に盛り込まれた事項であるが、今回の調査においても同じ課題が見受けられたため、敢えて取り上げた次第である。

(財務規則)

(契約保証金の免除)

第117条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 本市が、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 法令に基づき、代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。

(平成26年度東大阪市包括外部監査結果報告書【概要版】(平成27年3月)より抜粋)

【結果9】相談支援事業委託等の契約保証金について

障害者支援室では、契約保証金について、東大阪市財務規則第 117 条 第 3 号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社 団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書を入手する必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成12年3月10日付 調度課長」)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

例えば、建設業の許可の要件とされる「財産的基礎等」には、次のようなものが含まれている。 《一般建設業》次のいずれかに該当すること。

・ 自己資本が 500 万円以上であること (中略)

《特定建設業》次のすべてに該当すること。

- ・ 欠損の額が資本金の 20%を超えていないこと
- ・ 流動比率が 75%以上であること
- ・ 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること

また、労働者派遣事業に係る許可申請事業主についての「財産的基礎」についても、次のような要件が挙げられている。

・資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額(以下「基準資産額」という。)が2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。

東大阪市においても、入札参加資格審査において、一定の視点から財務状況等の検討がなされていると考えられるから、その視点も勘案して運用指針を定めることが整合的である。

【総括意見④】外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について

④:外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について(意見)

今回の監査において、監査対象部局が所管する外郭団体に往査を行い、監査テーマに関連する範囲でその管理運営状況について調査を行ったが、契約規程がないとか、固定資産実査が行われていないなど、基本的な規程の未整備や規程からの逸脱が散見された。

東大阪市は、外郭団体において、契約や資産・財務管理等に関する基本的な規程の整備とその遵守が励行されるよう、外郭団体の組織運営・管理に係る一般原則を定め、それに即して外郭団体が組織的に運営されるよう尽力されたい。一定のガバナンスの上に自主性は尊重されるべきものである。

外郭団体の運営に関しては、外郭団体要綱が定められているが、一定の事項に変更を加えようとするときに協議を要するとするだけで、あるべき姿が提示されているわけではない。適正な運営は、一定の明文化された規律の枠組みが示されることによって、はじめて可能となる。

規律の枠組みは組織の目的や社会性・公益性により幅を持つが、外郭団体は一定の公益性が 勘案されるべき組織であることから、「公益法人ガバナンス・コード」(公益財団法人公益法人 協会)が参考となる。

(参考)「公益法人ガバナンス・コード」より抜粋

2. 原則的な事項

本コードは下記の8つの原則で構成されている。

原則1 公益法人の使命と目的

原則2 誠実性・社会への理解促進

原則3 公益法人の機関の権限(役割)と運営

原則 4 公益法人の業務執行

原則5 理事会の有効な運営

原則 6 情報公開‧説明責任‧透明性

原則7 リスク管理・個人情報の保護

原則8 コンプライアンス・公益通報者保護

このコードの考え方を踏まえながら、今回の調査で見受けられた課題に対応できるよう、以下の事項を網羅した標準的規程の整備運用に尽力されたい。

含まれるべき事項:

- ・取締役会/理事会及び役員に関すること
- ・予算、年度計画及び中期計画に関すること
- 資金運用方針
- ・監査に関すること(内部監査、監査役/監事監査を含む。)
- ・日常の会計、経理に関すること
- ・決算及びその報告に関すること(決算整理、資産の実査・棚卸を含む。)
- ・契約に関すること(競争、再委託、履行の確認を含む。)

- Ⅲ. 各事業(指定管理業務を除く)に関する結果及び意見
- 1. 東大阪市事業継続応援金支給経費(産業総務課)

(1) 概要

事業の概要	申請期間:令和4年12月1日~令和5年1月27日
	支給対象要件:
	以下の①~③をすべて満たす者
	① 国の事業復活支援金を受給していること
	② 令和4年12月1日時点で、下の要件を満たす小規模企業者(※)
	であること
	法人: 東大阪市内に主たる事業所を有する者
	個人:東大阪市内に主たる事業所を有する者、又は東大阪市内に居住
	する者
	※「小規模企業者」とは、商業(卸売業・小売業)・サービス業で常時
	使用する従業員が5人以下、製造業・その他の業種で常時使用する従
	業員が20人以下の事業者のこと。(個人事業主も含む)
	③ 事業の継続及び立て直しをする意思があること
	支給額:一律10万円(申請は1事業者につき1回限り)
	申請方法:東大阪市電子申請システム又は郵送
令和4年度決算額	822, 200 千円
財源(国:府:東大阪	(10:0:0:0)
市: その他)	
事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給
	の制約により大きな影響を受け、売上が減少し、特に深刻な影響を受
	けながらも、国の支給する事業復活支援金を活用して事業継続に取り
	組む東大阪市内の小規模企業者に幅広く活用いただくため、国が実施
	している事業復活支援金に上乗せして、東大阪市事業継続応援金(小
	規模企業者応援金)を支給するもの。
	※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用
期待する効果	事業継続に取り組む東大阪市内小規模企業者の幅広い活用
効果指標	受給者を対象とした効果測定の実施
効果指標の過去5年	
の推移	

(2) 監査の結果及び意見

① 事業の周知方法について。(意見1)

当事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、売上が減少し、特に深刻な影響を受けながらも、国の支給する事業復活支援金を活用して事業継続に取り組む東大阪市内の小規模企業者に幅広く活用いただくため、国が実施している事業復活支援金に上乗せして、東大阪市事業継続応援金(小規模企業者応援金)を支給するものである。

当初予算 1,200,000 千円から予算現額 950,000 千円、さらに決算額は 822,200 千円と減少している。当初予算策定時は国から通知を受けた小規模事業者以外の事業者も含んだ支援金対象者数をもとに見込んでいた。その後、東大阪市内の小規模事業者数の直近データ等を考慮するとともに、一定の未申請件数を勘案し、対象事業者想定数を 9,500 事業者と算定し、950,000千円に補正を行った(支援金は1事業者当たり 10万円)。しかし、実際申請があり支給されたのは 822,200 千円(8,222 事業者)となり、東大阪市の想定に比べ減少が見受けられた。

そもそも、当該応援金の支給対象者は、国の支援金対象者であれば、東大阪市に申請(電子申請又は郵送)することで受給が可能となっている。よって、対象者は特段手間を要することなく、10万円の給付を受けられることが可能であった。しかし、実際は、受給資格のあると考えられる9,500事業者のうち、1,280事業者(受給資格を保有する事業者のうち13.4%)からは申請がなかったことになる。たとえ受給資格を保有していても申請するか否かは事業者の意思次第であるため、申請を行わない事業者が一定存在することは理解できるが、既に国からの支援金を受けている事業者の一割を超える事業者が申請しなかったのはなぜか、東大阪市の周知方法等に問題がなかったのか。

ここで、東大阪市に周知方法について質問したところ、案内はがき、インターネット、FAX、メール、東大阪市政だより等あらゆる手段で周知を行ったとのことであった。しかし、実際に応援金を受給した事業者に対し、東大阪市が行ったアンケート結果によると、案内はがきに次いで公認会計士、税理士からの情報を通じて当該応援金制度を知ったという声が多かった。つまり、東大阪市は事業者がどのように制度概要を把握しているかを十分に把握できていないところがあった。今後、同様の事業を実施する場合は、利用者目線での意見を考慮し、事業者に加え事業者と関係のありそうな士業団体、公認会計士、税理士及び中小企業診断士の地域会等にも案内周知することを検討されたい。

② 事業者の資格要件について。(意見2)

東大阪市は当該応援金について、上記事業の概要③に記載のとおり、申請者の資格の1つに「事業の継続及び立て直しをする意思があること」という要件を付しており、事業者が申し込む際に当該意思確認として記入フォームにチェックを入れてもらっていた。国の支援金受給者が対象要件となっているものであるが、東大阪市の応援金を受給する際も受給者に事業継続等の意思があることを再確認するため、とのことであった。

しかし、当該再確認のために実際具体に事業の継続性等の有無を確認する方法は当初から検討されていなかった。事業者の事業継続を要件とするのであれば、例えば当該要件の内容・充足性を説明する事業計画等の資料の提出等まで求めることが一般的と考えられるが、国が実施している事業復活支援金の東大阪市内受給資格者に早期円滑に給付することを優先事項として、東大阪市が自ら具体に計画等まで確認をすることは当初から想定していなかった。東大阪市が、根拠を確認できないものを資格要件とすべきではない。

2. 中小企業融資事業(産業総務課)

(1) 概要

事業の概要	大阪府の融資制度である小規模企業サポート資金(市町村連携型)を ベースとし、市内事業者が事業に必要な資金を円滑に調達することが できるよう、東大阪市より取扱金融機関へ預託を行うことで、貸付利 率を引き下げるもの。
令和4年度決算額	713, 000 千円
財源(国:府:東大阪	(0:0:10:0)
市:その他)	
事業の目的	東大阪市より取扱金融機関へ預託を行うことにより、貸付利率を 1.6%
	(年) から 0.8% (年) に引き下げることで、市内事業者にとって事業
	に必要な資金の円滑な調達を支援するもの。
期待する効果	市内事業者の経営安定化・活性化
効果指標	融資件数・残高
効果指標の過去5年	令和 5 年 2 月末 278 件· 826,815 千円
の推移	令和4年2月末 330件・ 966,111千円
	令和3年2月末 401件・ 1,227,057千円
	令和2年2月末 691件・ 2,501,259千円
	令和元年 2 月末 748 件· 2,483,090 千円

(2) 監査の結果及び意見

① 金利水準の効果検証について。(意見3)

大阪府が実施している制度融資について、大阪府は利率 1.6%で設定しているところ、東大阪市が金融機関に一定金額を預託することにより 0.8%まで引き下げ事業者が資金を借入れしやすくする事業である。平成 19 年度に市町村連携型の制度融資が開始し、平成 20 年 4 月から預託(当該事業)を開始している。東大阪市内に本店・支店を構える金融機関を対象としており、現在、21 行の金融機関に預託金を分配している。また、近年の事業費の推移は、下表のとおりである。

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度
当初予算額	1, 600, 000	783, 000	713, 000
予算現額	1, 600, 000	783, 000	713, 000
決算額	1, 600, 000	783, 000	713, 000

ここで、0.8%を設定している根拠としては以下のとおり東大阪市は説明している。「東大阪市にとって小規模企業者は存立基盤であり、本制度融資は事業者の経営安定化・活性化をはかるため、利便性の高い制度融資となるよう制度設計に努めている。そのなかで、大阪府下で最も低い金利を実現するため 0.8%という金利を設定している。」とのことである。

事業の効果としては、毎年の融資件数及び融資残高としているが、コロナ禍の影響もあり、令和元年度と比較すると約3分の1まで減少している。また、令和2年3月より新型コロナウイルス感染症流行の影響によって売り上げが減少した個人事業者や中小企業に対して、実質無利子・無担保で融資を実施する、いわゆるゼロゼロ融資が事業者にとって使いやすいものであったことから小規模企業融資を活用される方が減少したと東大阪市は推測している。

制度開始から15年が経過し、経済環境も大きく変化しているが、0.8%の金利を継続することについて、東大阪市は効果検証を行っていない。事業開始から一定期間が経過し、経済情勢も大きく変化していることを踏まえ、東大阪市の今後の財政見通しや同制度を実施している他市の状況を考慮し、また、金融機関からの意見を入手するなどを行い、現在設定している金利の効果を検証しておくことが望まれる。

3. 新たな観光まちづくり推進事業【令和4年度東大阪市新たな観光まちづくり推進事 業等委託契約】(国際観光室)

(1) 概要

【令和4年度決算額内訳】

【令和	4年度決算額內訳】	(単位:千円)
1.	令和4年度東大阪市新たな観光まちづくり推進事業等委託契約	50, 622
2.	令和4年度東大阪市ドラマ放映を契機とした魅力発信事業	79, 800
3.	市マスコットキャラクタートライくん顔出しパネル作成及び デザイン構成業務委託契約	143
	合 計	130, 565

なお、以下においては、結果又は意見がない監査対象については、記載していない。

① 上記1に係る委託契約の概要

契約名	令和4年度東大阪市新たな観光まちづくり推進事業等委託契約
契約先名	一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構
契約内容	東大阪市の交流人口の増大と地域経済の発展に貢献し、市民の愛着
	や誇りを醸成し、豊かな地域社会の実現を目指すため、従来の観光の
	枠に捉われず、東大阪市内外の資源を広く活用し、地元関連事業者や
	市民等と連携して、ツーリズム振興を中心とした地域戦略を推進す
	ることを目的とする。
現契約期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委託	平成 28 年 10 月 3 日
開始時期	
契約額(税込)	53,000 千円
令和4年度決算額	50,622 千円
契約保証金の有無及	同機構は事業・活動の内容や人事などの面で当室と密接な関連を持
び契約保証金を免除	つ外郭団体であり、決算状況等も把握できていることから、「契約
した場合その根拠	者が契約を履行しないこととなるおそれがない」に該当するもの。
	(財務規則第 117 条第 3 号)
当初の契約方法及び	平成 28 年3月に策定した東大阪市観光振興計画に基づき、平成 28
根拠法令	年 10 月に東大阪版 DMO(観光地域づくり法人)として一般社団法人
	東大阪ツーリズム振興機構を設立した(東大阪市が出資する外郭団
	体)。
	また、平成28年度から令和2年度の5ヵ年にわたり、内閣府の地方創生推
	進交付金を受け、本事業を委託し実施している。 令和3年度以降は、国の交
	付金は終了しているが、市単独の事業として継続して実施することから、随
	意契約で同機構に対して事業の委託を行っている。
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に
	適しないもの)により、随意契約による契約締結を行うもの。
履行の実績確認方法	仕様書に従い、業務完了報告書1部及びデーター式
再委託先の有無、	有
ある場合は件数	16件
再委託の業務範囲	観光ウェブサイトの保守管理、市内工場見学受入企業整備、ひがしお
7774	おさか体感まち博及び謎解きイベントの企画等他
再委託金額	上記再委託業務合計 13,157 千円

再委託確認方法	契約相手先に他事業者へ再委託する場合は「再委託承認願」の提出を
	求めている。
個人情報取扱の	有
有無	仕様書 6.個人情報の取り扱い
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	東大阪版 DMO(観光地域づくり法人) は観光に関する専門的なマーケ
せず、委託とする理	ティングを行い、地域事業者が観光事業に参入したり、事業展開する
由、比較検討した数	上での助言やつなぎをしたりするなど、直営では難しいコンサルティ
値等)	ング機能を発揮し業務を遂行することができるため。
同種の業務につき、	無し
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の	無し
有無	
委託契約の分割数	
委託契約を分割してい	
る場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

0 1/0/1/4/14 1/4/19	
随意契約の理由	一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構は、自治体と連携して観光地
	域づくりを担う法人として国に登録された「地域 DMO」であり、地域
	の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地
	域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔を担うため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の	無し
場合は見積件数)	
相見積を取っている	_
が一番低い相手先と	
していない場合はそ	
の理由	
前回の契約方法及び	一者随意契約/一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構
契約先	
前々回の契約方法及	一者随意契約/一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構
び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	「ひがしおおさか体感まち博」の開催による着地型観光プログラム
	の造成。
期待する効果	市内における着地型観光プログラムの増加。
効果指標	着地型観光開催プログラム実施回数及び参加人数
効果指標の	令和4年度 開催プログラム数42(延べ開催数 103回) 709名
過去5年の推移	令和3年度 開催プログラム数50(延べ開催数 123回)881名
	令和2年度 開催プログラム数29(延べ開催数 77回)649名
	令和元年度 開催プログラム数 54(延べ開催数 123 回)866 名
	平成 30 年度 開催プログラム数 57
	(平成30年度はプレ開催のため、開催プログラム数のみ)
効果指標の前事業者	_
(又は直営) との	
比較	

当事業群は(1)概要【令和4年度決算内訳】に示したとおり、3つの契約ないし事業から構成される。

上記1として詳述した事業/委託契約(委託料決算額50,622 千円)については、令和4年度 東大阪市新たな観光まちづくり推進事業として、全額が一般社団法人東大阪ツーリズム振興機 構(以下「当機構」という。)に委託されているものである。費目の構成は、人件費(24,227 千円)、管理費(9,581 千円)及び事業費(16,815 千円)であるが、事業費の約8割に相当する13,156 千円が6社(契約数16本)との再委託事業とされている。

また、上記2(令和4年度東大阪市ドラマ放映を契機とした魅力発信事業)は、魅力発信事業費74,800千円とモノづくりのまち発信事業費5,000千円で構成されており、東大阪市は全額を当機構に委託し、そこから各事業者と随意契約で再委託契約が締結されている。さらに、上記3(市マスコットキャラクタートライくん顔出しパネル作成及びデザイン構成業務)についても委託事業として支出しており(決算額143千円)、当機構から再委託がなされている。

予算上は、これら3つの委託/事業を合計した額(130,565 千円)で設計されているため、各事業で増減があったとしても、総額が予算額(133,000 千円)内であれば予算執行上問題とされない。

しかし、魅力発信事業費についてみると、当初予定価格は 68,000 千円であったが、決算額は 79,800 千円に増加が見受けられた。当該要因については、最初の仕様段階では金額が固まっておらず、ドラマ(「舞いあがれ!」)制作の進捗によって展示等の追加業務が増加し、最終的に金額が固まったと説明を受けた。また、追加業務については、東大阪市主導で実施されたものであり、予算コントロールを行いながら遂行したとのことであった。

上述のとおり、本委託契約及び再委託契約のすべてが随意契約で実施されている。東大阪市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した理由として、当機構が、自治体と連携して観光地域づくりを担う法人として国に登録された「地域DMO」であり、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔を担うため、であると説明している。

(2) 監査の結果及び意見

① 業務仕様の見直しについて。(意見4) 当事業について、東大阪市は以下の2つの事業を当機構に委託している。

I 体験型観光プログラムイベント 「ひがしおおさか体感まち博 2022」に係る事務局運営業務

Ⅱ 「体感まち博 謎解き型まち歩き」企画制作及び実施業務

体感まち博の開発推進事業として、毎年当事業を実施しており、事業実施後、体感まち博について事業者の分析情報や実際に市内のまち歩きを体験した利用者からのアンケート情報を成果物として受領している。

ここで当事業の実施目的は、「体感まち博の継続的な開催により蓄積された情報資産を活用し、高付加価値な観光コンテンツを開発」及び「地域経済の活性化」という点が仕様書に記されている。しかし、成果物である報告書を確認したところ、まち博事業のスケジュール、実施状況、会員の入会状況等がとりまとめられているが、これまで開催してきた情報を活かした観光コンテンツ開発や地域経済の活性化の効果については説明されておらず、実施目的に対応した成果とはなっていない。当事業を今後も継続するのであれば、事業目的にあるようにこれまでの実施状況を分析し、より市の魅力につながるコンテンツにしていく必要がある。そのためにも、東大阪市は中長期的な事業効果を設定し、それを達成できるような業務の仕様としていくことが望まれる。

4. 勤労市民センター整備事業(労働雇用政策室)

(1) 概要

① 工事契約の概要

① 工事类剂の恢安	
契約名	① 勤労市民センター外壁その他改修工事
	② 勤労市民センター受変電設備その他改修電気設備工事
契約先名	① 山大建設
	② 大進電設工業㈱
契約内容	① 外壁改修・防水改修・その他工事
	② 受変電設備·非常放送設備·自動火災報知設備改修工事
現契約期間	① 令和4年6月9日~令和5年3月10日
	② 令和 4 年 6 月 9 日~令和 5 年 3 月 10 日
予定価格 (税込)	① 47, 421 千円
	② 76, 703 千円
契約額 (税込)	① 42, 144 千円変更後 58, 685 千円
	② 68, 697 千円
令和4年度決算額	127, 383 千円
契約保証金の有無	① 無 財務規則第 117 条第 1 号の規定により免除(公共工事履行保証
及び契約保証金を	保険証書の原本提出)
免除した場合その	② 有 6,870 千円 (令和 4 年 6 月 8 日納付)
根拠	
当初の契約方法及	①②とも一般競争入札(地方自治法第 234 条第1項)
び根拠法令	
履行の実績確認方	① 令和5年3月8日 工事完成届提出、監督員による完成確認
法	令和5年3月14日 検査員による検査
	② 令和 5 年 3 月 1 日 工事完成届提出、監督員による完成確認
	令和5年3月6日 検査員による検査
下請先の有無、	① 下請負人(下請業者通知書による)
ある場合は件数	仮設・解体の機剛建
	左官・防水・塗装・劣化部補修・サッシ・排煙オペレーター
	(株酒井建設工業)
	② 下請負人は不明(工事請負契約書第7条(下請負人の通知)で、「発
	注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事
	項の通知を請求することができる。」とあり、下請負人の通知は必
—→ → → → NIA → I → I → I → I	ずしも必要とされない。)
下請の業務範囲	上記のとおり
下請金額	不明
下請確認方法	下請業者通知書
個人情報取扱の有	無
無(有の場合は契約	
書条項)	

② 随意契約の概要 該当なし

③ 入札の概要

指名競争入札又は	
総合評価方式を選	
択した理由	
応札者数	①37者 ②17者
予定価格の積算方	建築営繕室において設計及び積算
法	
前回の契約方法及	_
び契約先	
前々回の契約方法	_
及び契約先	

(2) 監査の結果及び意見

① 工事を最も経済的かつ効率的に行えるかの観点に立ち返った契約方法の検討について。 (結果1)

勤労市民センターは指定管理施設であり、指定管理者は自主点検を実施している。令和3年 12月の指定管理者による自主点検において排煙窓が開閉しない故障が発覚した。

しかし、勤労市民センターの外壁その他改修工事に係る予算要求がすでに令和3年11月に終了していたこともあり、排煙窓の故障は軽微な修繕で対応可能との認識の下、当初契約の再設計を行うことなく、変更契約として当初契約の受注者に発注している。

時期	事象
令和2年12月7日	消防法に基づく定期点検の実施
令和3年11月	当初契約の予算要求が終了
令和3年12月6日	消防法に基づく定期点検の実施
令和3年12月	指定管理者の自主点検により排煙窓の故障が発覚
令和4年6月3日	当初契約の開札
令和4年11月24日	変更契約の締結

変更契約の内容等の事実関係は以下のとおりである。

1. 変更の概要

契約	契約金額	工期
当初契約	42,144 千円 (税込)	令和4年6月10日から令和4年11月25日
変更後契約	58,685 千円 (税込)	令和4年6月10日から令和5年3月10日

当初においては、勤労市民センターの①外壁改修・防水改修・その他工事、②受変電設備・非常放送設備・自動火災報知設備改修工事、それぞれを別々の工事として契約を締結している。その後、①の工事に関連して当初契約から 16,541 千円 (39.2%) 増額した変更契約が締結されている。追加工事分について他業者から見積りを取ることなく当初契約の契約者に対して発注が行われている。

2. 変更契約の内容

①設計変更工事: アルミ製面格子ルーバーの塗装、外壁のクラック、モルタル浮き部

分の補修等について、当初設計と施行時の詳細調査結果との間に数

量差が生じたため。

②排煙窓等取替工事: 3階ホール排煙窓・排煙窓オペレーターの取替

3. 変更金額の内訳

工種	金額
設計変更	4,300 千円
排煙窓等取替工事	6,110 千円
諸経費等	6,131 千円
計	16,541 千円

排煙設備の故障という質的重要性に鑑みて故障発覚から変更契約実施までの時系列を振り返ると、故障が発覚した時点で当初契約の予算要求が終了していたとしても、排煙設備の修繕項目を当初契約の設計に含めて再設計を行うべきであったと考えられる。

また、変更契約の締結に先立ち、複数の業者から見積りを徴取することを検討すべきであるが、複数の業者からの見積書の徴取も行われていない。

工事を最も経済的かつ効率的に行えるかの観点に立ち返り、契約方法について事前に十分な検討を行うべきである。

5. 保健体育施設整備事業(市民スポーツ支援課)

(1) 概要

① 工事契約の概要

① 工事关於の概安	
契約名	① 総合体育館外壁その他改修工事
	② 総合体育館自動火災報知設備その他保全電気設備工事
契約先名	① 株式会社 M・B・W
	② 佐藤電機株式会社
契約内容	① 総合体育館の屋根、外壁等に係る工事
	② 総合体育館の火災報知設備に関する工事
現契約期間	①②令和4年4月1日~令和4年7月11日
予定価格 (税込)	① 301, 235 千円
	② 33,924 千円
契約額(税込)	① 212, 300 千円
	② 30, 378 千円
令和4年度決算額	① 108, 917 千円
	② 14, 428 千円
契約保証金の有無及	①②無 財務規則第 117 条第 1 号に基づき免除
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法	①②制限付き一般競争入札により受託予定者を決定
及び根拠法令	①は低入札価格調査を実施
	(地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第 167 条の 5 及び 5 の 2 に 基づき実施)
履行の実績確認	(国)
方法	上、工事の完成を確認するための検査を完了し、検査結果を受注者に
7714	五、工事の元成を確認するための機量を光子し、機量相求を支任者に 通知し確認
下請先の有無、	① 有 6件
ある場合は件数	②有 3件
下請の業務範囲	① 塗膜防水シーリング工事、直接仮設工事、超速硬化型防水工事、
	石綿除去工事、建具工事、吹付塗装工事 ② 素有型性工事、
丁洼	② 電気設備工事、放送設備工事、自火報設備工事
下請金額	①212, 300 千円 ②13, 200 千円
下請確認方法	①②契約相手先に下請先の有無を文書で提出させ、内容を把握してい
明雅的分石	①②失物相子元に「調元の有無を又責し徒山させ、門谷を犯権してい。 る。
個人情報取扱の	①②無
有無(有の場合は契	
約書条項)	

② 随意契約の概要 該当なし

③ 入札の概要

Ita to delete at It	
指名競争入札又は	①②制限付き一般競争入札により該当なし
総合評価方式を選	
択した理由	
応札者数	①13
	②33
予定価格の積算方	①②積算表に基づいて市が独自に積算
法	
前回の契約方法及	①②該当なし
び契約先	
前々回の契約方法	 ②該当なし
及び契約先	

(2) 監査の結果及び意見

① 下請業者から徴取している誓約書について。(意見5)

当工事業務は、総合体育館の自動火災報知設備や電気設備工事等の点検計画に基づく改修工事である。業務の一部について下請けに出されており、下請業者が暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書を徴取しているが、一部の下請業者から徴取している誓約書の日付がブランクとなっている。

当該誓約書は、委託先もしくは下請先が暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを確認する書類であることに鑑みると、元請業者と下請業者が契約を締結する時点で入手すべきである。

東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱第10条(誓約書の徴収等)

市長は、契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、市に提出するよう求めるものとする。

東大阪市暴力団排除条例第8条2項

市長は、前項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると 認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関 係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

上記のとおり、誓約書の提出は東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱第 10 条及び東大阪市暴力団排除条例第 8 条 2 項に基づき、業務の一部が下請に出された場合の下請業者にも当てはまる規定であり、下請業者から元請業者に提出された資料についても契約検査室契約課及び工事担当課は発注者としてチェックを行い形式面での不備がなくなるように改善すべきである。

6. 東大阪市事業継続応援金支給経費(産業総務課)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	東大阪市事業継続応援金(小規模企業者応援金)支給業務委託
契約先名	株式会社エイジェック
契約内容	総合管理業務、コールセンター運営業務、審査・振込業務
現契約期間	令和4年11月1日~令和5年2月28日
同一相手先への委託	—
開始時期	
予定価格(税込)	48,000 千円
契約額(税込)	31, 350 千円
令和4年度決算額	31, 350 千円
契約保証金の有無及	無。財務規則第 117 条第 1 号により免除
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法及び	令和4年10月20日に一般競争入札を実施した結果、東大阪市予定
根拠法令	価格以内の最低額で応札した株式会社エイジェックと契約するも
	O _o
履行の実績確認方法	契約書第8条及び仕様書に従い、委託期間終了後、委託業務の成果に関する報告書の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、	有。 5 件。
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	会場制作の備品のレンタル業務等
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握してい
	る。
個人情報取扱の有無	有(契約書第21条及び仕様書)
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	当該業務において、問い合わせへの対応業務や申請書類の事務処理
せず、委託とする理	業務等を一括して委託することにより、業務の進捗管理や各種業務
由、比較検討した数	間の調整を円滑に進め、速やかに応援金の支給を行うため。
值等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	_
委託契約を分割して	_
いる場合の分割の	
方針	

③ 随意契約の概要 該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総	
合評価方式を選択し	
た理由	
応札者数	3
予定価格の積算方法	1者から見積を入手し、参考の上、決定。
前回の契約方法及び	_
契約先	
前々回の契約方法及	_
び契約先	

⑤ 効果測定について

<u> </u>	
事業の目的	東大阪市事業継続応援金(小規模企業者応援金)の申請に関する問い
	合わせへの対応業務や申請書類の事務処理業務等を一括して委託
	し、業務の進捗管理や各種業務間の調整を円滑に進め、速やかに応援
	金の支給を行うもの。
	※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用
期待する効果	事業継続に取り組む市内小規模企業者の幅広い活用
効果指標	受給者を対象とした効果測定の実施
効果指標の過去5年	
の推移	
効果指標の前事業者	_
(又は直営) との比	
較	

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託承認願について。(意見6)

東大阪市事業継続応援金について、申請者からの問い合わせへの対応業務や申請書類の事務 処理業務等の委託業務について、一般競争入札の結果、株式会社エイジェックが受託している。 受託者は業務の一部を5者に再委託を行っている。

再委託先	担当業務	業務期間
㈱デザインアーク	会場制作の備品レンタル	令和4年11月14日~令和5年3月1日
㈱ケーツー販売	回線手配 OA 機器のレンタル	令和4年11月14日~令和5年3月1日
西日本電信電話㈱	回線工事	令和4年11月14日~令和5年3月1日
日本郵便㈱	荷役業務	令和4年11月20日~令和5年12月10日
㈱イムラ封筒	案内状作成、荷役業務	令和4年11月20日~令和5年12月10日

(出典:市からの提供資料を一部加工)

原契約の業務完了日は令和5年2月28日である。ここで、東大阪市から受託者に通知した 再委託承認書に記載された業務完了日は、再委託のうち3件は令和5年3月1日となっており、 原契約における業務期間と再委託期間に相違が見受けられた。再委託契約は、原契約をもとに 成立するものであるため、原契約期間を超えた再委託契約期間は適切ではない。東大阪市は再 委託承認願を入手した際に、記載内容を確認し修正を求めるべきであった。

② 完了確認検査について。(結果2)

業務終了後に完了検査として、仕様書に記載された5点の成果物について確認を実施している。成果物については、当業務の仕様書に以下のとおり記載されている。

7.成果物

- ①委託業務報告書 A4版 6部(業務完了時)
- (ア) 事業概要
- (イ) 実施内容
- ②報告書データ (CD-R等) 1部
- ③印刷物 (チラシ)
- ④郵送書類
- ⑤各データ(業務マニュアル・審査データ等)

業務委託契約・リース契約事務の手引では、成果物の完了検査について、業務完了届が提出 された時に、契約書、仕様書等の関係書類に基づき検査することと、検査実施者が実施日を記 入して自署捺印すること(様式8)が示されている。

本件の完了検査について所管所属は、上記手引に従い実施したとのことであるが、様式に即した自署捺印等がされておらず、また、仕様書等の要求を満たしているかをチェックした書面が残されていなかった。少なくとも様式に即した検査実施者による自署捺印は必須であり、加えて、適切に完了検査を実施したことを疎明する証跡を作成保管しておくことが望ましい。

③ 履行確認について。(意見7)

当該委託業務は、東大阪市が事業を実施する場所を提供し、事前に提出されたシフト表に基づき、受託者は日々約15名体制で業務を実施することが計画されていた。東大阪市は、業務期間中、何度か現地視察を実施していたとのことであったが、視察した内容を記載した書面や写真等の証跡については残していなかった。また、仕様書上、東大阪市の求めに応じて出勤簿を提示させることができることになっていたが、出勤簿を入手し日々の出勤状況までは確認していないとのことであった。

仕様書に即して適切な業務体制のもと業務が実施されていることをどの程度まで検証するか、一概には定められないが、折角の視察における確認状況を記録で残しておくことは東大阪市の履行確認を説明できるものとして有益であるし、出勤簿をサンプリングして入手・査閲することも委託先にとっては一定の牽制になるため、これらの実施に取り組まれたい。

7. 就活応援窓口事業(労働雇用政策室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

① 安配关剂仍佩安	
契約名	東大阪市就活応援窓口事業委託契約
契約先名	株式会社パソナ
契約内容	就活ファクトリー東大阪の運営業務
現契約期間	令和4年4月1日~令和4年6月30日
	令和4年7月1日~令和5年3月31日
同一相手先への	平成 29 年 6 月 19 日
委託開始時期	
契約額(税込)	28,000 千円
令和4年度決算額	28,000 千円
契約保証金の有無	無
及び契約保証金を	財務規則第 117 条第 1 号により免除。
免除した場合その	(履行保証保険証書の原本を提出済み)
根拠	
当初の契約方法及	令和4年4月1日~令和4年6月30日の期間については、随意契約。
び根拠法令	令和4年7月1日~令和5年3月31日の期間については、プロポーザ
	ル方式により受託予定者を決定。
	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方	契約書第14条及び15条、仕様書に従い、毎月10日までに前月の委託
法	事業実施状況報告書の提出を受け、履行を確認している。また、委託
	事業が終了したときは、終了の日から起算して30日以内に、事業完了
王毛衫出《七师	報告書の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、	無
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	
再委託金額	_
再委託確認方法	_
個人情報取扱の有	有
無(有の場合は契約	仕様書「10. 責務」、「15. 研修」、委託内容「8. 情報管理業務」
書条項)	契約書「第36条(事故発生時等の公表)」

② 委託の理由

委託の理由 (直営に	就活ファクトリー東大阪の施設運営にあたり、キャリアカウンセリン
せず、委託とする理	グ等を実施する上で、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に委
由、比較検討した数	託することで、利用者に有益なサービスを提供できるため。
値等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存	
の有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に	
関する方針及び割	
合	
併存の理由	
委託契約の分割の	無
有無	
委託契約の分割数	
委託契約を分割し	_
ている場合の分割	
の方針	

③ 随意契約の概要

<u> </u>	
随意契約の理由	豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画提案書を募集
	し、この提案を一定の基準で審査し、最も適切な者を当該業務の委託
	候補者として選定するため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
プロポーザルの応	3
募者数	
前回の契約方法及	一者随意契約/株式会社パソナ
び契約先	
前々回の契約方法	一者随意契約/株式会社パソナ
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

<u>◎ ////////////////////////////////////</u>	
事業の目的	学生等を含む若者や女性に対し、モノづくり企業を始めとする市内企
	業への就職に結び付けるための支援を行うこと。
期待する効果	市内企業への就労の増加
効果指標	新規登録者数、就職者数、市内企業への就職者数
効果指標の過去 5	下記、【効果指標の過去5年の推移】参照
年の推移	
効果指標の前事業	_
者(又は直営)との	
比較	

【効果指標の過去5年の推移】

(1) 新規登録者数、就職者数

(単位:人)

	新規登録 者目標	実績	登録達 成率	就職決定 者目標	実績	就職 決定率	備考欄
Н29	500	683	137%	110	113	103%	
Н30	600	1, 079	180%	120	362	302%	
R1	800	907	113%	250	639	256%	新型コロナウイルス感染拡 大防止のため2月21日よ りセミナー・イベント開催 中止
R2	800	461	58%	250	350	140%	新型コロナウイルス感染拡大防止のため4~6月セミナー・イベント開催中止
R3	800	480	60%	330	312	95%	
R4	800	873	109%	350	406	116%	
合計	4, 300	4, 483	104%	1, 410	2, 182	155%	

(2) 就業場所別就職者数の内訳

(単位:人)

	Н29	Н30	R 1	R 2	R 3	R 4
東大阪市内	48	134	202	136	88	150
大阪市内	33	73	249	125	122	157
その他の地域	19	58	152	78	85	77
未定・不明	13	97	36	11	17	22
就職決定者合計	113	362	639	350	312	406

(2) 監査の結果及び意見

① 実施セミナーの開催頻度や定員について。(意見8)

当委託業務は、学生等を含む若者や女性に対し、モノづくり企業を始めとする市内企業への就職に結びつけるための支援を行うこと目的とするもので、以下の業務から構成される。

- ① 市内企業支援
- ② 学生と市内企業のマッチング支援
- ③ 相談及びキャリアカウンセリング業務
- ④ 各種セミナー及び企業・人材交流業務

上述のとおり、業務の1つとして業務受託者が開催する各種セミナーの実施がある。開催するセミナーは就職に必要なスキルアップに関連した内容で、多岐に渡っている。

業務受託者が月次で取りまとめているセミナー一覧を確認したところ、パソコンスキルに関連する以下の講座については、令和4年4月~令和5年3月の年間をとおして非常に高い参加率となっている。

講座名	年間定員	年間参加者数	参加率
Excel 講座 ~基礎編~	120 名	113 名	94. 2%
Excel 講座 ~基礎編~	120 名	107 名	89.2%
Word 講座 ~基礎編~	120 名	114 名	95.0%
Power Point 講座 ~基礎編~	120 名	109名	90.8%

(出典:セミナー一覧より監査人が集計)

一方で年間を通した参加率が3割程度にとどまっているセミナーもあり、セミナーの参加率 に濃淡がある。

この状況については、所管所属も把握していることから、翌年度同様の業務を委託する場合は、参加率の高いセミナーの開催頻度や定員を増加させる等の協議を業務受託者とすることで求職者のスキルアップを図る工夫をすることが望ましい。

8. ウィルチェアスポーツコート整備事業(花園・スポーツビジネス戦略課)

(1) 概要

① 工事契約の概要

□ 工事 人///// / / / / / / / / / / / / / / / /	
契約名	① ウィルチェアスポーツコート防球ネット設置工事
	② ウィルチェアスポーツコート防球ネット設置に伴う電気設備工事
	③ ウィルチェアスポーツコート防球ネット設置に伴うガス設備工事
契約先名	① サンネット工業株式会社
) (// 4/ b b	② アンダーデザイン株式会社
	③ 大阪ガスネットワーク株式会社
初始内容	① ウィルチェアスポーツコート防球ネット設置工事
契約内容	
	②ウィルチェアスポーツコート防球ネット設置に伴う電気設備工事
att day 11 Hadd	③ウィルチェアスポーツコート防球ネット設置に伴うガス設備工事
現契約期間	① 令和 4 年 5 月 12 日~令和 4 年 9 月 29 日
	② 令和 4 年 5 月 12 日~令和 4 年 9 月 29 日
	③ 令和 4 年 5 月 12 日~令和 4 年 9 月 29 日
予定価格 (税込)	① 15, 180 千円
	② 3,747 千円
	3 -
契約額 (税込)	① 13,750 千円
	② 3,283 千円
	③ 713 千円
□	9
744年及伏昇領	① 13,750 千円
	② 3, 283 千円
	③ 713 千円
契約保証金の有無及	① 有
び契約保証金を免除	② 無 財務規則第 117 条第 3 号により免除
した場合その根拠	③ 無 財務規則第 117 条第 3 号により免除
当初の契約方法及び	① 制限付一般競争入札(地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第
根拠法令	167条の5及び5の2に基づき実施)
	② 制限付一般競争入札(地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第
	167条の5及び5の2に基づき実施)
	③ 随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2)
履行の実績確認方法	工事請負契約書第 32 条により受注者より完了の通知があった場合
	は、東大阪市工事施工規程に定める検査課検査員による完了検査を
	実施し、工事成績評定をもって契約履行の確認を行っている。
	ただし、②③は工事執行課職員が契約履行の完了の確認を行い、東大
	阪市検査実施基準第20条の規定により、検査課検査員が工事成績評
	定を行っている。
下請先の有無、	① あり(1件)
ある場合は件数	② あり(1件)
	③ なし
下請の業務範囲	① 舗装工事
	② 既設照明器具の移設及び音響設備の移設
下請金額	① 2,800 千円
1 H11 35 H)X	② 1,650 千円
 下請確認方法	① 工事請負契約書第7条に基づき下請業者通知書を確認
销性能力法	
/m	② 工事請負契約書第7条に基づき下請業者通知書を確認
個人情報取扱の有無	無
(有の場合は契約書	
条項)	

② 随意契約の概要

随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないものであるため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の	無
場合は見積件数)	
相見積を取っている	該当なし
が一番低い相手先と	
していない場合はそ	
の理由	
前回の契約方法及び	該当なし
契約先	
前々回の契約方法及	該当なし
び契約先	

③ 入札の概要

O 7 1, - 1, - 2, 1	
指名競争入札又は総	該当なし
合評価方式を選択し	
た理由	
応札者数	① 4
	②33
予定価格の積算方法	積算表に基づいて市が独自に積算
	(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事積算基準 平
	成31年版に基づき作成し市標準単価により積算した。また、市標準
	単価にない項目は3社見積りをとった。)
前回の契約方法及び	該当なし
契約先	
前々回の契約方法及	該当なし
び契約先	

(2) 監査の結果及び意見

① ウィルチェアスポーツコートのフェンス設置に関する、当初の検討不足について。 (意見9)

当該工事は、ウィルチェアスポーツコートの利用者が放った打球等が当初設置していたフェンスを越え、隣接する花園ラグビー場の利用者に被害が及ぶ可能性があったことから、人が多く集まる花園ラグビー場での興行日にはその利用を制限していたところ、より高さのある防球ネットを設置することにより、花園ラグビー場の利用者の安全を図るとともに花園ラグビー場での興行日にも制限なく利用できるようにするため実施されたものである。

本施設が開設された令和2年当初は、新型コロナウイルス感染症の影響により本施設の利用や花園ラグビー場での興行はそれほど多くなかったが、令和4年以降は新型コロナウイルス感染症による影響も緩和され、本施設の利用や花園ラグビー場での興行が多くなることが想定されたため、当該工事の必要性が高くなったとのことである。

しかし、本施設の利用者が放つ打球等の飛距離は当初のフェンスの設置にあたって検討されておくべきものであり、十分な検討が実施できていれば当初のコート建設時に適切に設置することができたはずである。追加工事は相対的に割高になることをも勘案すれば、工事等の実施にあたっては事前に十分な検討を実施されたい。

9. 企業経営サポート事業 (産業総務課)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	東大阪市経営相談窓口業務委託契約
契約先名	一般社団法人大阪中小企業診断士会
契約内容	窓口相談業務、訪問相談業務、報告書作成業務
現契約期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委託	令和3年4月1日
開始時期	
契約額 (税込)	単価契約 チーフ 50,000 円/日、訪問相談員・窓口相談員 34,000 円
	/日、訪問相談時の交通費
令和4年度決算額	12,079 千円
契約保証金の有無及	無(財務規則第117条第3号に該当するため)
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法及び	1年間一者随意契約
根拠法令	
履行の実績確認方法	契約書第8条及び仕様書に従い、報告書の提出を受け、履行を確認
	している。
再委託先の有無、	無
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	_
再委託金額	_
再委託確認方法	_
個人情報取扱の有無	有(契約書第20条及び仕様書)
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	各市内事業者の実情に合わせたきめ細かい支援を実現するため。
せず、委託とする理	
由、比較検討した数	
值等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	_
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有	無
無	
委託契約の分割数	_
委託契約を分割してい	
る場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

かんせ tn 44 の xm . L.	
随意契約の理由	大阪中小企業診断士会は、経営コンサルティングの専門機関である。
	この中から、経験及び実績を持ち、資金繰りを始めとした各種サポ
	ートを行うことができる相談員の派遣を受けることで、各市内事業
	者の実情に合わせたきめ細かい支援を行うことが可能になるため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の	無
場合は見積件数)	
相見積を取っている	該当なし
が一番低い相手先と	
していない場合はそ	
の理由	
前回の契約方法及び	1年間一者随意契約/一般社団法人大阪中小企業診断士会
契約先	
前々回の契約方法	_
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

0 //// 1:0:4/			
事業の目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の資金繰りや様々な		
	経営課題を抱える市内事業所を支援する。		
	※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用		
期待する効果	産業の活性化による好循環の創出		
効果指標	窓口を利用した相談者の満足度(%)		
効果指標の過去 5 年	令和 4 年度 97%		
の推移	令和3年度 95%		
効果指標の前事業者	_		
(又は直営) との比較			

(2) 監査の結果及び意見

① 相見積の入手について。(意見10)

本契約において、東大阪市は、経営相談の専門家として中小企業診断士を選択したが、当該理由は、企業経営専門家の中で相談のバリエーションが一番広く中小企業が多い市の状況に合致するというものであった。そこで、東大阪市は一般社団法人大阪中小企業診断士会と随意契約を締結しているが、当該契約金額の根拠は当会から提出された見積書のみであった。

ここで、財務規則第 108 条では、「令第 167 条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。」とされている。東大阪市は、本契約においては、市の意向に合う専門家団体である当会を契約の相手方と特定していることから、上記 108 条のただし書きを適用し、当会以外から見積りをとるのは不可能であったとしている。

しかし、経営相談の専門家には、一般的に税理士など他の専門家やコンサルタント等も存在し、仮に今回の市の意向に沿う相手方でなかったとしても、価格設計の透明性を担保するために見積徴取は可能であったと考えられ、本件が「特段の事情があるとき」であると限定的に取り扱うことに検討の余地があったと思慮する。

今後、同様の契約を検討する際には、価格設計に透明性を担保することを考慮し、契約の相手方以外からも見積書を徴取することを検討されたい。

② 商工会議所との連携について。(意見11)

当事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の資金繰りや様々な経営課題を抱える市内事業所を対象に、中小企業診断士との経営相談を通じて支援する事業であり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施している。

令和3年度及び4年度事業における利用者満足度はそれぞれ95%及び97%と非常に高いものとなっている。

ここで、東大阪市の中小企業の経営相談については、当事業との対応範囲やレベルに相違はあるものの、一般的には商工会議所においても実施されている。民間団体が実施している事業について、市が財源を投じて実施することは民間事業を圧迫することにつながるおそれもある。また、利用者満足度は高い事業であるにもかかわらず、当該交付金の活用は令和4年度までであるため、今後一般財源で事業継続するか否かついては検討中とのことである。

民間事業者とのバランス及び事業継続の観点から、今後は東大阪市の商工会議所等と連携しながら利用者目線に立った事業構築並びに東大阪市の支援の方法を検討していくことが望まれる。

10. 高付加価値新製品開発支援事業 (モノづくり支援室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	高付加価値新製品開発支援業務委託契約
契約先名	有限会社ヒラカワデザインスタジオ
契約内容	(1) 第1期プロジェクトの成果の発信(展示会への出展)(2) 第2期プロジェクトの推進(デザイナーと企業のマッチング、デザイナーと企業との契約に関する契約書ひな形の作成、製品開発の進捗管理)(3) 第2期プロジェクトの発信(コンテンツ・ウェブサイト制作、動画撮影)
現契約期間	令和4年4月18日~令和5年3月31日
同一相手先への 委託開始時期 契約額(税込)	令和元年 6 月 1 日 10,500 千円
令和 4 年度決算額	10,500 千円
契約保証金の有無 及び契約保証金を 免除した場合その 根拠	有
当初の契約方法及 び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、一者随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
履行の実績確認方 法	仕様書に従い、業務完了後に、報告資料の提出を受け、履行を確認している。(実績報告書、収支決算書、支出明細書類の確認、市職員の立ち合いによる確認)
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	無
再委託金額	無
再委託確認方法	無
個人情報取扱の有 無(有の場合は契約 書条項)	無

② 委託の理由

委託の理由 (直営に	企業とデザイナーとのマッチング、新製品開発に関する開発戦略から
せず、委託とする理	市場導入の管理などを効果的に実施するため。
由、比較検討した数	
値等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存	
の有無	
委託契約の分割の	無
有無	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	令和4年度においては、令和3年度に公募した企業と(有)ヒラカワデザインスタジオが選定したデザイナーをマッチングさせ、両者による新製品開発の支援及び発信をおこなう。 企業、デザイナーの選定と製品開発の進行管理、発信は密接不可分の関係にあり、企業、デザイナーの選定を実施した有限会社ヒラカワデザインスタジオ以外の者に履行させた場合、事業の遂行に支障が出ることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約するもの。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
プロポーザルの応	1者
募者数	
前回の契約方法及	一者随意契約/有限会社ヒラカワデザインスタジオ
び契約先	
前々回の契約方法	一者随意契約/有限会社ヒラカワデザインスタジオ
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	東大阪市には景気動向や発注者側の経営状況に左右されやすい「下請け企業」が多い。デザインを活用した製品開発のパイロット事業を実
	施することで、下請け体質から脱却し、価値の高い製品創出ができる 市内製造業の増加を目指す。
Wast No. 11	
期待する効果	自社製品を開発する市内企業の増加
効果指標	事業参加企業・製品
効果指標の過去	令和4年度 子 第2期 4社参加 5年度までに製品開発
5年の推移	令和3年度 」
	令和2年度]
	令和元年度 第1期 4社4製品
	平成 30 年度 」
効果指標の前事業	前事業者が構築したスキームや効果指標を引継ぎ実施している。
者(又は直営)との	
比較	

(2) 監査の結果及び意見

① 事業に関連する指標の把握について。(意見12)

当委託業務は、下請け形態が多いことが弱みである東大阪市内の企業に対し、デザイナーとマッチングさせることで「デザイン」を取り入れた高付加価値製品を開発し、そのプロセスや成果を広く市内製造業等に発信するものであり、具体的な業務の内容は概要のとおりである。

仕様書によると当委託事業の目的は、東大阪市製造業の下請け体質から脱却し価値の高い製品創出ができる市内製造業が増加することである。これに関して、「事業参加企業・製品」を効果測定の指標として測定している。

この指標は事業結果のアウトプットであるが、事業を行っていくうえで、自社製品企業数や 下請け企業数など、事業に関連する指標の趨勢を把握し、事業の効果を評価していくことが望 ましい。

② 完了報告書の確認について。(結果3)

業務の完了報告書に添付する収支計算書は、事業の契約期間の収支を明らかにするために作成されるもので、基準日としては契約期間終了日が記載される。当委託業務の契約期間終了日は2023年3月31日であるため、収支計算書の基準日は2023年3月31日と記載されるべきである。しかし完了報告書に添付されていた収支計算書では2022年3月30日と記載されていた。

所管課によると、当委託業務の履行確認において、完了報告書を受領時に、業務内容と完了報告書その他添付資料の内容が合致していることの確認はしているとのことである。しかし、その受領に対する伺いを起案して回議書にて決裁を採るというプロセスを踏んでいながら、基準日の誤りは是正されず、様式に即した検査実施者による検査記録がなされていない。

受領時に確認すべき項目は定められておらず証跡も残されていないために、資料の正確性までは確認できていない可能性が存在し、また、検査が十分であったかを事後的に確認することができない状態でもある。

少なくとも様式に即した、検査実施者による自署捺印ないし電子決裁上での検査実施の明示 (検査をした旨と検査実施者の記載)は必須であり、加えて、確認証跡を残すことにより十分 な確認が行われるよう取り組まれたい。

(参考) 完了 (実績) 報告書の受領伺い

東大阪市回議書

保存期間 廃棄年度 収案日 決裁行日 使用公印 開示示 あて名 件名 令和4年度都	G-02-02 高付加価値新製品開発支 5年 令和10年 令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和 年月日 開示	決裁区分 主管名 担当話 問覧区分 医拨業務実績報告	都市魅力産業 モノゴくり支	(課內
保存棄受日 起決施用示示 使開開不不て名 作和4年度 本でのである。 作のである。 作のである。 作のである。 作のである。 作のである。 作のである。 作のである。 作のである。 には、これである。 には、これである。 には、これである。 には、これである。 には、これである。 には、これである。 には、これである。 には、これでは、これである。 には、これでも、 には、これでも、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	5年 令和10年 令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和 年月日 開示	決裁区分 主管名 担当話 問覧区分 医拨業務実績報告	都市魅力産業 モノゴくり支	スポ - ツ部 援室 (課内
原東年度 収契 収記 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和10年 令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和 年月日 開示	主管名 担当 (電話) 間覧区分	モノブくり支持	スポ - ツ部 援室 (課内
収 受 日 決 規 行 分 不 不 名 作 名 令 和 4 年 の の 分 本 名 名 へ 名 の 名 の 名 の る ろ る る る る る る る る る る る る る る る る る	令和5年 3月30日 令和5年 3月30日 令和5年 3月30日 令和 年 月 日 開示	担当(電話)	モノブくり支持	(課內
起案日 決裁日 使用公印 開示示理由 あて名 件名 令和4年度で	令和5年3月30日 令和5年3月30日 令和 年 月 日 開示	担当(電話)		(課内
決裁日 施行日 使用公印 開示示理由 あて名 件名 令和4年度で 何い文 標記のこと	令和5年3月30日 令和年月日 開示	(電話) 間覧区分 反接業務実績報告	書について(多	課内
施行日 使用公印 開示区分 不開示理由 あて名 件名 令和4年度で	令和 年 月 日 開示 「高付加価値新製品開発す	(電話) 間覧区分 反接業務実績報告	書について(多	課内
使用公印 開示区分 不開示理由 あて名 件名 令和4年度都 何い文 標記のこと	開示	間覧区分 11覧区分 12接業務実績報告	書について(弦	課内
開示区分 不開示理由 あて名 件名 令和4年度高 何い文 標記のこと	T高付加価値新製品開発3	万投業務実績報告	書について(受	
不開示理由 あて名 件名 令和4年度で 何い文 標記のこと	T高付加価値新製品開発3	万投業務実績報告	書について(気	
あて名 件名 令和4年度が 何い文 標記のこと			書について(引	受領)
件名 令和4年度で 何い文 標記のこと			書について(ś	受領)
何い文 標記のこと			書について(う	受領)
	とについて受領してよう	しいか。		
	とについて受領してよう	しいか。		
摘要				

	供覧	供覧済み	モノづくり支援室	室長	
	決截	決裁済み	モノづくり支援室	次長	
	承認	承認済み	モノづくり支援室	主宜	
	後間	後間済み	モノづくり支援室	主任	
	承認	承認済み	モノづくり支援室	主任	
	75.60	MIGHT	モノコベリス技生	±11	
決					
裁					
合					
譲					
ARK					
\Box					

11. モノづくり若年者等就業支援事業(労働雇用政策室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	モノづくり若年者等就業支援事業委託契約
契約先名	東大阪商工会議所
契約内容	若年者等に対し、正社員としての就労機会を提供するとともに、モノづくり企業を始めとする市内企業の人材確保を図るための事業を実施する。 (1) 求職者向け情報パンフレットの発行
	(2) 合同求人面接会の開催 (3) モノづくり人材育成塾の開講
	(4) モノづくり企業経営者・人事採用担当者向けセミナーの開催 (5) モノづくり企業就職面接会の開催 (6) 雇用創出企業情報のデータ化
現契約期間	令和4年5月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委 託開始時期	平成 20 年度から
契約額 (税込)	10,000 千円
令和4年度決算額	9,855 千円
契約保証金の有無 及び契約保証金を 免除した場合その 根拠	財務規則第117条第3号の規定により免除 (契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる とき)
当初の契約方法 及び根拠法令	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方 法	事業実績報告書及び精算報告書にて確認
再委託先の有無、 ある場合は件数	無(所管によれば「再委託について報告等の規定はないが、精算報告 書を見たところ再委託はないものと思われる。」とのこと)
再委託の業務範囲	_
再委託金額	_
再委託確認方法	一括再委託のみ禁止しており、再委託について報告等の規定はない。
個人情報取扱の 有無(有の場合は契 約書条項)	有(契約書第27条にて取扱いを規定)

② 委託の理由

委託の理由 (直営に	東大阪商工会議所は、市内に多くの会員事業所を有しており、就業支
せず、委託とする理	援事業の実施には事業所との関係が重要であること、長年の経験によ
由、比較検討した数	るノウハウを持っていることなどから、委託することによるメリット
値等)	が大きい。
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存	
の有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に	
関する方針及び割	
合	
併存の理由	
委託契約の分割の	_
有無	
委託契約の分割数	_
委託契約を分割し	_
ている場合の分割	
の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	東大阪商工会議所は、市内に多くの会員事業所を有しており、就業支
	援事業の実施には事業所との関係が重要であること、長年の経験によ
	るノウハウを持っていることなどから、随意契約とする。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積を取ってい	_
るが一番低い相手	
先としていない場	
合はその理由	
前回の契約方法及	一者随意契約/東大阪商工会議所
び契約先	
前々回の契約方法	一者随意契約/東大阪商工会議所
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	若年者等に対し、正社員としての就労機会を提供するとともに、モノ					
	づくり企業を始めとする市内企業の人材確保を図る。					
期待する効果	未就労者の就労の増加	未就労者の就労の増加				
効果指標	就職者数					
効果指標の過去						
5年の推移		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	合同求人面接会 (就職フェア)	6 人	11 人	_	13 人	7人
	モノづくり人材育成塾	7人	5人	6人	3 人	7人
	モノづくり IT 人材育成塾		_	6人	_	_
	モノづくり企業就職面接会	17 人	12 人	4 人	14 人	13 人
	合計	30 人	28 人	16 人	30 人	27 人

(2) 監査の結果及び意見

① 求職者向け情報パンフレットの紙媒体による発刊について。(意見 13)

当委託業務は、若年者等に対し、正社員としての就労機会を提供するとともに、モノづくり企業を始めとする市内企業の人材確保を図ることを目的とするもので、以下の業務から構成される。

- ① 求職者向け情報パンフレットの発刊
- ② 合同求人面接会の開催
- ③ モノづくり人材育成塾の開講
- ④ モノづくり企業経営者・人事採用担当者向けセミナーの開催
- ⑤ モノづくり企業就職面接会の開催
- ⑥ 雇用創出企業情報のデータ化

上述のとおり、業務の1つとして求職者向け情報パンフレットの発刊がある。具体的な業務内容は、東大阪市域中小企業の魅力を求職者等に伝えるために、求人及び事業紹介冊子である「ワークスタイル東大阪」を市政だよりに同梱し東大阪市内全世帯に配布するともに、大学や公共施設等にも配布している。

令和4年度の業務実績として、195,000 部を発刊しそれに1,740,000 円の費用がかかっている。

当委託事業は若年者等を対象とした就業支援事業であり、若年者はインターネット等を利用した電子媒体に親和性が高いため、紙媒体による発刊の必要性について検討の余地が大きい。それと同時に、紙媒体ではなく電子媒体で発刊することによる、費用抑制効果についても検討が必要である。

この点、令和5年度からは電子媒体での発刊を予定しているとのことであり、費用を抑えたうえで効果が発揮されることを期待する。

12. 商工会議所補助金・委託料(モノづくり支援室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

① 安託笑剂仍似安	
契約名	事業承継総合支援事業業務委託
契約先名	東大阪商工会議所
契約内容	(1)事業承継総合相談窓口の開設(常設) (2)訪問先の選定 (3)訪問の実施 (4)事業承継に関するセミナーなどの開催 (5)具体的な課題を抱えている事業所に対する専門家の派遣
現契約期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委 託開始時期	平成30年4月1日
契約額(税込)	9,000 千円
令和4年度決算額	9,000 千円
契約保証金の有無 及び契約保証金を 免除した場合その 根拠	契約保証金を免除 財務規則第 117 条第 3 号
当初の契約方法及 び根拠法令	当初より一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第8条及び仕様書に従い、毎月の月間報告書の提出、事業完了時の ①業務完了報告書 ②収支決算書 ③訪問先リスト ④訪問先企業で作成した事業承継診断シート ⑤月間報告書 ⑥相談カルテ ⑦セミナー開催後のアンケート結果 ⑧専門家派遣を行った結果報告 の提出と東大阪市の内容確認によって、履行を確認している。
再委託先の有無	無
個人情報取扱の有無(有の場合は契約 書条項)	有 個人情報の取り扱いに関する特記事項

② 委託の理由

委託の理由(直営に せず、委託とする理 由、比較検討した数	
値等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存	
の有無	
委託契約の分割の	無
有無	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	市内企業の円滑な事業承継に資するため、総合相談窓口を開設すると
	共に、企業へ訪問相談や、事業承継に関する潜在的に課題を抱える企
	業の掘り起こし、事業承継に関する理解を深めるためセミナー等を開
	催するにあたり、市域事業所との幅広いネットワーク及び豊富な経験・
	ノウハウを有する東大阪商工会議所以外では効果的・効率的な履行が
	不可能であることから、随意契約を行うもの。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無 (有の	無
場合は見積件数)	
相見積を取ってい	該当なし
るが一番低い相手	
先としていない場	
合はその理由	
前回の契約方法及	一者随意契約/東大阪商工会議所
び契約先	
前々回の契約方法	一者随意契約/東大阪商工会議所
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

の 別不例だに ブロ	-					
事業の目的	近年、少子高齢化が進む中で、中小企業の経営者についても全国的に					
	高齢化が進んでおり事業承継に関し総合的に支援を行う。					
期待する効果	市内中小企業の事業承継対策の必要性の啓発					
	市内中小企業の円滑な事業承継の実現					
効果指標	①窓口相談件数					
	②訪問·電	②訪問・電話件数				
	③セミナー	参加者数				
	④専門家の	派遣件数				
効果指標の過去	_				(単位:	件、人)
5年の推移		Н30	R 1	R 2	R 3	R 4
	1	376	539	97	83	90
	2	599	398	780	782	801
	3	175	126	153	153	213
	4	6	5	14	5	3
効果指標の前事業	事業開始時	より東大阪	商工会議所,	へ委託してい	ハる。	
者(又は直営)との	2 2.					
比較						

(2) 監査の結果及び意見

① 履行状況の把握について。(意見14)

当委託業務は、東大阪市内の中小製造業の事業承継に関して総合的な支援を行うことを委託する業務である。近年の少子高齢化の影響で、東大阪市においても事業承継が大きな課題となっている。そこで、東大阪市の製造業集積を維持するために積極的かつ具体的な課題解決に向けた支援を実施し、市内企業の円滑な事業承継に向けた一助とすることを目的とするものである。

現状の業務においては、訪問先や専門家の決定は東大阪市ではなく委託先の商工会議所にて 選定されており、日々の業務を行う中で効果的な訪問場所や専門家の配置等が行われていると のことである。但し、東大阪市は、一年間の履行状況を年度末の完了報告書でしか把握してお らず、契約見積時の内容・費用から逸脱する結果となってしまうことも考えられる。

そのため、毎月もしくは四半期ごとに商工会議所から実績が確認できる資料を取り寄せ、業 務内容の履行状況や問題発生状況等を適宜把握することが望ましい。

② 契約保証金免除の根拠について。(意見15)

当該委託契約において、モノづくり支援室では、財務規則第117条第3号の規定により、 相手方である商工会議所が国の認可を受けて設立された特別認可法人であることを理由とし て契約保証金を免除している。

しかし、商工会議所においても、法律上倒産は無いものの、財務基盤が強固とは言い難く 事業を円滑に行えない団体が存在する可能性も考えられるため、商工会議所であることのみ をもって契約不履行の恐れがないとは判断できない。

商工会議所より収支計算書等を入手して直近の収支状態や、流動資産や正味財産の規模、 財務分析指標などを確認しているとのことであるが、明確な基準を設けているわけではな く、決裁書上では免除の適用条文のみの記載であり確認の内容と過程が明確ではない。

同規則により契約保証金を免除する場合には、委託先の財政状態等を確認、検討の上、検 討内容を決裁書類上明確にすることが望ましい。

③ 委託費の積算における一般管理費について。(結果4)

当委託契約においては、直接費 818 千円の 10%として一般管理費 81 千円が算出されている。モノづくり支援室によると、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」を参考に、一般管理費は「10%もしくは受託者の直近の決算により算定した一般管理費率のいずれか低い率で算定する」という方針を採っているとのことである。

しかし、実際には、受託者の直近の決算による一般管理費率を算定することなく、10%を機械的に適用しており、自ら定めた方針を遵守していなかった。まず、自ら定めたルールは遵守すべきである。

13. 若者自立支援援助事業(労働雇用政策室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

	①若者自立支援援助事業委託契約		
(②就職氷河期世代支援事業委託契約		
契約先名	①②社会福祉法人つむぎ福祉会		
	①国の委託事業である中河内地域若者サポートステーション事業と一体的に、次に掲げる事業を実施し、一定期間無業の状態にある若者の職業的自立を促進する。 ・就労支援プログラム事業(職場実習・セミナー開催・適性検査等)・就労継続啓発事業(卒業者向けセミナー開催等)・支援者スキルアップ事業(支援者研修等)・若者支援啓発事業(各種媒体への広告・関連イベントの開催等)・その他東大阪市が必要と認める事業 ②国の委託事業である中河内地域若者サポートステーション事業と一体的に、次に掲げる事業を実施することにより、就職氷河期世代の無業の状態にある者を対象とし、職業的自立を促進することを目的とする。・セミナー開催・就労促進イベントの開催・心理相談員による相談事業・就労訓練相談員による就労訓練体制の構築		
	・職場体験受け入れ企業の開拓		
	・その他東大阪市が必要と認める事業		
現契約期間(①②令和4年4月1日~令和5年3月31日		
同一相手先への委(①平成 22 年度		
託開始時期 (②令和4年度		
	①5,000 千円 ②2,500 千円		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	①5,000 千円 ②2,500 千円		
及び契約保証金を 免除した場合その(①財務規則第 117 条第 1 号の規定により免除(履行保証保険証書の原本を提出済み) ②財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除(契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき)		
当初の契約方法及 (び根拠法令	①②随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)		
	①②委託契約書及び業務仕様書に基づき、事業実績の月次報告書及び 年間報告書を提出していただく。		
	①②無(所管によれば「再委託は無いものと思われる。」とのこと)(契約上は、全部の再委託を禁止、50万円以上の再委託は承認が必要)		
再委託の業務範囲 -			
再委託金額 -	_		

再委託確認方法	①②再委託承認願(50 万円以上)
個人情報取扱の有 無(有の場合は契約 書条項)	①②有(個人情報の取扱いに関する特記仕様書を契約締結時に添付)

② 委託の理由

委託の理由 (直営に	①②当該事業は、若年無業者や就職氷河期世代の方の就業支援を目的
せず、委託とする理	とするが、国の地域若者サポートステーション事業(サポステ)と一
由、比較検討した数	体的に取り組むことで、より事業の効果が上がることが期待されるこ
値等)	とから、サポステの受託事業者に委託するもの。
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存	
の有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に	
関する方針及び割	
合	
併存の理由	
委託契約の分割の	
有無	
委託契約の分割数	
委託契約を分割し	
ている場合の分割	
の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	①②当該事業は、若年無業者や就職氷河期世代の方の就業支援を目的
	とするが、国の地域若者サポートステーション事業(サポステ)と一
	体的に取り組むことで、より事業の効果が上がることが期待されるこ
	とから、サポステの受託事業者に委託するもの。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の	無
場合は見積件数)	
相見積を取ってい	
るが一番低い相手	
先としていない場	
合はその理由	
前回の契約方法及	①② 一者随意契約/社会福祉法人つむぎ福祉会
び契約先	
前々回の契約方法	①のみ 一者随意契約/社会福祉法人つむぎ福祉会
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

	,					
事業の目的	①国の委託事業である中河内地域若者サポートステーション事業と一					
	体的に、一定期間無業の状態にある若者の職業的自立を促進する。					
	②国の委託事業であ	らる中河内地	1域若者サス	ポートス	テーション	/事業と一
	体的に、就職氷河其	閉世代の無業	美の状態に る	ある者を	対象とし、	職業的自
	立を促進することを	と目的とする) ₀			
期待する効果	①若年無業者の進路	各決定者の増	加			
	②就職氷河期世代の)無業者の進	医路决定者(の増加		
効果指標	①②進路決定者数					
効果指標の過去 5	①若者自立支援援助	力事業				
年の推移		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	就職	42 人	71 人	71 人	115人	122 人
	その他進路決定	0人	1人	0人	9人	3 人
	②就職氷河期世代支援事業					
	R4					
	就職 38人					
	その他進路決定 1人					
が田杉神の光車来						
効果指標の前事業						
者(又は直営)との						
比較						

(2) 監査の結果及び意見

① アウトカム指標の設定について。(意見16)

当委託業務は、①若者自立支援援助事業及び②就職氷河期世代支援事業から構成されており、 それぞれの事業の概要は以下のとおりである。

①若者自立支援援助事業は、国の地域若者サポートステーション事業と一体的に東大阪地域に住所を有する学校卒業者若しくは中途退学者又は離職後、一定期間無業の状態にある 15 歳から 49 歳の者を対象に、社会人、職業人としての能力の開発や意識の啓発、社会適応等のため、セミナーの開催や仕事体験事業等、職業自立に向けたきめ細かい支援を行う事業である。

②就職氷河期世代支援事業は、国の地域若者サポートステーション事業と一体的に東大阪地域に住所を有する学校卒業者若しくは中途退学者又は離職後、一定期間無業の状態にある就職氷河期世代の者を対象に、社会人、職業人としての能力の開発や意識の啓発、社会適応等のため、セミナーの開催や仕事体験事業等、職業自立に向けたきめ細かい支援を行う事業である。

当委託業務は、国の地域若者サポートステーション事業と一体的となり、一定期間無業の状態にある若者や就職氷河期世代を対象に職業的自立を促進することを目的としている。そこで、東大阪市は、事業対象者の進路決定者数の増加を指標として設定しているところではあるが、進路決定者の定着率もアウトカムの指標に加え分析することで、若者の職業的自立を促進するという当委託業務の目的に対する効果が分かりやすくなると考えられるため、指標の追加を検討されたい。

【アウトカムの指標の追加】

目標	一定期間無業の状態にある者の職業的自立を促進する		
指標	進路決定者の定着率		
数値	進路決定者にアンケート等を行い、進路決定者の定着率を測る		

14. 花園ラグビー場整備事業(花園・スポーツビジネス戦略課)

(1) 概要

① 委託契約の概要

② 女们人小小,例女	
契約名	東大阪市花園ラグビー場練習グラウンド整備工事に係る設計業務
契約先名	㈱前田都市設計東大阪事務所
契約内容	東大阪市花園ラグビー場練習グラウンド整備工事に係る設計業務
現契約期間	令和4年6月6日~令和5年3月10日
予定価格 (税込)	9,448 千円
契約額 (税込)	7,369 千円
令和 4 年度決算額	7, 369 千円
契約保証金の有無及	有
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法及び	一般競争入札(地方自治法第 234 条第 2 項)
根拠法令	
履行の実績確認方法	契約書第33条及び仕様書に従い、成果品の提出を受け、履行を確認
	している。(業者より設計図・各種計算書・積算数量調書・各種検討
	書等提出後、検査職員(計画管理課長)により検査を実施している)
再委託の有無、	無
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	該当なし
再委託金額	該当なし
再委託確認方法	該当なし
個人情報取扱の有無	無
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	当該業務において、資格など専門知識を必要とするため。
せず、委託とする理	
由、比較検討した数	
值等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	該当なし
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有	無
無	
委託契約の分割数	該当なし
委託契約を分割して	該当なし
いる場合の分割の方	
針	

③ 随意契約の概要 該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総	該当なし
合評価方式を選択し	
た理由	
応札者数	5
予定価格の積算方法	積算表に基づいて東大阪市が独自に積算
前回の契約方法及び	該当なし
契約先	
前々回の契約方法及	該当なし
び契約先	

⑤ 効果測定について

事業の目的	花園ラグビー場練習グラウンドの稼働率向上を目的に、グラウンド
	の人工芝化等の整備を行う。
期待する効果	稼働率向上
効果指標	該当なし
効果指標の過去 5 年	該当なし
の推移	
効果指標の前事業者	該当なし
(または直営) との	
比較	

(2) 監査の結果及び意見

① 費用削減効果の十分な検討について。(意見17)

花園ラグビー場には、第1グラウンド、第2グラウンド、練習グラウンドの3つのグラウンドがあり、とりわけ練習グラウンドは、試合前の調整のみならず、スポーツ教室やレクリエーションによる利用など、他の2つのグラウンドに比べ季節に関係なく利用頻度が高くなっている。

しかし、いずれのグラウンドも現状は天然芝であり、1年に100~150日ほど養生期間が必要となることからその期間はグラウンドを利用することができず、また、養生に関する費用も発生している。当該工事は、上記3つのグラウンドのうち練習グラウンドについて、人工芝化することによって養生期間を無くしコストを抑えるとともに、稼働率を向上させることを目的としたグラウンド整備工事の設計業務である。

しかし、東大阪市は人工芝化の工事の実施により、芝の養生等に関する費用が具体的にどの程度抑えることができるのかまでは検討ができていなかった。工事の実施にあたっては事前に費用削減効果の調査を実施し、天然芝か人工芝どちらが東大阪市にとって有利であるかを明確にして工事の実施を判断することが望ましい。

15. モノづくり教育支援事業 (モノづくり支援室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	モノづくり教育支援事業に係る業務委託契約
契約先名	特定非営利活動法人 東大阪地域活性化支援機構
契約内容	東大阪市の次世代を担う人材育成を目的として市立小学校を対象に、 実際に製造業に従事する事業者が講師となり、市内企業が事業で扱う 材料を素材としたキットを使用した「モノづくり体験教室」を実施す る。
現契約期間	令和4年6月21日~令和5年3月31日
同一相手先への委 託開始時期	平成14年4月1日
契約額 (税込)	5,800 千円
令和4年度決算額	5,800 千円
契約保証金の有無 及び契約保証金を 免除した場合その 根拠	無(契約の相手方が、特定非営利活動法人であるため、財務規則第117 条第3号に基づき契約保証金の支払いは免除とする)
当初の契約方法及 び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)
履行の実績確認方 法	仕様書に従い、事業完了時に、事業完了報告書等の提出を受け、履行 を確認している。(確認資料:事業完了報告書、活動レポート、支払関 係書の写し、実施小学校からの報告書)
再委託先の有無、 ある場合は件数	有(1件)
再委託の業務範囲	事業に関わる事務作業及び、それに付随する業務
再委託金額	3,300 千円 (税込)
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有 無	無

② 委託の理由

委託の理由(直営に せず、委託とする理 由、比較検討した数 値等)	市職員ではなく、実際に製造業に携わる職人から現場の話やモノづくりに携わる思い等を伝えていただくことに、総合学習の一環としての価値があるため。
同種の業務につき、 委託と直営の併存 の有無	無
委託契約の分割の 有無	無

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	価格・意欲・実績・能力・実施体制等を総合的に評価して実施事業者を		
	決定するため、「モノづくり教育支援事業に関する業務委託に係る公募		
	要領」に基づき、令和4年度にプロポーザル公募による選考を行い、		
	上記事業者を実施事業者として決定、随意契約を行った。		
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号		
プロポーザルの応	1		
募者数			
前回の契約方法及	一者随意契約		
び契約先	特定非営利活動法人 東大阪地域活性化支援機構		
前々回の契約方法	一者随意契約		
及び契約先	特定非営利活動法人 東大阪地域活性化支援機構		

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	製造業に資する人材育成、製造業に対する理解を深める		
期待する効果	職業としての製造業に対するプラスイメージの醸成		
効果指標	参加人数		
効果指標の過去 5			
年の推移	年度	人数	
	平成 30	5, 121	
	平成 31(令和元)	4,076	
	令和2	4,034	
	令和3	4, 104	
	令和4	4,068	

(2) 監査の結果及び意見

① モノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について。(意見 18)

当委託業務は、東大阪市の次世代を担う人材育成を目的に市立小学校を対象に、「モノづくり体験教室」の実施を委託する業務である。

モノづくり体験教室への申込者数と体験者数は、下記のとおりである。

【過去5年の申込者数と体験者数】

年度	申込者数(①)	体験者数(②)	2-1
平成 30 年度	5,937名	5,121名	△816名
令和元年度	5,539名	4,076名	△1,463名
令和2年度	4,173名	4,034名	△139名
令和3年度	4,105名	4,104名	△1名
令和4年度	4,237名	4,068名	△169名

表に記載のとおり、申込者の一部がモノづくり体験教室を体験できない状況となっている。

予算等との兼ね合いにより、体験者数の枠に上限を設けざるを得ないことについて理解はする。しかし、モノづくり体験教室の申込者は、モノづくりの現場をより身近に感じたいとの思いで申込みをしており、本来的には申込者全員がモノづくり体験教室を体験できるようにするべきであると考える。

モノづくり体験教室の申込者全員が、モノづくり体験教室を体験できるよう過去の申込者 数等を参考に、体験者数枠の拡大について検討されたい。

② 再委託の中身について。(意見19)

当委託業務は、東大阪市が特定非営利活動法人東大阪地域活性化支援機構に 5,800 千円(税込)で委託したものであるが、事務全般の業務を、株式会社ロダン 21 に 3,300 千円(税込)で再委託されている。モノづくり体験教室で使う材料費を除けば、その再委託費が委託費の大半を占めているにもかかわらず、再委託費の中身について所管所属は詳細な検討をしていない。計画していた業務内容及び工数とそれに対して実際の工数はどの程度であったかを把握する等により、翌年度以降における委託費の低減につながることが考えられ再委託費の中身について検討することが望ましい。

③ アウトカム指標の設定について。(意見20)

当委託業務は、モノづくり体験教室を開催することで製造業に対する理解を深め、職業としての製造業に対するプラスイメージの醸成の効果も期待して、実施されているものである。これに関して、所管所属は、モノづくり体験教室の体験者にアンケートを実施し、体験者の満足度の分析を実施しているにもかかわらず、モノづくり体験教室への体験人数をアウトカム指標として設定している。その満足度分析の結果をアウトカム指標として認識し活用されることを検討されたい。

【アウトカムの指標】

目標	モノづくり体験教室を開催することにより、職業としての製造業に対するプラ
	スイメージを醸成し、製造業に対する興味・関心を高める。
指標	体験者のモノづくり体験教室に関する満足度
数値	体験者にアンケートを行い、満足度を測る。

16. 魅力アピール推進経費【東大阪市都市魅力発信業務委託契約】(国際観光室)

(1) 概要

【令和4年度決算額內訳】

(単位:千円)

	, e	
1.	東大阪市マスコットキャラクタートライくんイラスト作成業務委託契約	200
2.	東大阪市マスコットキャラクタートライくんイラスト作成業務委託契約	220
3.	トライくん特大ぬいぐるみ作成等業務委託契約	475
4.	東大阪カレーパン事業委託契約	296
5.	東大阪市都市魅力発信業務委託契約	4, 411
	合 計	5, 602

なお、以下においては、結果又は意見がない監査対象については、記載していない。

① 上記5. に係る委託契約の概要

契約名	東大阪市都市魅力発信業務委託契約
契約先名	株式会社関西ぱど東大阪営業部
契約内容	デジタルブック作成業務、デジタルブック発信業務、発信状況等の分
	析業務
現契約期間	令和4年8月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委託	令和3年8月2日
開始時期	
契約額(税込)	4,411 千円
令和 4 年度決算額	4,411 千円
契約保証金の有無及	財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法及び	令和3年度に、公募型プロポーザル方式にて委託事業者を選定し、株
根拠法令	式会社関西ぱど東大阪営業部と随意契約。令和4年度についても、継
	続して業務を委託し、より効果的な都市魅力の発信を図るため、同社
	と随意契約。
	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第7条及び仕様書に従い、委託期間終了後、委託業務の成果に
	関する報告書の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、	有。2件。
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	(1) 冊子の配架業務
アイ:3/ / 内で	(2) 取材・撮影業務
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握してい
m i thur h o the	る。
個人情報取扱の有無	無
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	東大阪市の魅力情報を一元化したデジタルブックを作成するにあた
せず、委託とする理	り、媒体作成の専門的なノウハウや実績、創造性を持った民間企業に
由、比較検討した数	委託することで、より効率的かつ効果的な東大阪市の魅力発信を図
値等)	るため。
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	_
委託契約を分割してい	
る場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

0 旭忠大小小城女	
随意契約の理由	デジタルブック作成の専門的なノウハウや実績、創造性を持った株
	式会社関西ぱど東大阪営業部に業務を委託することで、より効果的
	な都市魅力の発信が可能となると考えられるため。また、商業施設等
	に専用の配架ラックを所有していることから、デジタルブックを広
	く発信することが可能となり、このような配架ラックを所有する事
	業者が他にないため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の	無
場合は見積件数)	
相見積を取っている	該当なし
が一番低い相手先と	
していない場合はそ	
の理由	
前回の契約方法及び	公募型プロポーザル/株式会社関西ぱど東大阪営業部
契約先	
前々回の契約方法	_
及び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	東大阪市内外に一体的かつ効率的な情報発信を図る。	
期待する効果	東大阪市への興味関心を向上させる。	
効果指標	閲覧者数	
効果指標の過去 5 年	令和 4 年度 17,714 人 (計 2 回配信)	
の推移	令和3年度 37,866人(計3回配信)	
効果指標の前事業者	_	
(又は直営) との		
比較		

まず、当事業の構成について簡単に説明する。(1)概要【令和4年度決算額内訳】に示した、1.及び2.の業務は、東大阪市及びマスコットキャラクタートライくんのPRを目的として、魅力的でデザイン性に優れたイラストを追求するため、専門の技術を持った事業者へイラスト作成を委託する業務である。次に、3.の業務は「トライくん」の特大ぬいぐるみ作成に係る委託業務である。また、4.の業務は、カレーパン事業の取り組みの周知・普及、東大阪カレーパンに関する情報発信業務について東大阪カレーパン会への委託業務である。なお、5.の業務について、(2)監査の結果及び意見にて説明する。

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書の明確化について。(意見21)

当事業は、アピール推進事業の1つとして東大阪市の魅力発信を図るため、デジタルブック作成業務、デジタルブック発信業務、発信状況等の分析業務について委託を行っているものである。令和3年度に、公募型プロポーザル方式にて委託事業者として株式会社関西ぱど東大阪営業部を選定し、令和4年度についても当社と随意契約を締結している。

東大阪市では、東大阪マインドを具現化する PR 媒体をコンセプトに、誰もが知る「モノづくりのまち」「ラグビーのまち」としての情報はもちろん、"それだけではない"知られざる東大阪市の魅力や利便性の高い施設情報なども積極的に取り上げ、楽しく読めて活用できる情報誌を発行している。具体的には、イベントや季節ごとに旬の情報を掲載するデジタルブック「Hi! DIGITAL(ハイ!デジタル)」とスポーツ施設や行政による支援策などをわかりやすく紹介する情報誌「Hi!(ハイ!)」の2種類があり、当委託事業は前者に係るものである。

ここで、令和4年度業務におけるデジタルブックの配信回数については、仕様書に「年1~2回ほど発信」と幅を持たせた記載がされており、実際は2回行われていた。一方、令和3年度は仕様書に年3回とあり、実際に3回の配信が行われていた。受託者の視点に立つと、デジタルブックの配信回数は業務量を左右する大きな要因であり、回数及び配信時期を確定しておくことが、適切な履行を確保するために重要な要素である。そのため、仕様書上、重要なイベントの実施回数や実施時期は明確にしておくことが望まれる。

なお、令和4年度配信回数について、東大阪市によれば、仕様書上確定させていなかった理由は、仕様書は4月から5月にかけて作成するが、仕様には取材等もあるため予定を決めない方がよい、また秋にイベントが多いがそこに向けて自由に動けるように配慮したとのことである。

② 目標設定と効果検証について。(意見 22)

契約内容のうち発信状況等の分析業務について、仕様書では、受託者が数値目標を設定し東大阪市の事前承認を受ける必要があることとなっていた。東大阪市は効果指標として閲覧者数を掲げているが、目標値について受託者と協議は実施したものの明確に設定はされていなかった。よって、閲覧者数についてはカウントしているものの、当該数値が期待した効果をあげたものか否かは確認されていない。

デジタルブックは東大阪市の魅力発信の重要なツールとして導入されたものであるから、過年度実績を参考にするなどして事前に目標値を設定し、取り組んだ事業効果について検証するべきである。

17. オーパススポーツ施設情報システム経費(市民スポーツ支援課)

(1) 概要

① 契約の概要

契約名	① スポーツ施設情報システム ASP サービス利用契約書
	② オーパススポーツ施設情報システム機器一式にかかる賃貸借契約書
契約先名	① 一般財団法人 関西情報センター
	②日立キャピタル株式会社
契約内容	① 東大阪市の21のスポーツ施設の予約システムを利用するための契約
	② オーパススポーツ情報システムの使用に必要な機器一式を賃貸借
	するための契約
現契約期間	① 令和4年2月1日~令和9年1月31日
	① 【9台】令和元年8月1日~令和6年7月31日
	【2台】令和2年3月1日~令和6年7月31日
同一相手先との契	① 平成 24 年
約開始時期	② 令和元年 8 月 1 日
予定価格(税込)	① 4, 232 円
	②【9台】864 千円
	【 2 台】 255 千円
契約額(税込)	① 4,232 千円(353 千円/月)
	②【9台】863千円(72千円/月)
	【 2 台】251 千円(21 千円/月)
令和4年度決算額	① 4, 232 千円
	② 1,113 千円
契約保証金の有無	① · ②免除
及び契約保証金を	財務規則第 117 条第 3 号による
免除した場合その	
根拠	
当初の契約方法及	① 随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
び根拠法令	② 指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第 1 号)
履行の実績確認方	① 毎日各施設の市担当者がシステムにログインすることで確認をし
法	ている。請求書が毎月業者より届くが、金額については定額設定で
	ある。
	② 各施設において毎日使用し、運用している。市からは、契約書第12
	条に基づき保守を要求しており、障害発生時に随時対応を確認して
	いる。
個人情報取扱の有	① あ り
無(有の場合は契約	契約書第28条、個人情報取扱特記事項
書条項)	② なし
	個人情報を取り扱う契約ではなく保守で個人情報入りの PC を取り
	扱う場合は、セキュリティポリシーを守る旨の記載がある。

② 随意契約の概要

that when the series is			
随意契約の理由	① オーパスの運用に特化した予約専用システムであるため他社が同		
	じ機能を提供することは極めて困難なシステムとなっている。他社		
	のシステムに同等機能を求める場合、多額の費用と開発期間が必要		
	となる。その性質又は目的が競争入札に適しないものであるため随		
	意契約を行うもの。		
	② 該当なし		
根拠法令	①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号		
	②該当なし		
相見積の有無(有の	①なし		
場合は見積件数)	② 該当なし		
相見積を取ってい	①・②該当なし		
るが一番低い相手			
先としていない場			
合はその理由			
前回の契約方法及	① 一者随意契約/一般財団法人 関西情報センター		
び契約先	② 該当なし		
前々回の契約方法	① 一者随意契約/一般財団法人 関西情報センター		
及び契約先	② 該当なし		

③ 入札の概要

0 / 11 1/02 (
指名競争入札又は	① 該当なし	
総合評価方式を選	② 複雑なシステムの運用に使用する専門性の高い機器を取り扱うた	
択した理由	め、地方自治法施行令第167条第1号の規定に基づき、一般競争入	
	札の性質には適しておらず指名競争入札を行うもの。	
応札者数	①なし	
	② 1	
予定価格の積算方	①なし	
法	② 1者から見積を入手し、参考の上、決定	
前回の契約方法及	①なし	
び契約先	② 【9台】指名競争入札 NTT ファイナンス株式会社関西支店	
	【2台】は新規契約のため該当なし	
前々回の契約方法	① なし	
及び契約先	② 保存期間が5年のため無し。	

④ 効果測定について

事業の目的	①・②24 時間施設の予約	り情報を確認、更新	所することが可能となり、気
	軽にスポーツ施設を利用できる機会の創出を図っている。		
期待する効果	①・②スポーツ施設利用者の増加		
効果指標	① · ②登録者数、利用件数		
効果指標の過去 5	①•②		
年の推移	■登録者数		
	平成 30 年度	10,440 人	
	平成 31 (令和元)年度	10,080 人	
	令和2年度	10,490 人	
	令和3年度	10,942 人	
	令和4年度	11,347人	
	①·②		
	■利用件数		
	平成 30 年度	211,541 人	
	平成 31 (令和元)年度	215,836 人	
	令和2年度	226,838 人	
	令和3年度	239,009 人	
	令和4年度	238,688 人	
効果指標の前事業	① 当初より同一事業者		
者(又は直営)との	②なし		
比較			

(2) 監査の結果及び意見

① 効果指標に関する目標値の設定及びアンケートの徴取について (意見 23)

当業務は、市民スポーツ支援課が所管する東大阪市のスポーツ施設をオンラインで予約できるよう、オーパスシステムを構築している一般財団法人関西情報センターオンラインシステムとの間でシステム利用契約を締結するものである。

東大阪市は、これにより施設利用者の増加を期待するとしながらも、効果指標であるオーパスシステムの登録者数、スポーツ施設の利用件数を用いた具体的な目標値を定めていない。具体的な目標値を設定し、目標値に対する実績値を分析することで事業の有用性がより高まるものと考えられるから、効果指標に関して具体的な目標値を設定することを検討されたい。

さらに、オーパスシステム利用者からアンケート等によるフィードバックを徴取し、当該フィードバックを分析、活用することで事業の有用性をより高める工夫を検討されたい。

なお、このシステムでは、利用目的(競技種目や活動) 別に予約申請等のデータが集計されうるということであ り、競技種目別に利用状況を見ることもできるとのことで あるから、今後のスポーツ施設のストック適正化(「スポー ツ施設のストック適正化ガイドライン」平成30年3月スポーツ庁参照))等をも念頭に、予約データが有効活用され ることに期待したい。



18. 地域就労支援事業(労働政策雇用室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	東大阪市地域就労支援事業委託契約
契約先名	株式会社パソナ
契約内容	意岐部就労支援センター及び永和就労支援センターの運営業務
現契約期間	令和4年4月1日~令和4年6月30日
	令和4年7月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委託	平成 29 年 6 月 19 日
開始時期	
契約額(税込)	5,257 千円
令和4年度決算額	5, 257 千円
契約保証金の有無及	無
び契約保証金を免除	財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除(契約者が契約を履行し
した場合その根拠	ないこととなるおそれがないと認められるとき)
当初の契約方法及び	令和4年4月1日~令和4年6月30日の期間については、随意契約。
根拠法令	令和4年7月1日~令和5年3月31日の期間については、プロポー
	ザル方式により受託予定者を決定。
	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第13条及び14条、仕様書に従い、毎月10日までに前月の委
	託事業実施状況報告書の提出を受け、履行を確認している。また、委
	託事業が終了したときは、終了の日から起算して30日以内に、事業
	完了報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、	無
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	_
再委託金額	<u> </u>
再委託確認方法	<u> </u>
個人情報取扱の有無	有
(有の場合は契約書	(仕様書)
条項)	仕様書「8. 責務」、「12. 研修(4 [~] 6月期仕様書)」、「13. 研修(7 [~] 3月
	期仕様書)」委託内容「4. 情報管理業務」
	契約書「第35条(事故発生時等の公表)」

② 委託の理由

委託の理由(直営に せず、委託とする理 由、比較検討した数 値等)	就労支援センターの施設運営にあたり、就労相談を実施する上で、 豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に委託することで、利用 者に有益なサービスを提供できるため。
同種の業務につき、 委託と直営の併存の	無
有無	
併存が有の場合、委	_
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	

委託契約の分割の有	無
無	
委託契約の分割数	
委託契約を分割して	_
いる場合の分割の方	
針	

③ 随意契約の概要

151	
随意契約の理由	豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画提案書を募集
	し、この提案を一定の基準で審査し、最も適切な者を当該業務の委
	託候補者として選定するため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
プロポーザルの応募	3件
者数	
前回の契約方法及び	一者随意契約/株式会社パソナ
契約先	
前々回の契約方法及	一者随意契約/株式会社パソナ
び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

り 効果側 正につい し				
事業の目的	東大阪市内に在住する、働く意欲がありながらもさまざまな課題を			
	抱えるために就労が実現しない方に対して、就労支援コーディネー			
	ターが就労支援を行うことにより、就労阻害要因の克服や就労に関			
	する意識・意欲の助長を図り、一人ひとりの自立・就職に結び付ける			
	ための支援を行うこと。			
期待する効果	就労の増加			
効果指標	新規・再相談件数、就労者数			
効果指標の過去 5 年				
の推移	(単位:件、人)			
		新規相談件数	再相談件数	就労者数
	平成 30 年度	31	183	6
	令和元年度	34	218	7
	令和2年度	19	161	6
	令和3年度	13	131	6
	令和4年度	22	158	6
効果指標の前事業者				
(又は直営)との比				
較				

(2) 監査の結果及び意見

① 効果指標の追加検討について。(意見24)

当委託業務の目的は、「東大阪市内に在住する、働く意欲がありながらもさまざまな課題を抱えるために就労が実現しない方に対して、就労支援コーディネーターが就労支援を行うことにより、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、一人ひとりの自立・就職に結び付けるための支援を行うこと」である。

これに対する効果指標として設定されているのは、新規・再相談件数、就労者数である。就 労を支援する事業であることから当該指標は非常に重要であるが、事業の評価としては、相談 を受けて就労した方が、その後も一定期間就労し続けているのか、どのような変化が生じたの か等についても、把握することが有用であると考えられるから、本人にヒアリングをするとい うことなども、検討されたい。

19. 産業振興 PR 経費(モノづくり支援室)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名 モノ~	づくりのまち発信業務委託契約
	社団法人東大阪ツーリズム振興機構
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	ノづくりの現場を活用し、市民や国内外からの来訪者に東大阪
	のモノづくりを体験・体感できるイベントを実施すること
	ノづくりのまち東大阪」を国内外に発信し、認知度向上と市民
	夸りの醸成を図ること
2 - 2	4年6月1日~令和5年2月28日
同一相手先への委託 令和:	3年7月1日
開始時期	
契約額(税込) 5,000	千円
令和 4 年度決算額 5,000	千円
契約保証金の有無及 財務規	規則第 117 条第 3 号の規定により、契約保証金を免除
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法及び 随意装	契約
根拠法令(地)	方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法 成果の	の報告として、委託業務の成果に関する報告書の提出を求めて
いる。	
再委託先の有無、有	
ある場合は件数 1件	
再委託の業務範囲・東力	て阪市のモノづくりを体感・体験できるイベント「こーばへ行こ
5!」	を実施
・アン	ノケート調査の実施
再委託金額 4,762	千円
再委託確認方法 契約村	目手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握してい
る。	
個人情報取扱の有無無	
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に せず、委託とする理 由、比較検討した数 値等)	モノづくり支援室では、観光に対する知識等も乏しく、事業実施に当たっては、観光関連の企画や支援、来訪客の誘致推進、観光に関する情報収集及び発信、全体の管理といった役割が求められるため。
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有	無
無	
委託契約の分割数	

委託契約を分割して	
いる場合の分割の方	
針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	東大阪市の観光地域づくりを推進している一般社団法人東大阪ツー リズム振興機構と契約し、一体的な観光関連の企画や支援、来訪客の 誘致推進、観光に関する情報収集及び発信などを行うため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の	無
場合は見積件数)	
相見積を取っている	該当なし
が一番低い相手先と	
していない場合はそ	
の理由	
前回の契約方法及び	一者随意契約/一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構
契約先	
前々回の契約方法及	一者随意契約/一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構
び契約先	

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

WANTED TO	
事業の目的	モノづくりの現場を活用し、市民や国内外からの来訪者に東大阪市
	のモノづくりを体験・体感していただくイベント等を実施すること
	で「モノづくりのまち東大阪」を国内外に発信し、認知度向上と市民
	の誇りの醸成を図るとともに、住工共生や人材確保等にもつなげる
	ことを目指している。
期待する効果	モノづくりのまちとしての認知度向上
効果指標	来場者数
効果指標の過去 5 年	平成 29 年度:714 人
の推移	平成 30 年度:3,202 人
	令和元年度:775人
	令和2年度:3,190人
	令和3年度:4,290人
効果指標の前事業者	こーばへ行こう!参加企業、来場者数ともに増加傾向にある。
(又は直営) との比	
較	

(2) 監査の結果及び意見

① 契約保証金の免除理由について。(意見25)

財務規則第117条において、契約保証金の全部又は一部を免除できる場合として下記が例示されている。

次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 本市が、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 法令に基づき、代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。

当該委託契約において、モノづくり支援室では、財務規則第117条第3号の規定により、相手方が外郭団体であることを理由として契約保証金を免除している。また、当該団体は全額を東大阪市の委託事業で運営しているため、履行しないおそれがないものと判断している。

しかし、外郭団体や、全額を東大阪市の事業で運営している団体においても、財務基盤が 強固とは言い難い団体が存在すると考えられるため、このことのみをもって契約不履行のお それがないとは言いがたい。

決算書を閲覧した上で履行しないおそれがないものと判断したとされているが、決算内容の何をもってどのように評価したのかが明確でない。この点を、決裁書類上、明確にすることが望ましい。

② 再委託について。(意見 26)

国は入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表に関し、「公共調達の適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)」(以下「公共調達の適正化について」)を定めているが、その中で掲げられた措置の中に、一括再委託の禁止が含まれている。

(公共調達の適正化について、より抜粋)

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

同委託契約において、事業費 5,000 千円にて外郭団体である東大阪ツーリズム振興機構 (以下「機構」) に随意契約されているものの、機構から 4,762 千円にて「こーばへ行こう実 行委員会」に再委託されている。実質的には、ほぼ一括再委託しているものとも見うけら れ、「公共調達の適正化について」に照らすと妥当ではないということになる。

しかし、随意契約理由は「機構以外では効果的・効率的な履行が不可能」とされている。この点、東大阪市によると、地域の DMO 法人が機構であり、東大阪市が集客を図るスポーツ、モノづくり、文化資源や商店街を生かした「文化・下町」に関する事業は全て機構が専門的に担うため、ノウハウを蓄積させることも含めた政策的意図により機構に委託しているとのことであり、直接再委託先と契約した場合、当該政策的意図を達成することができなくなるとのことである。

機構の位置づけやこれまでの経緯を踏まえると、その理由については理解できるものであるから、決裁上、当該理由を明確に文書化して共有しておくことが望ましい。

③ 目標設定について。(意見27)

当該事業においては、イベント「こ一ばへ行こう」の来場者数を効果指標としており、実績を把握している。事前の目標設定に関しては受託者と目標値を共有して事業を実施しているとのことであるが、仕様書等においては特段定められていない。

目標設定に関して仕様書等で明確にした上で、事前に目標設定をし、実績と比較した上で、原因分析を行うことにより、次年度以降の事業の見直しを行うことが望ましい。

なお、当事業においてはアンケート調査も行っていることから、アンケート内容も踏まえて 原因分析を行うことが考えられる。

④ 完了検査について。(結果5)

契約事務の手引において、完了検査として、業者から業務完了届けが提出されたら、契約書、 仕様書等の関係書類に基づき、厳正に検査をすることとされており、様式8が定められている。



モノづくり支援室は委託先から業務完了報告書を入手し、業務の完了検査を行っているとの ことであるが、様式8を利用しておらず、いつ誰がどのようにその検査をしたのかを示す文書・ 記録がない。

様式8を利用して完了検査を実施した文書・記録を残すことが必要である。

20. 商業振興コーディネート事業 (商業課)

(1) 概要

① 委託契約の概要

契約名	商業振興コーディネート事業
契約先名	株式会社関西ぱど 東大阪営業部
契約内容	東大阪市内の個店が SNS を利用して、個店の商品や魅力発信を効果
)\n\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	的に行う方法をレクチャーし、発信できるようになるまでをサポー
	トする業務
現契約期間	令和4年6月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委託	令和3年6月1日
開始時期	
契約額(税込)	3,999 千円
令和 4 年度決算額	3,999 千円
契約保証金の有無及	財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除。
び契約保証金を免除	当該事業者は大阪府・大阪市と包括連携協定を締結しており、行政事
した場合その根拠	業に関する実績も多いため、契約を履行しない恐れが無いと判断し、
	契約にかかる保証金を免除した。
当初の契約方法及び	公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定後、随意契約(地方自
根拠法令	治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第10条及び仕様書に従い、業務実施後、速やかに完了報告書
	の提出及び成果物の提出を求め、履行について確認している。
再委託先の有無、	無
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	無
再委託金額	無
再委託確認方法	再委託を実施する際には、事前に書面により東大阪市の承諾を得る
	よう求めている。
個人情報取扱の有無	有(契約書第 16 条)
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	当該業務については技術的専門性が高く、また複数の対象者に対し
せず、委託とする理	て個別に支援していく内容のため、自営で行うより効率的、効果的に
由、比較検討した数	実施できると考えるため。
值等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有	無
無	
委託契約の分割数	
委託契約を分割して	
いる場合の分割の方	
針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	関西ぱど東大阪営業部は、30年間地域のクライアントと地域の生活者をマッチングしてきたノウハウがあり、クライアントの SNS 運営についても実績がある。SNSで情報発信をするだけではなく、ターゲットに合わせたコンテンツ企画や効果的な発信方法など、集客や売り上げにつながるマーケティングサポートが可能であり、行政事業に関する実績も多くあるため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
プロポーザルの応募 者数	2件
前回の契約方法及び 契約先	公募型プロポーザル/株式会社関西ぱど 東大阪営業部
前々回の契約方法及 び契約先	公募型プロポーザル/ヒューマンアカデミー株式会社

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	SNS を活用した店舗及び商品やサービスの認知向上
期待する効果	売上の増加
効果指標	来店客の増加
効果指標の過去 5 年	来店客数
の推移	初年度令和3年度:45%増加
	令和4年度:48%増加
効果指標の前事業者	令和3年度についても令和4年度と同じ事業者が実施
(又は直営) との比	
較	

(2) 監査の結果及び意見

① 2年連続でのセミナー受講について。(意見28)

当該委託は、SNS でお店を探すことが多くなっている昨今の状況を踏まえ、SNS を活用して店舗や商品、サービスを紹介することで、個店の集客ひいては売上を伸ばすことを目的としている。事業者によるレクチャーは、セミナー形式によるものと個店訪問形式によるものがあり、前者は年に1回、後者は年間で30店舗以上(上限は40店舗)を対象として実施することとしている。後者の応募数は、令和3年度は35舗、令和4年度は31舗となっており、いずれも下限を上回る応募数となっている。

現状、上記レクチャーを2年連続で受講することに何ら制限は設けられていないものの、応募数が上限を超えていないため全ての応募店舗がレクチャーを受講できている。しかし、昨今の SNS の重要性や当該レクチャーによる集客効果実績、応募数の増加実績を考慮すると今後も応募数が増加する可能性があり、応募数が上限を超過しレクチャーを受講できない個店が発生する可能性がある。そのような状況で、2年以上連続で受講することに何ら制限を設けていない場合は、同じ個店が当該レクチャーによる効果を享受でき、初応募の個店が効果を享受できないことになる可能性があり、東大阪市が財源を投入して実施している事業としては好ましくないと考えられる。また、何らかの制限を設けたとしても事前に募集要項等に明記していない場合はトラブルが発生する可能性もある。そのため、2年以上連続で受講することに何らかの制限を設けるとともに、事前に募集要項等に明記しておくことを検討されたい。

② 同行・立会いによる監督結果の記録について。(意見29)

令和4年度は31舗に個店訪問形式によるレクチャーを実施しており、そのうち6店舗ほど 東大阪市の職員が同行し、仕様書の内容に基づき実施状況を確認しているとのことである。し かし、確認結果については、メモ程度に写真付きで確認内容等を記載しているものの、正式な 様式に監督の実施として記録されているものではない。また、同行した全件分の記録が残って いるわけではなく、3件分と一部しか残していない。

『契約事務の手引き』(東大阪市契約課)の「契約履行の監督」項目において「契約完了の時まで、業者が、契約の内容どおり適切、忠実に行っているかを厳重に監督」するとされており、東大阪市には適切な実施を監督する責任がある。職員による同行はその一環としても実施されるものであるが、全てのレクチャーに同行することは現実的でないため一部について同行を実施していることを考えると、同行した全件分については、監督の実施として確認結果の記録を正式な様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。

③ 東大阪市によるレクチャー評価に関するヒアリング結果の記録について。(意見30)

委託業者は全てのレクチャー実施後、個店からレクチャーに対する評価アンケートを入手するとともに、集計結果を事業報告書に記載することとなっている。その後、委託業者は事業報告書とアンケート原本を東大阪市に提出することにより、東大阪市は個店からの評価や意見を把握している。アンケートは全部で23項目となっており、大別して支援内容の評価とレクチャーの効果の評価の2つである。

アンケート原本を入手することにより、事業報告書にて集約された評価や意見のみでなく、個店が当初記載した評価や意見を把握できることは良い点であるが、個店ごとのレクチャーの効果の程度や要因など、アンケート項目や書面では測定できない部分もある。このような部分を把握することは、支援内容や支援方法の検討など事業の精度向上につながると考えられることから、東大阪市は一部の個店をピックアップし直接ヒアリングを実施している。しかし、ヒアリング結果の記録については、正式な報告様式に即しているわけではなく、個人のメモ帳に他の無関係な記載とともにメモ書きしているに過ぎないとのことである。

当該メモの内容は所管課内で共有しているとのことであるが、東大阪市が個店へ直接実施するヒアリングは忌憚のない意見等を聴取できる貴重な機会であり、当事業に対する最も有効なフィードバックであると考えられるため、当事業の精度向上に活かせるよう正式な様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。

④ 効果指標の設定について。(意見31)

当該委託は令和3年度に開始し、包括外部監査の対象である令和4年度時点では2年目となっている。事業の実績が十分でなく、事業が目的とする「個店の売上増加」に直接結び付くまでの効果が認められるかは未知数であることから、その前段階として、まずは来店客の増加を効果指標として設定されているとのことである。

現実的な対応として妥当なものとも考えられるが、最終的なアウトカムに相当する当初の期待は「個店の売上増加」であることから、令和6年度からは、「個店の売上増加」を効果指標として設定し、効果検証のための売上高把握を含めた事業設計を検討されたい。

21. 有害鳥獸駆除対策事業【有害鳥獸捕獲業務委託契約】(農政課)

(1) 概要

【令和4年度決算額內訳】

(単位:千円)

1.	1. 有害鳥獣捕獲業務委託契約	
2.	アライグマの捕獲、措置及び運搬に係る業務委託	1, 908
	合 計	3, 697

なお、以下においては、結果又は意見がない監査対象については、記載していない。

(ア) 上記1に係る委託契約の概要

契約名	有害鳥獣捕獲業務委託
契約先名	公益社団法人大阪府猟友会枚岡支部
契約内容	指定区域内でのイノシシ、アライグマ等の捕獲及び捕獲したイノシ
	シ、アライグマ等の処分。
現契約期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
同一相手先への委託	平成 13 年 4 月 1 日
開始時期	
契約額(税込)	1,789 千円
令和 4 年度決算額	1,789 千円
契約保証金の有無及	財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除
び契約保証金を免除	
した場合その根拠	
当初の契約方法及び	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約
根拠法令	
履行の実績確認方法	契約書第7条に従い、委託期間終了後30日以内に委託業務の成果に
	関する報告書の提出を求めている
再委託先の有無、	契約書第8条により、禁止している
ある場合は件数	
再委託の業務範囲	-
再委託金額	-
再委託確認方法	-
個人情報取扱の有無	無
(有の場合は契約書	
条項)	

② 委託の理由

委託の理由(直営に	生駒山系に精通し迅速な対応ができる捕獲資格を有する者であるた
せず、委託とする理	b
, ,	
由、比較検討した数	
値等)	
同種の業務につき、	無
委託と直営の併存の	
有無	
併存が有の場合、委	_
託と直営の割合に関	
する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有	無
無	
委託契約の分割数	_
委託契約を分割して	_
いる場合の分割の方	
針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	有害鳥獣による農作物被害防止対策として捕獲事業を行うにあたり、東大阪市において有害鳥獣は主に生駒山系に生息していることや、その山地の大部分が鳥獣保護区に指定されていことから、同地域に精通し迅速な対応ができる捕獲資格を有する唯一の団体であるため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の 場合は見積件数) 相見積を取っている	無
が一番低い相手先と していない場合はそ の理由	
前回の契約方法及び 契約先	一者随意契約/公益社団法人大阪府猟友会枚岡支部
前々回の契約方法及 び契約先	一者随意契約/公益社団法人大阪府猟友会枚岡支部

④ 入札の概要 該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	有害鳥獣による農作物の被害防止対策のために有害鳥獣の捕獲、被						
	害状況の調査・相談・啓発及び被害地域の見回りを行なうこと						
期待する効果	有害鳥獣による農作物の被害防止						
効果指標	有害鳥獣捕獲数						
効果指標の過去 5 年	捕獲頭数						
の推移			(単位:頭)				
		イノシシ	アライグマ				
	平成 30 年度	148	30				
	令和元年度	115	30				
	令和2年度	137	50				
	令和3年度	26	50				
	令和4年度	18	95				
効果指標の前事業者							
(又は直営) との							
比較							

まず、当事業の構成について簡単に説明する。当委託料決算額3,697 千円については、1,789 千円がイノシシ、アライグマ等の捕獲及び処分に係る委託業務(以下、前者とする)として公益社団法人大阪府猟友会枚岡支部に、1,908 千円がアライグマの捕獲、措置及び運搬に係る委託業務(以下、後者とする)としてホームサービス株式会社に支払われている。

両者の委託業務は、前者は事業者本人がイノシシ、アライグマ等の捕獲及び処分を行うのに対し、後者は事業者本人が捕獲を行うのではなく、要請のあった一般市民等に捕獲機器の貸し出しを行い、当該捕獲機器にかかったアライグマを運搬、処分を行う点で異なる。

以下では、前者について意見を述べている。

(2) 監査の結果及び意見

① 見回り実施の日付及び時間の報告について。(意見32)

当該委託は、(1) ⑤に記載のとおり、有害鳥獣の捕獲のほか、見回りを実施することにより被害状況の調査や防止を目的とするものである。捕獲や見回りに従事する者は事前に東大阪市の許可が必要とされており、また、有害鳥獣の捕獲数も上限が設定されていることから、従事した者の氏名や従事日数、捕獲数の報告を受けている。

しかし、見回りが適時に実施されていなければ当該委託の目的は達成されず、また委託料の一部は単価に従事日数を乗じることで算定されている。そのため、日誌等で従事した具体的な日付や時間についても報告を受け、見回りが適時に実施されていること、及び委託料算定の要素である従事日数と整合していることまで確認することが望まれる。

② 決算報告書の数値の正確性及び適切性について(意見33)

東大阪市が受託業者から入手する決算報告書には、東大阪市から受領した委託料収入額と、本事業に要した項目ごとの支出額が記載されている。支出項目の中には、上記①で記載した契約内容に係る人件費等の従事日数に応じた支出のほか、消耗品支出や保険加入支出などが含まれているが、これらの内訳明細は把握できていない。

(単位:円)

40	ス入	支出		
		内訳		
委託料	1,789,000	捕獲隊出動経費		
		設置点検の見回り		
		4,000/190	760,000	
		駆除用具消耗品	182,386	
		アライグマ対策費	259,000	
		事故防止安全啓発運動	370,340	
		保険加入	156,800	
		事務経費	35,000	
		会議費	15,000	
		雑費	10,474	

次期以降の委託料積算に役立てるためにも、各費目が具体的に何に要した支出を表しているのか理解することは重要であるから、更なる内訳明細を徴取するなどして、決算報告書の数値の正確性や適切性について確認することを検討されたい。

③ 事業者による見積額の妥当性の検証について(意見34)

地方自治体における契約締結は、地方自治法第 234 条第1項に従い競争入札が原則であるが、受託業者は(1)③に記載のとおり、本事業を担うことのできる唯一の事業者であることから競争が排除されており、少なくとも直近 20 年ほど随意契約を締結している。そのため、事業者は有利な見積額で契約を締結できる立場にあることから、見積額の妥当性については慎重に検討する必要がある。

しかし、令和2年度から令和4年度の見積額が3年間継続して1,789千円となっており、また、同額で継続して契約を締結している。さらに、平成30年から平成31年度(令和元年度)も1,650千円で同様の状況となっており、合わせて5年間は事業者の見積額と同額で契約を締結しており、東大阪市は当該見積額について十分な検討が実施できていなかった。

前項の検討を尽くしたうえで、他の自治体が有害鳥獣駆除等委託業務に関する単価表を設定しているように東大阪市としても適切と考える単価を設定したうえで、事業者が提出した見積額について慎重に検討を行い契約を締結することが望まれる。

(参考) 大津市 HP「随意契約締結結果一覧」より抜粋

有害鳥獸駆除等業務委託単価表

業務内容	規格	単価(円)	備考
ニホンジカ駆除(成獣メス)	1頭当たり	15,000	処分費含む
ニホンジカ駆除(成獣オス)	1頭当たり	10,000	処分費含む
ニホンジカ駆除(幼獣)	1頭当たり	10,000	処分費含む
猿駆除	1頭当たり	10,000	処分費含む
猪駆除(猟期外)	1頭当たり	10,000	処分費含む
猪駆除(猟期中)	1頭当たり	0	処分費含む
外来獣駆除 (アライグマ・ハクビシン等)	1頭当たり	5,000	処分費含む
緊急対応業務	1人/半日当たり	3,000	市からの要請に 基づくもの

消費税及び地方消費税を含む。

委託料に係る予算に著しい変動があった場合は、委託契約書第7条に基づき契 約単価を変更することができる。

ニホンジカの幼獣とは、前足の付け根の後部から尻尾の付け根までの寸法が、 50センチ未満の個体とする。

外来獣とは滋賀県が指定する外来獣とする。

- IV. 指定管理業務に関する結果及び意見
- 1. 産業技術支援センター (モノづくり支援室)
- (1) 施設の概要

1 施設の権	既要	(モニタリン	グ実施年度: 令和	5	年度	
性肌のない	東大阪市立産業技術支援セン	指定期間	2 年度~	6	年度	
施設の名称	ター	指定の方法	単体施設を指定管理			
施設所管課	都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室	連絡先	06-4309-3177			
設置目的	中小製造業等に対する技術支援などにより、産業の育成及び振興を図ることを目的とする。					
	T T STEEL TO THE TOTAL STEEL STEEL	-ory (ENC.) Hy	KIX O IKWE IN DECE	HHJC)	00	
施設内容·業 務内容等	市域の産業の振興のため、製造業等がセンターに設置している測定機器等を製品の高付加価値化、技術の高度化・	が抱える様々な技 低廉な価格で利	術課題について相談に	応じると	ともに、	
	市域の産業の振興のため、製造業等がセンターに設置している測定機器等を	が抱える様々な技 低廉な価格で利	術課題について相談に	応じると	ともに、	

2 管理運営状況等

年度							実績	į			-6	今年	度(予算)	次年	度()	見込)			
		平及	令和	2	年度	令和	3	年度	令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度			
管理形態		指定管		指定管理 指定管理		指定管理 指定管理 指定管理 指		指定管理		定管理 指定管理 指定管理		指定管理		指	定管	理				
-	供月	用(開館)日数			261			263			267	700					268			
指定	定管理委託料(千円)			53,691		54,593		3,691 54,593		54,593		54,54		543 54,278		54,278			5	3,418
利	1	相談件数(件)			1,785		- 1	1,531			1,814	補足説明								
用状	2	機器貸出件数 (件)	že.		2,739		9	2,401			2,913	補足説明								
況	3	ものづくり大学校受 講者数(人)			0						159	補足説明	合和2・2 大防止(断念した	年度は新り観点から	型コロナウ ものづくり	イルス是 大学校の	S集座植 の開催を			

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

No	項目	回答
1	根拠法令等	地方自治法
		東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関
		する条例
		東大阪市立産業技術支援センター条例
		東大阪市立産業技術支援センター条例施行規則
2	設置目的	中小製造業等に対する技術支援等により、産業の育
		成及び振興を図る
3	施設数	1
4	指定管理者は共同事業体であ	否
	るか否か	
5	No4 が「はい」の場合、構成企	
	業等の名称	
6	指定日	令和2年1月6日
7	指定期間開始日	令和2年4月1日
8	指定期間終了日	令和7年4月1日

9	同一指定管理者に対する連続 指定回数(回)	2
10	公募又は非公募	公募
11	No10 が公募の場合応募した事 業者数	1
12	No10 が非公募の場合、非公募と する理由を記載した決裁文書 の有無	公募のため該当なし。
13	指定管理者予定候補者選定委 員会の設置の有無	有
14	募集は公表、告示しているか	公表している
15	募集期間	令和元年8月1日~9月17日
16	募集時の指定管理料上限額の 積算方法	項目毎の詳細な設計金額の積算書類は作成してお らず、前指定期間の実績を根拠に積算している。
17	選定基準(審査基準)を事前公 表しているか	事前公表している
18	選定結果、選定理由は公表しているか	公表している
19	インセンティブペナルティ制 (※)を導入しているか	導入していない
20	利用料金制の採用	採用していない
21	管理の範囲	単一施設であり、施設を包括的に管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施している
23	指定管理者から他業者等第三 者へ業務の一部について再委 託があるか	再委託がある
24	令和4年度指定管理料 (実施協 定締結時)の積算方法	項目ごとに詳細な設計金額の積算書類を作成し、決 裁を受け、保存している。
25	施設の維持補修(修繕)に関す る方針	施設の維持補修(修繕)は指定管理者が行う場合も ある。その場合、具体的に指定管理者が行う修繕の 内容は協定書等で明確である。
26	(令和4年度に維持補修(修繕) 実績がある場合)維持補修(修 繕)の実施状況	必要な維持補修(修繕)は適時にもれなく実施されている。
27	(令和4年度に指定管理者による維持補修(修繕)実績がある場合)修繕費用の負担方法	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合 の修繕費用は、概算払いであり、年度末に精算(未 使用額分は返還)される方式をとっている。
28	備品購入に関する方針	備品の購入は指定管理者が行う場合もある。その場合、備品の購入方法、備品の帰属は協定書等で明確である。
29	【令和4年度に備品購入実績が ある場合】備品購入費用の実施 状況	必要な備品の購入は適時にもれなく実施されている。

30	【令和4年度に備品購入実績が ある場合】備品購入費用の負担	指定管理料の中で備品が購入されていない。
	方法	
31	備品管理に関する方針	令和4年度中に備品の実地調査をしている。実地調査結果の文書も保存している。
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成しており、東大阪市は当該マニュアルを入手している。
33	モニタリングを実施している か	はい
34	事業計画書の確認を行い、その 結果を文書として保管してい るか	確認しており、その結果を文書として保管している。
35	事業報告書(収支報告書含む) の確認を行い、その結果を文書 として保管しているか	確認しており、その結果を文書として保管している。
36	収支報告書の確認に当たって は、領収書等証拠書類まで遡っ て確認しているか。	領収書等証拠書類まで遡って確認している。
37	実地調査を行い、その結果を文 書として保管しているか。	実地調査しており、その結果を文書として保管している。
38	利用者アンケートが実施され、 その結果を文書として保管し ているか	利用者アンケートを実施しており、その結果を文書として保管している。

(※) インセンティブペナルティ制とは、委託等した業務に対するモニタリングを行い、その結果に基づきインセンティブやペナルティを付与する取組みである。業務の不適正な執行がなされたり不履行が繰り返されたりする場合には、業務停止や契約解除などといったペナルティを課し、業務改善への積極的な取り組みがなされたり事前に合意したサービス水準を上回ったサービスが提供されたりした場合には、インセンティブとして報奨を付与することなどが考えられる。

(地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 <報告書 > (平成19年)参照)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000156783.pdf

(2) 監査の結果及び意見

① 委託契約の履行確認について。(結果6)

指定管理者は日常清掃業務を株式会社大軌に再委託している。契約書上、「受託者は実施した作業内容及び作業に従事した作業員名を記録し、委託者の確認検査を受け、認印を求めなければならない」とされている。

しかし、上記の確認検査を行った記録は残されていなかった。理由は失念していたためとのことであるが、再委託先に適切な報告を求めるとともに、確認検査を行い、記録に残すことが必要である。

② 東大阪市への正確な報告について。(結果7)

産業技術支援センターの決算数値について、指定管理者は、指定管理業務と自主事業の数値 それぞれを東大阪市に報告している。

会計システム上は、指定管理業務と自主事業を同一の部門コード(公益1_産技センター)にて管理しており、東大阪市への報告数値である両者の合計は、会計システムの対応する金額と整合するはずであるが、支出について整合していなかった。

東大阪市への報告で、修正前の数値を提示しており、修正後の数値が提示されていなかった ため、このような結果となっている。

東大阪市への報告数値	自主事業	130 千円
(誤った報告数値)	指定管理業務	67,874 千円
	計(A)	68,004 千円
正味財産増減計算書内訳	部門コード:	67,926 千円
(正)	公益 1_産技センター(B)	
差額 (A) - (B)		78 千円

指定管理者は報告の際に整合性を確認するなどして、正確な数値を報告する必要があるとともに、報告後に決算数値に修正が生じた場合は修正後の数値を報告すべきである。当然のことができていない。

東大阪市としても、報告数値の正確性を確認するために、会計システムから出力される「正味財産増減計算書内訳」の提出を求め整合性を確認するとともに、報告後に修正が生じた場合は、修正後の数値を報告するよう指定管理者を指導すべきである。

また、現状は自主事業の数値を手作業にて集計しているとのことであるが、正確な報告を行うために、自主事業について、会計システム上は指定管理と別途の部門コードを設けて集計・管理することも検討されたい。部門コードを区分することにより、手作業による集計ミスの可能性が減るとともに、整合性の確認作業も容易になることが想定される。

③ 備品管理に用いる備品マスタについて。(意見35)

指定管理者は、東大阪市と締結した協定書に添付された備品マスタを用いて、備品棚卸を実施している。当該備品マスタは東大阪市が指定管理者に提供するものであり、新規取得や廃棄があった場合には適時に反映することとされている。

しかし、令和4年度に締結した協定書に添付した備品マスタには廃棄済みの備品が含まれていた。東大阪市が備品マスタシステムの抽出方法を誤ったことが原因であるが、最新かつ適切に抽出したものを添付し、適切な備品管理ができるようにしておくべきである。

2. 勤労市民センター (労働雇用政策室)

(1) 施設の概要

	施言	役の	吸要				(=	Eニタリン	グ実施	拖 年月	E: 令和	0	5	年度	
佐郎の夕孜 古上町古		ち立動学古民センター			指定期間		2	年度~		6	年度				
施設の名称東大阪市立勤労市民也			可民でン	指定の方法			単体	単体施設を指定管理							
施	設所	管課	都市魅力 労働雇用				逗	基絡先	06-4	309-	3178				
35	置置	目的	勤労者の社 民福祉の地			女養文化の同	句上並	びに労働	組合の	民主	的な発展	長を旧	図り、併	せて市	
	设内容	容·業 字等		ホール	、小会議會	·部鉄骨造 室(1)、小会鑵								習室、含	
指	定管	理者	公益財団 勤労者支			產業創造	追	極先	06-6	721-	6000				
人	員位	本制	正規職	員	0 人パート・アルバイト 4					人 その他 7					
	8.	生足	<u> </u>												
	B	年度			2 年度	実績	年度	会和 4	年度	25.57	度(予算	5	次年度	7. W. S. W. S.	
				令和	2 年度 定管理		年度	令和 4 指定管	年度理	令和		5	令和	7. W. S. W. S.	
	q	年度	態	令和		令和 3				令和	5 年	5	令和	6 年	
	供用	年度管理形 (開館	態	令和	定管理	令和 3 指定管理	理	指定管	理	令和	5 年	度	令和	6 年 至管理 3	
指定	供用	年度 管理形 (開館) 理委託 年間	態)日数	令和	定管理 254	令和 3 指定管理 31	理 254	指定管	理 301	令和排	5 年 定管理 3	度 (09 (55) (27) (27) (27) (27) (27) (27) (27) (27	令和 指定 ウイル よる臨 .5.31	6 年 空管理 31,9 ス感染	
	供用	年度問題	態)日数料(千円)利用者数	令和	定管理 254 31,898	令和 3 指定管理 31	理 254 1,986	指定管	理 301 2,271	令和排	5 年 32,0 ・新型コ 症の影料 R2,3,3~	度 609 955 ロナン R2 2 記 設 に 記 数 に の り に り る り る り る り る り る り る り る り る り る	令和 指定 ウイル よる31 3.6.20 備工事館	6 年 3 31,9 ス感染館 に伴う	

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

(/// 🗗	味 い 神里 景 り 凹 合 よ り /	
No	項目	回答
1	根拠法令等	地方自治法 東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 東大阪市立勤労市民センター条例 東大阪市立勤労市民センター条例施行規則
2	設置目的	東大阪市立勤労市民センター条例第1条 勤労者の 福祉の増進及び教養文化の向上並びに労働組合の民 主的な発展を図り、併せて市民福祉の増進に資するこ とを目的として、東大阪市に勤労市民センター(以下 「センター」という。)を設置する。
3	施設数	1

4	指定管理者は共同事業体であ	共同事業体でない
4	るか否か	共国事業件でない
5	No5 が「はい」の場合、構成企	_
	業等の名称	
6	指定日	令和2年1月8日(12月20日議決)
7	指定期間開始日	令和2年4月1日
8	指定期間終了日	令和7年3月31日
9	同一指定管理者に対する連続	公募2回(各5年間)、非公募3回(各3年間)、管理
	指定回数(回)	委託(12 年間)
10	公募又は非公募	公募(平成 27 年度~)
		非公募(平成 18 年度~平成 26 年度)
		管理委託(平成6年度~平成17年度)
11	No13 が公募の場合応募した	平成 26 年度 4 者
	事業者数	令和元年度 3者
12	No11 が非公募の場合、非公募と	無(保存年限切れ)
	する理由を記載した決裁文書	
13	の有無 指定管理者予定候補者選定	有
15	指足官埋有了足候補有選足 委員会の設置の有無	行
14	募集は公表、告示しているか	公表している
	分来は五名、日介・U C V 37/	
15	募集期間	・募集要項・仕様書の配布
		令和元年8月1日~令和元年8月22日
		・現地説明会
		令和元年8月26日
		・申請に関する質問受付
		令和元年8月26日~令和元年9月2日
		・申請に関する質問回答
		令和元年9月11日
		・申請書類の受付
1.0	黄焦叶の松ウ笠畑切し四姫の	令和元年9月12日~令和元年9月20日
16	募集時の指定管理料上限額の 積算方法	募集時に管理経費の積算は行っていない。
17	選定基準(審査基準)を事前	事前公表している
11	公表しているか	事的公然 している
18	選定結果、選定理由は公表して	公表している(選定結果と選定基準)
	いるか	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O
19	インセンティブペナルティ制	導入していない
	を導入しているか	
20	利用料金制の採用	採用していない
21	管理の範囲	単一施設であり、施設を包括的に管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施している
23	指定管理者から他業者等第三者へ	再委託がある(再委託の承諾願いに基づき東大阪市が
	業務の一部について再委託がある	承諾している。)
	か	
24	令和4年度指定管理料(実施協	指定管理者から提出された見積書を元に、指定管理者
	定締結時)の積算方法	と担当課が協議を経て修正した見積書を財政課に提
		出しているが、平成元年度の公募時に提出された収支
		予算書ベースでの金額に基づき予算査定されている。

	11H = 10 14 15 16: (11.15) >>	
25	施設の維持補修(修繕)に関す	大規模な維持補修(概ね50万円以上)は、東大阪市
	る方針	で行い、それ以外(概ね50万円未満)は委託料のう
		ち修繕費を使って指定管理者で行う。ただし、50万
		円以上の維持補修で、メンテナンス業者が入っている
		電気設備、機械設備等については、指定管理者から発
		注する方が納期や費用面でメリットが大きいことか
		ら、管理委託料とは別に機器交換委託料を交付し、指
		定管理者より発注する場合がある。(修繕後の精算規
		定あり。)
26	(令和4年度に維持補修(修繕)	必要に応じて、東大阪市並びに指定管理者による維持
	実績がある場合)維持補修(修	補修は実施しているが、必要な維持補修で予算措置等
	繕)の実施状況	の関係で実施されていない部分がある。
27	(令和4年度に指定管理者によ	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合の
	る維持補修(修繕)実績がある	修繕費用は年度末に精算(未使用額分は返還)される
	場合)修繕費用の負担方法	方式をとっている。
28	備品購入に関する方針	開館当初の備品については、東大阪市で購入している
		が、それ以降の備品購入については、指定管理者が委
		託料で購入している。
29	【令和4年度に備品購入実績が	指定管理者において必要な備品の購入がある。備品の
	ある場合】備品購入費用の実施	不足については確認していない。
	状況	
30	【令和4年度に備品購入実績が	指定管理料の中で備品が購入されている。年度末の精
	ある場合】備品購入費用の負担	算はない方式をとっている。
	方法)
31	備品管理に関する方針	協定書に基づき、指定管理者により計画的な実地棚卸
		を行うことになっており、少なくとも年1回以上、3
		月には備品台帳と現物の確認を行うよう指示してい
		る。
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成しており、
		東大阪市は当該マニュアルを入手している。
33	モニタリングを実施しているか	はい
34	事業計画書の確認を行い、その	確認しており、その結果を文書として保管している。
	結果を文書として保管してい	
	るか	
35	事業報告書(収支報告書含む)	確認しており、その結果を文書として保管している。
	の確認を行い、その結果を文書	PART CONTRACTOR OF CONTRACTOR
	として保管しているか	
36	収支報告書の確認に当たって	 領収書等証拠書類まで遡った確認はしていない。
	は、領収書等証拠書類まで遡っ	N N E 1 MENCE W CXX > 1CHEMITO O C 1 . 9 4 0
	て確認しているか。	
37	実地調査を行い、その結果を文	実地調査していない。
	書として保管しているか。	
38	利用者アンケートが実施され、	利用者アンケートを実施しており、その結果を文書と
00	その結果を文書として保管し	して保管している。
	ているか	して体目している。
	(V,01)	

(2) 監査の結果及び意見

① 決裁漏れについて。(結果8)

事務処理規程において、1,000 千円超、5,000 千円以内の支出、契約については、常務理事の決裁によることとされているが、下記の取引について、規程で求められる常務理事の決裁は得られていなかった。

口頭での連絡、報告をしていたので決裁済と判断していたとのことであるが、このような判断をされていること自体が大きな問題である。適切な決裁を得たことを書面上明確に残すことが必要である。

科目	金額	内容
管理費:運営費:事務費	2,500 千円	3階ホールボーダーケーブル交換

② 固定資産の除却漏れについて(結果9)

機構の固定資産に計上されている下記資産については、令和3年に除却済とのことであるが、除却処理が漏れていた。

令和3年の除却時に、勤労市民センター担当者より、本部に電話連絡を行ったとのことであるが、適切な決裁は行われていなかった。本件以外の指摘事項も踏まえると、組織的な手続・手順の遵守に対する意識が希薄で、このままでの管理体制で問題ないのか危惧される状況である。

適切な決裁を得られるような体制への見直しも含め、適時に除却処理をすることが必要である。

内容	帳簿価額
印刷機(平成 18 年取得分)	1円

③ 備品の計上漏れについて (結果10)

過年度(令和3年度、令和4年度)に購入した備品について、東大阪市との連携が適切にできておらず、東大阪市のシステムに適切に登録されていないものがある。

適切に東大阪市と連携をとり、資産計上を行うことが必要である。

(登録できていなかった備品の例)

取得年度	内容	金額
令和4年度	デスクトップパソコン	119 千円
令和3年度	演台	89 千円

財務規則における備品の定義は次のとおり定められている。

- 171条 物品は次に掲げる区分により分類して整理しなければならない。
- (1) 備品 その性質又は形状を変えることなくおおむね2年以上にわたって使用できるもので、かつ、取得価格又は予定価格が30,000円以上のもの

また、物品の管理についても、財務規則において次のとおり定められている。

174条 各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならない。

④ 備品の表示について (意見36)

備品の現物を確認したところ、ピアノ、自転車等、品名や整理番号が表示されていないものが見受けられた。東大阪市の財務規則に準じて、漏れなく適切に実査を行えるよう対象備品に個別番号シールを貼付して管理すべきである。

財務規則第 193 条において「備品については、備品整理票をはり付けるか又は焼印その他の 方法により、品名、整理番号を表示しなければならない。」 と規定されている。

⑤ 切手と収入印紙の実査の記録について(結果11)

切手と収入印紙について、受払簿を作成し、毎月末に現物の照合を行っているとのことであるが、受払簿と現物との照合結果が記録として残されていない。現物との照合を行っていることを明確にするために、受払簿と現物の照合した結果を、記録として残す必要がある。

- 3. 花園ラグビー場(花園・スポーツビジネス戦略課)
- (1) 施設の概要

1 施設の権	既要	(モニタリン	グ実施年	度: 令和	5	年度
世歌の夕野	東上に十十回これで 相	指定期間	2	年度~	21	年度
施設の名称	東大阪市花園ラグビー場	指定の方法	複数施設	設を一括指	定管理	
施設所管課	都市魅力産業スポーツ部 スポーツのまち推進室 花園・スポーツビジネス戦略課	連絡先	06-4309	9-3019		
設置目的	ラグビーフットボールその他のスポーツ 促進及び心身の健全な発達に資するが	、レクリエーション こめ。	/等の活動	の振興を図	り、市民の	交流の
設置目的 施設内容·業 務内容等	ラグビーフットボールその他のスポーツ 促進及び心身の健全な発達に資するが (1)ラグビー場の運営に関すること (2 務 (4)広告看板等掲載募集業務 (5)自	とめ。	(3)ラグヒ	ご一場の維持	特管理に関	引する美
施設内容・業	促進及び心身の健全な発達に資するた (1)ラグビー場の運営に関すること (2 務	とめ。 ()使用案内業務 動販売機設置募	(3)ラグヒ	ぐ一場の維持 (6) 市による	特管理に関	引する美

2 管理運営状況等

年度			実績								今年度(予算)			次年度(見込)					
		平及	令和	2	年度	令和	3	年度	令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度		
		管理形態	指	定管	理	指	定管	理	指	定管	理	推	定管	理	指	定管理	管理		
	供用	月(開館)日数		320		308		308 365 36		365 366				365					
指定	管理	理委託料(千円)		5	8,055		11	6,425		11	6,260		10	7,818		107	,818		
利	1	年間利用者数 (人)		55,519		55,519			22	4,806		42	2,706	補足				ス感染	
用 2		自主事業 参加者数(人)			3,878		1	6,223		¥.	8,614	900/1999	100000	.7~R: .25~I		0			
況	3											補足説明	The second second						

[※] 令和2年10月1日より指定管理者制度を導入。

(令和2年9月30日までは市の直営)

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

()/	1	
No	項目	回答
1	根拠法令等	地方自治法
		東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関す
		る条例
		東大阪市花園ラグビー場条例
		東大阪市花園ラグビー場条例施行規則
2	設置目的	ラグビーフットボールその他のスポーツ、レクリエー
		ション等の活動の振興を図り、市民の交流の促進及び
		心身の健全な発達に資するため
3	施設数	1
4	指定管理者は共同事業体であ	共同事業体である
	るか否か	
5	No4が「はい」の場合、構成企	HOS 株式会社、株式会社 F. C. 大阪、天正株式会社
	業等の名称	

6	指定日	令和2年7月9日
7	指定期間開始日	令和2年10月1日
8	指定期間終了日	令和 22 年 3 月 31 日
9	同一指定管理者に対する連続 指定回数(回)	1
10	公募又は非公募	公募
11	No10 が公募の場合応募した事 業者数	2
12	No10 が非公募の場合、非公募と する理由を記載した決裁文書 の有無	公募のため該当なし。
13	指定管理者予定候補者選定委 員会の設置の有無	有
14	募集は公表、告示しているか	公表している
15	募集期間	令和元年11月1日~令和2年3月2日
16	募集時の指定管理料上限額の 積算方法	上限額の設定はない
17	選定基準 (審査基準) を事前公 表しているか	事前公表している
18	選定結果、選定理由は公表しているか	公表している
19	インセンティブペナルティ制 を導入しているか	導入していない
20	利用料金制の採用	採用している
21	管理の範囲	単一施設であり、施設を包括的に管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施している
23	指定管理者から他業者等第三 者へ業務の一部について再委 託があるか	再委託がある
24	令和4年度指定管理料(実施協 定締結時)の積算方法	定管理者選定時に提出された収支予算書の金額での 契約が基本となるが、実情に応じて見直しはしてい る。
25	施設の維持補修(修繕)に関する方針	施設の維持補修(修繕)は指定管理者が行う場合もある。その場合、具体的に指定管理者が行う修繕の内容は協定書等で明確である。
26	(令和4年度に維持補修(修繕) 実績がある場合)維持補修(修 繕)の実施状況	必要な維持補修(修繕)は適時にもれなく実施されている。
27	(令和4年度に指定管理者による維持補修(修繕)実績がある場合)修繕費用の負担方法	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合の 修繕費用は、概算払いであり、年度末に精算(未使用 額分は返還)される方式をとっている。
28	備品購入に関する方針	備品の購入は全て東大阪市が実施している。

20	【会和 4 年度に借り購り 実建ぶ	化学等理学により供りの味りけれる。 ち
29	【令和4年度に備品購入実績が	指定管理者による備品の購入はなかった。
	ある場合】備品購入費用の実施	
	状況	
30	【令和4年度に備品購入実績が	指定管理者による備品の購入はなかった。
	ある場合】備品購入費用の負担	
	方法	
31	備品管理に関する方針	令和4年度中に備品の実地調査をしている。実地調査
01		結果の文書も保存している。
0.0	// ch/ch [1 ch] = 11 L z _ L A [
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成している
		が、東大阪市は当該マニュアルを入手していない。
33	モニタリングを実施している	はい
	カュ	
34	事業計画書の確認を行い、その	確認しており、その結果を文書として保管している。
	結果を文書として保管してい	
	るか	
35	事業報告書(収支報告書含む)	確認しており、その結果を文書として保管している。
30		推応してわり、ての相木を文音として休日している。
	の確認を行い、その結果を文書	
	として保管しているか	
36	収支報告書の確認に当たって	領収書等証拠書類まで遡った確認はしていない。
	は、領収書等証拠書類まで遡っ	
	て確認しているか。	
37	実地調査を行い、その結果を文	実地調査していない。
	書として保管しているか。	-
38	利用者アンケートが実施され、	利用者アンケートを実施していない。
	その結果を文書として保管し	
	ているか	
	CV. 311	

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様の理解と適切な監督の実施について。(結果12)

花園ラグビー場の指定管理に関して、令和3年度は書面による2回の利用者アンケートが実施されているが、令和4年度は実施されていない。

このアンケートの実施については、以下のとおり定められている。

東大阪市花園中央公園管理運営業務共通仕様書【指定管理者】7. 指定管理事業者として遵守する事項(28)

指定管理者は、次の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果について東大阪市に報告すること。

② 利用者アンケート

施設利用者を対象に、本施設において提供するサービスの評価に関するアンケート等を<u>任</u> <u>意</u>に実施すること。また、指定管理者は、アンケート用紙の作成、配布、回収及び分析を 行うこと。 花園ラグビー場の指定管理者である東大阪花園活性化マネジメント共同体は、上記仕様のもとアンケートの実施は任意と認識していた。

一方、東大阪市は、以下の基本協定により利用者アンケートの実施は必須であるものの、アンケートの実施時期、実施方法は任意であるとの認識であり、両者の認識に齟齬が生じている。

花園中央公園エリアにおける指定管理者施設等の管理に関する基本協定書

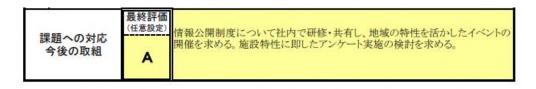
第39条 乙(※)は、指定管理業務等にあたり、指定管理施設へ意見箱の設置のほか利用者に対するアンケート調査、ウェブサイトにおける意見募集等の方法により、広く利用者等から意見又は苦情を収集し、その結果を指定管理業務等におけるサービスの向上に反映させるよう努めなければならない。

(※) 乙は指定管理者

共通仕様書の表現だけを取り上げて、アンケートの実施自体が任意であると文理的に解釈する余地がないわけでもないが、指定管理業務におけるサービスの向上及び施設利用者の満足度向上のためにアンケートの実施・分析は重要であり、協定書の主旨を踏まえると必須であると考えるのが常識的で自然である。

アンケートの実施は必須とする東大阪市の認識によると、令和4年度にアンケートが実施されなかったことは、仕様書違反であり、その時点で認識の齟齬の有無確認も含め適切な指導をするべきであった。また、契約事務の手引において、完了検査として、業者から業務完了届が提出されたら、契約書、仕様書等の関係書類に基づき、厳正に検査をすることとされており、様式8が定められているが、様式8は利用されておらず、実質形式ともに完了検査が適切ではなかったということである。今後は、このようなことが生じないよう適時適切な意見交換と監督を実施すべきである。

所管課によるモニタリング結果についても、下のように評価・公表されているが、仕様を満たしていないながらも A 評価ということには疑問が残る。



② 収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について。(結果 13)

花園ラグビー場の指定管理者である東大阪花園活性化マネジメント共同体は、特記仕様書に 基づく管理業務の報告として、年度毎に事業報告書を作成して報告を行っている。

事業報告書の提出書類第12において当該年度の指定管理業務収支及び自主事業収支を報告する書類として収支報告書を作成しており、令和4年度の収支報告書の概要は以下のとおりである。

(単位:千円)

	指定管理業務収支	自主事業収支	合計
収入	174, 537	50, 841	225, 378
支出	162, 522	46, 801	209, 323
うち、人件費	30, 462	13, 128	43, 590
うち、その他経費	42, 399	31, 956	74, 355
うち、再委託費	71, 474	_	71, 474
うち、一般管理費等	18, 187	1,717	19, 904
収支差	12, 015	4, 040	16, 055

上記のとおり、収支報告書は指定管理業務収支と自主事業収支にわけて作成する必要がある ため、両事業に共通して発生する共通経費(例えば、人件費、光熱水費(電気代、水道代、ガ ス代)については、一定の基準に基づく按分が必要となる。

東大阪市として指定管理者が作成した基準の合理性を確認し、見直しが必要と判断する場合には、見直すよう指導する必要がある。

現状、正規職員(4名分)の人件費本体は全て指定管理業務に係る経費とされている。一方、 正規職員の人件費に係る法定福利費は、指定管理業務と自主業務の収入の割合で各業務に按分 されており、人件費本体とそれに係る法定福利費の按分の方法に整合性がなく、適切なものと は言えない。さらに、光熱水費は全て指定管理業務に係る経費とされており、自主事業には按 分されていない状況である。光熱水費について指定管理業務にのみ按分される合理的理由の説 明はなく、不適切と言わざるを得ない。

指定管理者に合理的な理由の説明を求めていないことが、まずは問題である。その説明を受けた上で、共通経費の両事業への按分基準を見直した結果、誤りがあれば、過去の収支計算の修正を求めるとともに、指定管理料の設定についても、修正後の収支計算に応じて見直しの上で遡及して修正・精算の要否を検討すべき状況と思料する。

③ 備品登録について。(結果14)

東大阪市花園中央公園管理運営業務共通仕様書【指定管理者】7.指定管理事業者として遵守する事項(24)備品の管理等 カ において、施設にある物品や備品等はリストとして管理することが求められている。

しかし、寄贈を受けたテレビモニタ、サッカーゴールについては、本来備品等として台帳に登録すべきものの、登録が行われていなかった。指定管理期間終了後の適正な引継ぎのためにも、仕様書で定められたリストでの管理を行うべきである。

④ 備品の表示について。(結果15)

備品の現物を確認したところ、品名や整理番号が表示されていないものが散見されたが、東 大阪市の財務規則に準拠した取扱いを行うべきである。

財務規則第193条において「備品については、備品整理票をはり付けるか又は焼印その他の方法により、品名、整理番号を表示しなければならない。」と規定されている。

また、東大阪市花園中央公園管理運営業務共通仕様書【指定管理者】7.指定管理事業者として遵守する事項(24)備品の管理等 ア において、東大阪市の所有に属する備品については、財務規則の管理方法に基づく管理を行うことが求められている。

4. 総合体育館(市民スポーツ支援課)

(1) 施設の概要

1 施設の権	既要	(モニタリン	グ実施年度	度: 令和	5	年度
ANADAM CONTRA	東大阪市立総合体育館	指定期間	30	年度~	4	年度
施設の名称	東大阪市立東体育館	指定の方法	複数施設	を一括指	定管理	
施設所管課	都市魅力産業スポーツ部 スポーツのまち推進室 市民スポーツ支援課	連絡先	06-4309-	3282		
設置目的	**************************************	n o natedonie				
改區日町	市民のスポーツ・レクリエーションその	他公共的利用に	供するため。			
	施設管理、運営業務、清掃、警備、環 塔点検、駐輪場管理、施設利用(競技	境衛生、植栽、電	重気設備保守		坊設備点	検、冷
施設内容・業	施設管理、運営業務、清掃、警備、環	境衛生、植栽、電	重気設備保守	等。 1995(総合	分体育館	Photosocci

2 管理運営状況等

		左座					実約	ŧ.				今年	度(予算)	次年	度(見込)
		年度	令和	2	年度	令和	3	年度	令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度
		管理形態	指	定管	理	指	定管	理	指	定省	理	指	定管	管理	指	定管	理
	供月	用(開館)日数			計:261 頁:252			合:284 東:272			合:316 東:307			合:317 東:308			合:316 使:307
指定	管	理委託料(千円)		21	6,600		2	16,442		23	36,196		2	54,600		24	19,635
利	1	年間利用者数 (人)	100000000000000000000000000000000000000		1,908 5,538			80,508 70,359			55,824 86,458	- 6	新悉	<u> </u>	ウィル	ス成	选症
用状	2	利用登録団体数 (団体)	総		1,637 E:226			:2,137 東:216				補足 説明	の R2.3	※響によ 3.2~R	り臨時 2.5.31	休食	
況	3	スポーツ教室 参加者数(人)	総		1,729 1,164			:2,582 :1,797	377		2,693		R3.4	4.25∼I	3.6.20)	

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

(12)	味、の神里宗の凹合より)	
No	項目	回答
1	根拠法令等	地方自治法
		東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
		東大阪市立体育館条例
		東大阪市立体育館条例施行規則
2	設置目的	市民のスポーツ、レクリエーションその他公共的利用に供
		するため
3	施設数	1
4	指定管理者は共同事業体	共同事業体である
	であるか否か	

5	No 4 が「はい」の場合、構	HOS 株式会社
	成企業等の名称	天正株式会社
6	指定日	平成 30 年 1 月 18 日
7	指定期間開始日	平成 30 年 4 月 1 日
8	指定期間終了日	令和 5 年 3 月 31 日
9	同一指定管理者に対する	3回
	連続指定回数(回)	
10	公募又は非公募	公募
11	No10 が公募の場合応募し	2団体
	た事業者数	
12	No10 が非公募の場合、非公	公募のため該当なし。
	募とする理由を記載した	
	決裁文書の有無	
13	指定管理者予定候補者選	有
	定委員会の設置の有無	
14	募集は公表、告示しているか	公表している
15	募集期間	要項配布:
		平成29年8月1日(火)から平成29年8月22日(火)
		申請受付:
	THE FE DA O LICENSE STEP AND LETTER	平成29年9月13日(水)から平成29年9月19日(火)
16	募集時の指定管理料上限	その他(指定管理料の上限額は設定なし)
1.7	額の積算方法	本 サルセルマルフ
17	選定基準(審査基準)を事前公表しているか	事前公表している
18	選定結果、選定理由は公表しているか	公表している
19	インセンティブペナルテ	導入していない
13	ィ制を導入しているか	
20	利用料金制の採用	採用していない
21	管理の範囲	単一施設であり、施設を包括的に管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施している
23	指定管理者から他業者等	再委託がある
	第三者へ業務の一部につ	
	いて再委託があるか	
24	令和4年度指定管理料(実	項目ごとの詳細な設計金額の積算書類は作成しておらず、
	施協定締結時) の積算方法	「予算額」や「業者からの見積額等」を根拠に積算してい
		る
25	施設の維持補修 (修繕) に	施設の維持補修(修繕)は指定管理者が行う場合もある。
	関する方針	その場合、具体的に指定管理者が行う修繕の内容は協定書
		等で明確である。
26	(令和 4 年度に維持補修	必要な維持補修(修繕)があるが、予算措置等の関係で実
	(修繕) 実績がある場合)	施されていない部分がある。
	維持補修(修繕)の実施状	
	況	

27	(令和 4 年度に指定管理 者による維持補修(修繕) 実績がある場合)修繕費用 の負担方法	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合の修繕 費用は、概算払いであり、年度末に精算(未使用額分は返 還)される方式をとっている。
28	備品購入に関する方針	備品の購入は指定管理者が行う場合もある。その場合、備品の購入方法、備品の帰属は協定書等で明確である。
29	【令和 4 年度に備品購入 実績がある場合】備品購入 費用の実施状況	必要な備品の購入は適時にもれなく実施されている。
30	【令和 4 年度に備品購入 実績がある場合】備品購入 費用の負担方法	指定管理料の中で備品が購入されている。その場合の備品 購入費用は前金払いであり、年度末の精算はない方式をと っている。
31	備品管理に関する方針	令和4年度中に備品の実地調査をしている。実地調査結果 の文書も保存している。
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成しており、東大 阪市は当該マニュアルを入手している。
33	モニタリングを実施して いるか	はい
34	事業計画書の確認を行い、 その結果を文書として保 管しているか	確認しており、その結果を文書として保管している。
35	事業報告書(収支報告書含む)の確認を行い、その結果を文書として保管しているか	確認しており、その結果を文書として保管している。
36	収支報告書の確認に当たっては、領収書等証拠書類まで遡って確認しているか。	領収書等証拠書類まで遡った確認はしていない。
37	実地調査を行い、その結果 を文書として保管してい るか。	実地調査しているが、その結果は文書として保管していない。
38	利用者アンケートが実施 され、その結果を文書とし て保管しているか	利用者アンケートを実施しており、その結果を文書として 保管している。

(2) 監査の結果及び意見

① 決算報告書の作成誤りについて。(結果16)

指定管理者は収支報告書を作成するにあたり、試算表の数値をもとにエクセルのワークシート上にて一定の調整を行っているが、当該ワークシート上の調整を誤ったことにより、結果として、収支報告書の記載を誤る結果となっている。

具体的には、修繕費の一部を会計上(試算表上)、消耗品費として計上していたため、収支報告書作成にあたり、ワークシート上にて消耗品費から修繕費へ915千円の振替を行おうとした。修繕費を加算する一方、消耗品費を減算する必要があるが、当該消耗品費の減算処理が漏れていたため、収支報告書上は消耗品費が過大計上される結果となっている。

指定管理者においては、正確に収支報告書を作成する必要がある。決算体制の強化が必要である。

所管課においても、収支報告書が正確に作成されるよう指定管理者を指導するとともに、決算における調整項目の妥当性について検討することが望ましい。

② 収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分 について。(結果 17)

指定管理者においては、協定書に基づき、年度ごとに事業報告書を作成して報告を行っている。事業報告書における報告項目に(5)管理経費の収支報告書が含まれているが、指定管理者は指定管理業務のほかに自主事業を行っているため、指定管理業務と自主事業に共通して発生する共通経費については、一定の基準に基づく按分が必要となる。

指定管理者においては、各費目ごとに自主事業に係る支出であるか、指定管理業務に係る 支出であるかについて、明確に区別できるものを除き、下記ルールを設けて按分していると のことである。

アリーナ運営に必ず必要な部分

(社員給与関係、光熱水費、修繕費) …全額受託事業経費

その他の項目…受託売上・自主売上の比率で按分

上記の按分ルールについて所管課との認識の共有は行われておらず、所管課としては、当該ルールを理解せずに、指定管理業務に係る予算・実績の確認を行うことは実質的に困難と考えられる。指定管理者と所管課の間で、当該ルールについて、その合理性を含めた認識の共有を行う必要がある。

また、上記のとおり、社員給与や光熱水費、修繕費については、アリーナ運営費として必ず必要な部分であるという理由で全額が受託事業経費とされている。しかし、たとえ社員が自主事業に関与する割合が受託事業に比して少ないとしても、当該社員の人件費をすべて受託事業に負担させることは一般的ではないし、自主事業として利用している時間あるいは場所については応分の光熱水費を負担すべきと考えられるため、全額を受託事業経費とするという按分ルールは、格別の事情がない限り不適切と言わざるをえない。このような格別の事情があるのか、東大阪市として指定管理者に確認の上で、見直しがされる必要がある。

共通経費の両事業への按分基準が過去にさかのぼって見直されるべきものであったならば、 過去の収支計算の修正を求めるとともに、指定管理料の設定についても、修正後の収支計算に 応じて遡及して修正・精算の要否を検討すべき状況と思料する。

③ 収支報告書の支出項目の検証について。(意見37)

事業年度終了後、東大阪市は指定管理者より収支報告書を入手している。指定管理業務における収入金額は東大阪市から収受する指定管理委託料額であるため詳細な検証は不要であるが、支出金額については施設の運営のために要したものとして、基本的には東大阪市からの指定管理委託料によって賄われている。その中には未使用額があれば東大阪市に返還する項目もあることから、返還を免れるために不要なものを購入したり、架空の支出を計上するリスクが

存在しうる。また、前項に記載したように、自主事業と指定管理業務の共通経費について指定 管理者が設定した按分ルールは一般的には適切なものとは言い難く、東大阪市との認識の共有 も行われていない。

このような状況を考慮すると、支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合、内容確認を実施することが望ましい。指定管理者に対しては所管課が定期的にモニタリングを実施しているため、その一環として実施するなど、踏み込んだ検証を行うことを検討されたい。

④ 収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について。(結果 18)

東大阪市は事業年度終了後、指定管理者から収支報告書及び自主事業収支内訳書、実施した 自主事業に係る完了報告書を入手している。自主事業はレクリエーションやスポーツ教室など、 施設の運営とは別に指定管理者が自主的に実施するもので指定管理業務とは区別されており、 収支報告書には指定管理業務による収支に加え、自主事業による収支金額が記載されている。 しかし、昨今の社会情勢の変化による燃料費の高騰を考慮し、東大阪市は指定管理者と令和5 年3月20日付で指定管理委託料を増額する変更協定を締結しておりが、その要件及び算出基 準について以下のように規定している。

甲(東大阪市)は乙(指定管理者)に対して、想定しうる範囲を超えた物価変動による光熱水費影響概算額として金 20,450,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)の指定管理委託料の増額を行う。但し、以下の要件・算出基準に基づき金額を最終確定させて精算するものとし、最終確定した金額が増額した指定管理委託料の金額に満たない場合は、その差額を甲(市)に返還すること。

●指定管理委託料を増額する場合の要件

収支予算書上の光熱水費を超えた支出があり、指定管理業務全体収支においてもマイナスが生じている場合、何れか低い方を市が補填する。但し、補填の範囲は市予算の範囲内とする。

●指定管理業務全体収支額算出基準

- ①一般管理費については、収支予算書上の予算額の範囲内までの計上とする。
- ②自主事業を実施している場合、自主事業収支がプラスである場合は指定管理業務全体収支に反映する。マイナスである場合は収支へ反映しない。

なお、上記協定は、総合体育館、東体育館、ふれあいホール、スポーツホールすべてを網 羅した協定である。

したがって、東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として、収支報告書の自主事業による収支金額(以下、収支報告書金額とする)と自主事業収支内訳書の収支合計金額(以下、内訳書金額とする)の整合性の検証、完了報告書における計算の正確性の検証は、最低限必須のものであると考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施していなかった。事後の検証により、上記の要件・算出基準に影響を与える事項は発見されなかったものの、変更協定が定める要件や基準に即して精算・返還の要否を検討するために、適切に検証を行うべきである。

⑤ 実地棚卸の実施結果及び規程について。(結果19)

指定管理業務に利用されている備品は施設内で保管されており、指定管理者による実地棚卸に加えて、年に1度、東大阪市の職員が施設を訪問し、備品リストに基づき実際の数や状態を確認しているとのことであるが、実施結果が残されていない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施するべきである。

- 5. スポーツホール (市民スポーツ支援課)
- (1) 施設の概要

1 1	施設の	聚要						(:	モニタ	リン	グ実別	拖年 周	ŧ:	令和	5	1	年度)
N. Service	100000000	The second second	Jan. 1			20		指	定期間	ı	3	0	年度	₹~	4		年度
施設	设の名称	東大阪市	立スホ	ーツ	亦一	n		指定	この方	法	複数	施設	を一	括指定	官管理	1	
施部	设所管課	都市魅力 スポーツの 市民スポー	りまち	推進	室	5		ĭ	車絡先		06-4	309-	3282	2			
設	置目的	市民のスポ	パーツ沿	舌動及	びリク	クリエー	・ショ	ン活動	の発展	長を図	引り、市	片民体	育の	向上に	資す	ろたる	b 。
	内容·業 内容等	施設管理、	運営業	業務、	駐輪	場管理	、各	種点核	業務、	施設	 段利用	(競技	支場)	及び用	具の	出資	少等。
25,640,00		are viribles	22					:2					0011				
指定	管理者	HOSグル	ープ					1	基絡先		072-	962-	8811				
3030	E管理者 員体制	HOSグル・正規職	- 59	0		人	パート	1,55	※ バイト		5,00,00	962-		の他	()	人
人	員体制	正規職	員	0		人	パー	1,55			5,00,00				()	人
人	員体制		員	0				・・アル			5,00,00	人	7	の他			
人	員体制	正規職	員 				実績	・アル	パイト		4	人	を (の他	次年	度(見込)
人	員体制 管理運 年度	正規職営状況等	員 令和	2	年度	令和	実績	・アル	パイト	4	年度	人 今年 令和	を 度(の他 予算) 年度	次年令和	度(見込
人 2 f	員体制 管理運	正規職 営状況等	員 令和		年度	令和	実績	・アル	パイト		年度	人 今年 令和	を (の他 予算) 年度	次年令和	度(見込
人 2 1	員体制 管理運 年度 管理形 共用(開館	正規職 営状況等	員 令和	2 定管理	年度	令和	実績 3 定管	・アル 年度	パイト	4 定管	年度	人 今年 令和	を 度(の他 予算) 年度	次年令和	度(見込) 年度
人 2 旬 指定	員体制 管理運 年度 管理形 共用(開館 管理委託 工作	正規職 営状況等 と	員 令和	2 定管理	年度 里 254	令和	実績 3 定管	・アル 年度 理 259	パイト	4 定管	年度理 307	人 今年	を度(5 定管 新型影	の他 予算) 年度 308 9,500	次年令和指	度() 6 定管	見込) 年度 307 9,500 染症
人 2 1	員体制 管理運 年度 管理形 供用(開墾託 1	正規職 学状況等 整	員 令和	2 定管理	年度 里 254 7,520	令和指	実績 3 定管	キャアル 年度 理 259 7,520	パイト	4 定管	年度 理 307 7,210	人 今年	を 度 5 定管 新の駅2.2	の他 予算) 年度 308 9,500	次年令和 指 ウィル り 臨 に 2.5.31	度() 6 定管ス感情休食	見込) 年度 307 9,500 染症

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

(//	味 (の神里景の凹合より)	
No	項目	回答
1	根拠法令等	地方自治法
		東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関す
		る条例
		東大阪市立スポーツホール条例
		東大阪市立スポーツホール条例施行規則
2	設置目的	市民のスポーツ活動及びリクリエーション活動の発
		展を図り、市民体育の向上に資するため
3	施設数	1
4	指定管理者は共同事業体であ	共同事業体である
	るか否か	
5	No4 が「はい」の場合、構成企	HOS 株式会社
	業等の名称	天正株式会社
6	指定日	平成30年1月18日

7	指定期間開始日	平成30年4月1日
8	指定期間終了日	令和5年3月31日
9	同一指定管理者に対する連続 指定回数(回)	3日
10	公募又は非公募	公募
11	No10 が公募の場合応募した事 業者数	2団体
12	No10 が非公募の場合、非公募と する理由を記載した決裁文書 の有無	公募のため該当なし。
13	指定管理者予定候補者選定委 員会の設置の有無	有
14	募集は公表、告示しているか	公表している
15	募集期間	要項配布: 平成29年8月1日(火)から平成29年8月22日(火)申請受付: 平成29年9月13日(水)から平成29年9月19日(火)
16	募集時の指定管理料上限額の 積算方法	その他(指定管理料の上限額は設定なし)
17	選定基準 (審査基準) を事前公 表しているか	事前公表している
18	選定結果、選定理由は公表しているか	公表している
19	インセンティブペナルティ制 を導入しているか	導入していない
20	利用料金制の採用	採用していない
21	管理の範囲	単一施設であり、施設を包括的に管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施していない
23	指定管理者から他業者等第三 者へ業務の一部について再委 託があるか	再委託がある
24	令和4年度指定管理料(実施協 定締結時)の積算方法	項目ごとの詳細な設計金額の積算書類は作成してお らず、「予算額」や「業者からの見積額等」を根拠に 積算している
25	施設の維持補修(修繕)に関する方針	施設の維持補修(修繕)は指定管理者が行う場合もある。その場合、具体的に指定管理者が行う修繕の内容は協定書等で明確である。
26	(令和4年度に維持補修(修繕) 実績がある場合)維持補修(修 繕)の実施状況	必要な維持補修(修繕)があるが、予算措置等の関係 で実施されていない部分がある。

27	(令和4年度に指定管理者による維持補修(修繕)実績がある場合)修繕費用の負担方法	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合の 修繕費用は、概算払いであり、年度末に精算(未使用 額分は返還)される方式をとっている。
28	備品購入に関する方針	備品の購入は指定管理者が行う場合もある。その場合、備品の購入方法、備品の帰属は協定書等で明確である。
29	【令和4年度に備品購入実績 がある場合】備品購入費用の実 施状況	該当なし
30	【令和4年度に備品購入実績がある場合】備品購入費用の負担方法	該当なし
31	備品管理に関する方針	令和4年度中に備品の実地調査をしている。実地調査 結果の文書も保存している。
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成しており、 東大阪市は当該マニュアルを入手している。
33	モニタリングを実施している	はい
34	事業計画書の確認を行い、その 結果を文書として保管してい るか	確認しており、その結果を文書として保管している。
35	事業報告書(収支報告書含む) の確認を行い、その結果を文書 として保管しているか	確認しており、その結果を文書として保管している。
36	収支報告書の確認に当たって は、領収書等証拠書類まで遡っ て確認しているか。	領収書等証拠書類まで遡った確認はしていない。
37	実地調査を行い、その結果を文 書として保管しているか。	実地調査しているが、その結果は文書として保管していない。
38	利用者アンケートが実施され、 その結果を文書として保管し ているか	利用者アンケートを実施しており、その結果を文書と して保管している。

(2) 監査の結果及び意見

① 収支報告書の支出項目の検証について。(意見38)

事業年度終了後、東大阪市は指定管理者より収支報告書を入手している。指定管理業務における収入金額は東大阪市から収受する指定管理委託料額であるため詳細な検証は不要であるが、支出金額については施設の運営のために要したものとして、基本的には東大阪市からの指定管理委託料によって賄われている。その中には未使用額があれば東大阪市に返還する項目もあることから、返還を免れるために不要なものを購入したり、架空の支出を計上するリスクが存在しうる。

このようなリスクを考慮すると、支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。一般的には内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。東大阪市は指定管理者に対してモニタリングを実施しているため、その一環として実施するなど、踏み込んだ検証を行うことを検討されたい。

② 収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について。(結果20)

東大阪市は事業年度終了後、指定管理者から収支報告書及び自主事業収支内訳書、実施した 自主事業に係る完了報告書を入手している。自主事業はレクリエーションやスポーツ教室など、 施設の運営とは別に指定管理者が自主的に実施するもので指定管理業務とは区別されており、 収支報告書には指定管理業務による収支に加え、自主事業による収支金額が記載されている。 しかし、昨今の社会情勢の変化による燃料費の高騰を考慮し、東大阪市は指定管理者と令和5 年3月20日付で指定管理委託料を増額する変更協定を締結しているが、その要件及び算出基 準について以下のとおり規定している。

甲(東大阪市)は乙(指定管理者)に対して、想定しうる範囲を超えた物価変動による光熱水費影響概算額として金 20,450,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)の指定管理委託料の増額を行う。但し、以下の要件・算出基準に基づき金額を最終確定させて精算するものとし、最終確定した金額が増額した指定管理委託料の金額に満たない場合は、その差額を甲(市)に返還すること。

●指定管理委託料を増額する場合の要件

収支予算書上の光熱水費を超えた支出があり、指定管理業務全体収支においてもマイナスが生じている場合、何れか低い方を市が補填する。但し、補填の範囲は市予算の範囲内とする。

- ●指定管理業務全体収支額算出基準
 - ①一般管理費については、収支予算書上の予算額の範囲内までの計上とする。
 - ②自主事業を実施している場合、自主事業収支がプラスである場合は指定管理業務全体収支に反映する。マイナスである場合は収支へ反映しない。

なお、上記協定は、総合体育館、東体育館、ふれあいホール、スポーツホールすべてを網羅 した協定である。

したがって、東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書の自主事業による収支金額(以下、収支報告書金額とする)と自主事業収支内訳書の収支合計金額(以下、内訳書金額とする。)の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施していなかった。これにより、上記の要件・算出基準に影響を与える事項は発見されなかったものの、変更協定に従い適切に検証を行うべきである。

③ 実地棚卸の実施結果及び規程について。(結果21)

指定管理業務に利用されている備品は施設内で保管されており、指定管理者による実地棚卸に加えて、年に1度、東大阪市の職員が施設を訪問し、備品リストに基づき実際の数や状態を確認しているとのことであるが、実施結果が残されていない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施するべきである。

6. 東体育館(市民スポーツ支援課)

(1) 施設の概要

	施設の権	以安					モニタリ					5	年度)	
施記	設の名称	東大阪市					定期間			年度~		4	年度	
5 To 5		東大阪市				指	指定の方法		複数施設を一括指定管理					
施	設所管課	スポーツの	産業スポーツ部 のまち推進室 ーツ支援課				連絡先	06	06-4309-3282					
設	置目的	市民のスポ	ポーツ・	レクリエー	ションそ	の他公共	的利用!	二供す	るため。					
	设内容・業 内容等	施設管理、塔点検、射									肖防	設備点	検、冷却	
指定	定管理者	HOSグル・	ープ		ープ				06-6726-1995(総合体育館) 072-982-1381(東体育館)					
			職員 5 人 パート											
人	員体制	正規職	員	5	人	パート・アノ	バイト	63	人	その	也	15	人	
				5	人	パート・アノ	バイト	63	人	その	也	15	人	
	.員体制 管理運 2			5			レバイト	63						
		当状況等			3	実績			今年	度(予	算)	次年度	(見込	
	管理運 2	学状 況等	令和	2 年度	令和	実績 3 年度	令和	4 年	今年度 令和	度(予:	算)	次年度	(見込) 6 年度	
2	管理運算 年度 管理形	学状況等 態	令和	2 年度 定管理	令和指	実績 3 年度 定管理	令和指定	4 年	今年度 令和	度(予)	算)	次年度令和 指定	(見込) 6 年度	
2	管理運 2	学状況等 態	令和	2 年度	令和 指	実績 3 年度	令和指定	4 年	今年 度 令和 打 16	度(予:	算) 厚度 317	次年度令和 指定	(見込) 6 年度	
2	管理運貨 年度 管理形 供用(開館	態	令和	2 年度 定管理 総合:261 東:252	令和指	実績 3 年度 定管理 総合:28	令和 指定	4 年 管理 8合:3	今年 度 令和 打 16 07	度(予: 5 4 2 5 4 2 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7	算) 度度 317 308	次年度令和 指定	(見込 6 年度 管理 総合:31	
2	管理運作 年度 管理形 供用(開館 官管理委託	数 状況等 態()日数(千円)	令和指	2 年度 定管理 総合:261 東:252	令和指	実績 3 年度 定管理 総合:28e 東:27:	令和 指定	4 年 管理 合:3 東:3	今年 度 令和 116 07	度(予 5 章 定管理 総合: 東:	算) 度度 317 308	次年度令和 指定	(見込 6 年度 管理 総合:310 東:30	
2	管理運作 年度 管理形 供用(開館 管理委託	態	令和指統合	2 年度 定管理 総合:261 東:252	令和指	実績 3 年度 定管理 総合:284 東:27:	令和 指定	4 年 管理 給合:3 東:3	今年 度 令和 打 16 07 96	度(予) 5 年 定管理 総合: 東: 254,	算) E度 317 308	次年度令和 指定	E(見込 6 年度 6 年度 249,633	
2	管理運作 年度 管理形 供用(開館 管理委託 1 年間	態 (千円) 利用者数	令和指	2 年度 定管理 総合:261 東:252 216,600 合:131,908	令和指	実績 3 年度 定管理 総合:284 東:27: 216,442 合:180,508	令和 指定 総合東 総	4 年 管理 合:3 東:3 236,1 255,8 :86,4	今年 度 令和 打 16 07 96 24 58 補足	度(予) 5 年 定管理 総合: 東: 254,	算) 手度 317 308 600	次年度 令和 指定 ウィルス り臨時 (2.5.31	E(見込 6 年度 管理 総合:310 東:300 249,633	

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

No	項目	回答
1	根拠法令等	地方自治法
		東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関す
		る条例
		東大阪市立体育館条例
		東大阪市立体育館条例施行規則
2	設置目的	市民のスポーツ、レクリエーションその他公共的利用
		に供するため
3	施設数	1
4	指定管理者は共同事業体であ	共同事業体である
	るか否か	
5	No.4が「はい」の場合、構成企	HOS 株式会社
	業等の名称	天正株式会社
6	指定日	平成 30 年 1 月 18 日
7	指定期間開始日	平成30年4月1日
8	指定期間終了日	令和5年3月31日

		,
9	同一指定管理者に対する連続	1回
	指定回数(回)	
10	公募又は非公募	公募
11	No. 10 が公募の場合応募した事 業者数	2団体
12	No. 10 が非公募の場合、非公募 とする理由を記載した決裁文 書の有無	公募のため該当なし。
13	指定管理者予定候補者選定委 員会の設置の有無	有
14	募集は公表、告示しているか	公表している
15	募集期間	要項配布: 平成29年8月1日 (火) から平成29年8月22日 (火) 申請受付: 平成29年9月13日 (水) から平成29年9月19日 (火)
16	募集時の指定管理料上限額の 積算方法	その他(指定管理料の上限額は設定なし)
17	選定基準 (審査基準) を事前公 表しているか	事前公表している
18	選定結果、選定理由は公表して いるか	公表している
19	インセンティブペナルティ制 を導入しているか	導入していない
20	利用料金制の採用	採用していない
21	管理の範囲	単一施設であり、施設を包括的に管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施している
23	指定管理者から他業者等第三 者へ業務の一部について再委 託があるか	再委託がある
24	令和4年度指定管理料 (実施協 定締結時) の積算方法	項目ごとの詳細な設計金額の積算書類は作成してお らず、「予算額」や「業者からの見積額等」を根拠に 積算している
25	施設の維持補修(修繕)に関す る方針	施設の維持補修(修繕)は指定管理者が行う場合もある。その場合、具体的に指定管理者が行う修繕の内容は協定書等で明確である。
26	(令和4年度に維持補修(修 繕)実績がある場合)維持補修 (修繕)の実施状況	必要な維持補修(修繕)があるが、予算措置等の関係 で実施されていない部分がある。
27	(令和4年度に指定管理者に よる維持補修(修繕)実績があ る場合)修繕費用の負担方法	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合の 修繕費用は、概算払いであり、年度末に精算(未使用 額分は返還)される方式をとっている。
28	備品購入に関する方針	備品の購入は指定管理者が行う場合もある。その場合、備品の購入方法、備品の帰属は協定書等で明確である。
	•	_

29	【令和4年度に備品購入実績 がある場合】備品購入費用の実 施状況	該当なし
30	【令和4年度に備品購入実績 がある場合】備品購入費用の負 担方法	該当なし
31	備品管理に関する方針	令和4年度中に備品の実地調査をしている。実地調査 結果の文書も保存している。
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成しており、 東大阪市は当該マニュアルを入手している。
33	モニタリングを実施している か	はい
34	事業計画書の確認を行い、その 結果を文書として保管してい るか	確認しており、その結果を文書として保管している。
35	事業報告書(収支報告書含む) の確認を行い、その結果を文書 として保管しているか	確認しており、その結果を文書として保管している。
36	収支報告書の確認に当たって は、領収書等証拠書類まで遡っ て確認しているか。	領収書等証拠書類まで遡った確認はしていない。
37	実地調査を行い、その結果を文書として保管しているか。	実地調査しているが、その結果は文書として保管していない。
38	利用者アンケートが実施され、 その結果を文書として保管し ているか	利用者アンケートを実施しており、その結果を文書として保管している。

(2) 監査の結果及び意見

① 収支報告書の支出項目の検証について。(意見39)

事業年度終了後、東大阪市は指定管理者より収支報告書を入手している。指定管理業務における収入金額は東大阪市から収受する指定管理委託料額であるため詳細な検証は不要であるが、支出金額については施設の運営のために要したものとして、基本的には東大阪市からの指定管理委託料によって賄われている。その中には未使用額があれば東大阪市に返還する項目もあることから、返還を免れるために不要なものを購入したり、架空の支出を計上するリスクが存在しうる。

このようなリスクを考慮すると、支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。一般的には内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。東大阪市は指定管理者に対してモニタリングを実施しているため、その一環として実施するなど、踏み込んだ検証を行うことを検討されたい。

② 収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について。(結果 22)

東大阪市は事業年度終了後、指定管理者から収支報告書及び自主事業収支内訳書、実施した 自主事業に係る完了報告書を入手している。自主事業はレクリエーションやスポーツ教室など (以下イベントとする)、施設の運営とは別に指定管理者が自主的に実施するもので指定管理 業務とは区別されており、収支報告書には指定管理業務による収支に加え、自主事業による収 支金額が記載されている。しかし、昨今の社会情勢の変化による燃料費の高騰を考慮し、東大 阪市は指定管理者と令和5年3月20日付で指定管理委託料を増額する変更協定を締結してお り、その要件や算出基準について以下のとおり規定している)。

甲(東大阪市)は乙(指定管理者)に対して、想定しうる範囲を超えた物価変動による光熱水費影響概算額として金 20,450,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)の指定管理委託料の増額を行う。但し、以下の要件・算出基準に基づき金額を最終確定させて精算するものとし、最終確定した金額が増額した指定管理委託料の金額に満たない場合は、その差額を甲(市)に返還すること。

●指定管理委託料を増額する場合の要件

収支予算書上の光熱水費の超えた支出があり、指定管理業務全体収支においてもマイナスが生じている場合、何れか低い方を市が補填する。但し、補填の範囲は市予算の範囲内とする。

- ●指定管理業務全体収支額算出基準
 - ①一般管理費については、収支予算書上の予算額の範囲内までの計上とする。
 - ②自主事業を実施している場合、自主事業収支がプラスである場合は指定管理業務全体収支に反映する。マイナスである場合は収支へ反映しない。

なお、上記協定は、総合体育館、東体育館、ふれあいホール、スポーツホールすべてを網羅 した協定である。

したがって、東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性を 検証する必要がある。その一環として収支報告書の自主事業による収支金額(以下、収支報告 書金額とする)と自主事業収支内訳書の収支合計金額(以下、内訳書金額とする)の整合性の 検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市は これらの検証を実施していなかった。とりわけ、整合性については次のように両者に差異が生 じていたにも関わらず、当該差異及びその発生原因を把握できていなかった。

(単位:千円)

	収支報告書金額	内訳書金額 (キャンセル未反映)	差異
収入	誤 9, 339	9, 399	△61
	正 9, 345		△55
支出	△5, 161	△5, 113	△49
収支差引	誤 4, 178	4, 287	△109
	正 4, 184		△101

上記差異は、収支報告書金額にはイベント参加のキャンセル分が反映されているのに対し、 内訳書金額にはイベント参加のキャンセル分が反映されていないことによるものであった。また、収支報告書の収入金額にも、6月分及び9月分に入力ミスがあり、これらを修正した金額が9,344千円となる。したがって、合計で収入金額には54千円の差異が生じており、また、収支差引では102千円の差異が生じている。今回は光熱水費の超過額<指定管理業務全体収支 (修正後の自主事業収支反映後)であったため、指定管理委託料増額の要件・算出基準に影響を及ぼす事項は発見されなかったものの、変更協定に従い今後は収支報告書金額と内訳書金額の整合性の確認、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を実施し、差異が生じている場合には速やかに原因究明を行うとともに、指定管理委託料の計算に適切に反映させ、また、指定管理者への適切な収支報告書及び自主事業収支内訳書の作成指導を実施すべきである。

③ 実地棚卸の実施結果及び規程について。(結果23)

指定管理業務に利用されている備品は施設内で保管されており、指定管理者による実地棚卸に加えて、年に1度、東大阪市の職員が施設を訪問し、備品リストに基づき実際の数や状態を確認しているとのことであるが、実施結果が残されていない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施するべきである。

- 7. 市民ふれあいホール (市民スポーツ支援課)
- (1) 施設の概要

1	施設の権	聚要				(1	ニニタリン	が実別	医年 度	E: 今	和	5	年度
		The second section of the second section section of the second section		指	定期間	3	0	年度	~	4	年度		
				指定	の方法	複数	施設	を一招	指定	管理	No.		
施設所管課 スポーツの			りまち	産業スポーツ部 Dまち推進室 ーツ支援課			連絡先 06-4309-3282						
設置目的市民文化の向上				発展を図り)、教育文化	及びス	ポーツ活	動に供	するカ	とめ。			
	g内容·業 内容等				機精密点検利用(スポー								
指定	定管理者	HOSグル	ープ	ープ 連絡先 072-982-6563									
人	員体制	正規職	員	1 人 パート・アルバイト 6 人				人	. その他 0 人				
2	管理運2	学状況等	Ŧ										
	年度	8			実績				今年	度(予	算)	次年度	(見込
	十八人		令和	2 年度	令和 3	年度	令和 4	年度	令和	5	年度	令和	6 年月
	管理形	態	推	定管理	指定管	理	指定管	理	持	定管理	里	指定	管理
	供用(開館)日数		252		272		307			308		30
1	指定管理委託料(千円)			14,910	1	4,910	1	16,570		15	,000		15,00
-	管理委託	料(十円)											
指定	年間:	科(十円)利用者数(人)		31,376	3	6,473	4	19,577		新型=	コロナ	ウイルフ	感染症
-	1 年間	利用者数				6,473 76	é	19,577 92	補足 説明	の影響 R2.3.2	層によ 2~R2	り臨時化	

(出典:施設の所管課による令和4年度の管理運営状況評価結果)

(所管課への調査票の回答より)

No	項目	回答				
1	根拠法令等	地方自治法				
		東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関す				
		る条例				
		東大阪市立市民ふれあいホール条例				
		東大阪市立市民ふれあいホール条例施行規則				
2	設置目的	市民文化の向上発展を図るため、教育、文化及びスポ				
		ーツの活動の場とするため				
3	施設数	1				
4	指定管理者は共同事業体であ	共同事業体である				
	るか否か					
5	No.4が「はい」の場合、構成企	HOS 株式会社				
	業等の名称	天正株式会社				
6	指定日	平成 30 年 1 月 18 日				

7	指定期間開始日	平成30年4月1日
8	指定期間終了日	令和5年3月31日
9	同一指定管理者に対する連続 指定回数(回)	1 回
10	公募又は非公募	公募
11	No. 10 が公募の場合応募した事 業者数	2団体
12	No. 10 が非公募の場合、非公募 とする理由を記載した決裁文 書の有無	公募のため該当なし。
13	指定管理者予定候補者選定委 員会の設置の有無	有
14	募集は公表、告示しているか	公表している
15	募集期間	要項配布: 平成29年8月1日(火)から平成29年8月22日(火)申請受付: 平成29年9月13日(水)から平成29年9月19日(火)
16	募集時の指定管理料上限額の 積算方法	その他(指定管理料の上限額は設定なし)
17	選定基準 (審査基準) を事前公 表しているか	事前公表している
18	選定結果、選定理由は公表しているか	公表している
19	インセンティブペナルティ制 を導入しているか	導入していない
20	利用料金制の採用	採用していない
21	管理の範囲	複合施設であるため、施設の一部を管理している
22	自主事業の実施	自主事業を実施している
23	指定管理者から他業者等第三 者へ業務の一部について再委 託があるか	再委託がある
24	令和4年度指定管理料 (実施協 定締結時)の積算方法	項目ごとの詳細な設計金額の積算書類は作成してお らず、「予算額」や「業者からの見積額等」を根拠に 積算している
25	施設の維持補修 (修繕) に関する方針	施設の維持補修(修繕)は指定管理者が行う場合もある。その場合、具体的に指定管理者が行う修繕の内容は協定書等で明確である。
26	(令和4年度に維持補修(修 繕)実績がある場合)維持補修 (修繕)の実施状況	必要な維持補修(修繕)があるが、予算措置等の関係 で実施されていない部分がある。
27	(令和4年度に指定管理者に よる維持補修(修繕)実績があ る場合)修繕費用の負担方法	指定管理料の中で修繕が実施されている。その場合の 修繕費用は、概算払いであり、年度末に精算(未使用 額分は返還)される方式をとっている。

28	備品購入に関する方針	備品の購入は指定管理者が行う場合もある。その場合、備品の購入方法、備品の帰属は協定書等で明確である。
29	【令和4年度に備品購入実績 がある場合】備品購入費用の実 施状況	該当なし
30	【令和4年度に備品購入実績 がある場合】備品購入費用の負 担方法	該当なし
31	備品管理に関する方針	令和4年度中に備品の実地調査をしている。実地調査 結果の文書も保存している。
32	災害等対応に関する方針	指定管理者は災害時対応マニュアルを作成しており、 東大阪市は当該マニュアルを入手している。
33	モニタリングを実施している か	はい
34	事業計画書の確認を行い、その 結果を文書として保管してい るか	確認しており、その結果を文書として保管している。
35	事業報告書(収支報告書含む) の確認を行い、その結果を文書 として保管しているか	確認しており、その結果を文書として保管している。
36	収支報告書の確認に当たって は、領収書等証拠書類まで遡っ て確認しているか。	領収書等証拠書類まで遡った確認はしていない。
47	実地調査を行い、その結果を文 書として保管しているか。	実地調査しているが、その結果は文書として保管して いない。
48	利用者アンケートが実施され、 その結果を文書として保管し ているか	利用者アンケートを実施しており、その結果を文書と して保管している。

(2) 監査の結果及び意見

① 収支報告書の支出項目の検証について。(意見 40)

事業年度終了後、東大阪市は指定管理者より収支報告書を入手している。指定管理業務における収入金額は東大阪市から収受する指定管理委託料額であるため詳細な検証は不要であるが、支出金額については施設の運営のために要したものとして、基本的には東大阪市からの指定管理委託料によって賄われている。その中には未使用額があれば東大阪市に返還する項目もあることから、返還を免れるために不要なものを購入したり、架空の支出を計上するリスクが存在しうる。

このようなリスクを考慮すると、支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。一般的には内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。東大阪市は指定管理者に対してモニタリングを実施しているため、その一環として実施するなど、踏み込んだ検証を行うことを検討されたい。

(1)

② 収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について。(結果 24)

東大阪市は事業年度終了後、指定管理者から収支報告書及び自主事業収支内訳書、実施した 自主事業に係る完了報告書を入手している。収支報告書には、指定管理業務による収支に加え、 自主事業による収支金額が記載されており、自主事業はレクリエーションやスポーツ教室など (以下、イベントとする)、施設の運営とは別に指定管理者が自主的に実施するもので指定管理業務とは区別されており、収支報告書には、指定管理業務による収支に加え、自主事業による収支金額が記載されている。

しかし、昨今の社会情勢の変化による燃料費の高騰を考慮し、東大阪市は指定管理者と令和 5年3月20日付で指定管理委託料を増額する変更協定を締結しており、その要件や算出基準 について以下のとおり規定している。

甲(東大阪市)は乙(指定管理者)に対して、想定しうる範囲を超えた物価変動による光熱水費影響概算額として金 20,450,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)の指定管理委託料の増額を行う。但し、以下の要件・算出基準に基づき金額を最終確定させて精算するものとし、最終確定した金額が増額した指定管理委託料の金額に満たない場合は、その差額を甲(市)に返還すること。

●指定管理委託料を増額する場合の要件

収支予算書上の光熱水費の超えた支出があり、指定管理業務全体収支においてもマイナスが生じている場合、何れか低い方を市が補填する。但し、補填の範囲は市予算の範囲内とする。

●指定管理業務全体収支額算出基準

- ①一般管理費については、収支予算書上の予算額の範囲内までの計上とする。
- ②自主事業を実施している場合、自主事業収支がプラスである場合は指定管理業務全体収支に反映する。マイナスである場合は収支へ反映しない。

なお、上記協定は、総合体育館、東体育館、ふれあいホール、スポーツホールすべてを網羅 した協定である。

したがって、東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性を 検証する必要がある。その一環として収支報告書の自主事業による収支金額(以下、収支報告 書金額とする)と自主事業収支内訳書の収支合計金額(以下、内訳書金額とする)の整合性の 検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市は これらの検証を実施していなかった。とりわけ、整合性については次のように両者に差異が生 じていたにも関わらず、当該差異及びその発生原因を把握できていなかった。

(単位:千円)

	収支報告書金額	内訳書金額	差異
	(キャンセル未反映)		
収入	7, 241	7, 132	110
支出	△4, 185	△4, 971	786
収支差引	3, 057	2, 161	896

上記差異は、収支報告書金額にはイベント参加のキャンセル分が反映されていないのに対し、 内訳書金額にはイベント参加のキャンセル分が反映されていることによるものであった。今回 は光熱水費の超過額<指定管理業務全体収支(修正後の自主事業収支反映後)であったため、 指定管理委託料増額の要件・算出基準に影響を及ぼす事項は発見されなかったものの、変更協 定に従い今後は収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確 性の検証を実施し、差異が生じている場合には速やかに原因究明を行うとともに、指定管理委 託料の計算に適切に反映すべきである。

③ 実地棚卸の実施結果及び規程について。(結果25)

指定管理業務に利用されている備品は施設内で保管されており、指定管理者による実地棚卸に加えて、年に1度、東大阪市の職員が施設を訪問し、備品リストに基づき実際の数や状態を確認しているとのことであるが、実施結果が残されていない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施するべきである。

- V. 外郭団体に関する結果及び意見
- 1. 東大阪ツーリズム振興機構
- (1) 外郭団体の概要
 - ① 概要

項目	内容
法人名	一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構
東大阪市所管課 (室)	国際観光室
設立年月日	平成 28 年 10 月 3 日
所在地	東大阪市荒本北一丁目1番1号
出資金等	9,700 千円 (東大阪市出資比率 20%)
人員数	18名(令和4年4月1日現在)
主な事業内容	観光地域づくり法人(登録 DMO※)として、ツーリズムの推進 に関する事業

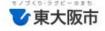
- ※ 観光庁ホームページでは、観光地域づくり法人 (DMO (Destination Marketing/Management Organization の略称)) は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と説明されている。また、以下の5要件をすでに満たしている法人を登録DMOという。
 - ① DMO を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
 - ② データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCA サイクルの確立
 - ③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションの実施
 - ④ 法人格の取得、最終的な責任者の明確化、CMO・CFOの確保
 - ⑤ 安定的な運営資金の確保

② 設立経緯等

同機構の役割として従来の観光の枠に捉われず、東大阪市内外の資源を広く活用し、地元関連事業者や市民等と連携して、ツーリズム振興を中心とした地域戦略を推進する。

また、東大阪市の交流人口の増大と地域経済の発展に貢献し、市民の愛着や誇りを醸成し、豊かな地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(参考) 観光振興主体としての機能と役割(東大阪市観光振興計画(改定版) 平成29年6月から抜粋)



「東大阪市観光振興計画」

第8章 観光振興主体の機能と役割

東大阪版 DMO は、官民協働型の観光地域づくり組織です。観光を振興していくためのプラットフォームであり、東大阪市との役割を明確にし、責任と権限をもって事業を推進していきます。

機能	東大阪市	東大阪版 DMO
観光振興計画の策定		
東大阪版DMO事業計画の策定		0
観光マーケティング		0
観光商品・サービス開発機能 ※1		0
観光案内所、観光交流拠点整備機能	©	〇 (委託事業)
訪日外国人旅行者の受入基盤の整備機能	0	
観光マネジメントシステム機能		0
情報発信・プロモーション機能	シティ プロモーション	0
流通対策機能		0
コンサルティング等経営支援機能(土産物開発等)		0
スポーツコミッション機能(合宿・大会地誘致等)		0
観光地域としての新しい魅力づくり	0	〇 (補助的)
観光人材育成機能		0

^{※1} 東大阪版 DMO が中間支援組織として地域の事業者が実施する場合もあります。

(2) 東大阪市の財政的、人的関与の状況

① 東大阪市の財政的関与(決算額)

(単位:千円)

-			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出資金等の残高	2,000	2, 000	2,000
補助金の支出	_	_	_
委託料の支出	53, 284	65, 611	135, 422

委託業務の一覧 (決算額)

委託業務名	金額(千円)	市所管課(室)
新たな観光まちづくり推進事業業務	50, 622	国際観光室
ドラマ放映を契機とした魅力発信事業業務	79, 800	国際観光室
モノづくりのまち発信業務	5, 000	モノづくり支援室
令和4年度 計	135, 422	

東大阪市からの補助金の一覧

名称	金額(千円)	市所管課(室)
_	_	_

② 東大阪市の人的関与

(単位:名)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤役員	合計	0	0	0
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
非常勤役員	合計	1	1	1
	(内、東大阪市兼務)	1	1	1
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
役員計		1	1	1
常勤職員	合計	0	0	0
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
非常勤職員	合計	1	1	1
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	1	1	1
職員計		1	1	1

(3) 指定管理者として管理運営する施設

施設名

(4) 監査の結果及び意見

① 契約規程の整備について。(結果26)

現在、契約規程が作成されていない。東大阪市の外郭団体であることに鑑み、下記、外郭団体要綱第5条(1)⑥に従って、東大阪市と協議を踏まえ規程を作成すべきである。

東大阪市においても、外郭団体に対して適正かつ効率的な運営を指導する一環として、契約や資産・財務管理等に関する基本的な規程の制定とその遵守が励行されるよう尽力されたい。 一定のガバナンスの上に自主性は尊重されるべきものである。

(所管部長の責務)

第5条 所管部長は、所管する法人に対し、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう、適切に指導することとする。

また、以下の各号に掲げる事項については、速やかに対処することとする。

- (1) 法人が次に掲げる事項を行おうとする場合は、事前協議を求めることとする。
- ① 廃止または統合
- ② 定款または寄附行為の変更
- ③ 役員の選任
- ④ 組織の新設または改廃
- ⑤ 役員の報酬及び職員の給与の決定
- ⑥ 諸規程の制定または改廃
- ⑦ 基本財産の造成または処分
- ⑧ 重要な財産の取得または処分
- ⑨ 各事業年度の事業計画及び予算の作成または変更
- ⑩ 職員等の採用及び退職

② 取引誓約書について。(意見41)

東大阪市から委託を受けたホームページ・SNS 発信運営事業のうち、サーバー管理及び運営保守業務等を㈱プロアクティブに再委託している。当機構は、再委託に当たり、法令及び当機構の規則等を遵守するなどを記した誓約書を提出させているが、日付が記載されていない誓約書を確認せず受け取っていた。

③ 事業効果の検証について。(意見42)

当機構は、東大阪市から受託した新たな「体感まち博」の開発推進事業について、令和4年 度は以下の再委託事業を実施している。なお、東大阪市からは、毎期当事業を受託しており、 毎期同様の再委託事業を実施している。

1 体感型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博 2022」にかかる事務局運

営業務委託

委託先:㈱エクス (随意契約)

業務期間:令和4年6月6日から令和5年2月31日まで

委託費 (決算額): 3,025 千円

2 「体感まち博 謎解き型まち歩き」企画制作及び実施業務委託

委託先:㈱マッシュ(随意契約)

業務期間:令和4年8月25日から令和5年2月28日まで

委託費 (決算額): 1,300 千円

両再委託先からは、調査内容や利用者からのアンケート結果をとりまとめた報告書を成果物として提出を求めている。しかし、当機構は、成果内容をとりまとめ、次年度以降の事業にどのように活かされているかなど、当該事業の効果の検証を行っていない。毎期継続実施する事業であれば、次年度以降の業務につなげていくために、事業効果の検証を行うべきである。

④ 成果品の帰属について。(結果27)

令和4年度、東大阪市から受託したモノづくりのまち発信事業費5,000千円については、こ ーばへ行こう!実行委員会へ再委託している。

NHK連続テレビ小説「舞いあがれ!」を契機としたモノづくりのまち東大阪発信業務

委託先:こーばへ行こう!実行委員会(随意契約)

業務期間:令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

委託費 (決算額): 5,000 千円

当実行委員会への再委託業務は、工場に着目した PR 動画作成及びリアカーの製作であり、これらは成果物として当機構に引き渡され完了検査が行われている。しかし、当機構では成果物を保管することは難しいため、引渡し日(令和5年2月28日)以降も、当実行委員会の倉庫に保管された状態が継続していた。なお、令和5年4月1日付で東大阪市が備品登録を行い東大阪市に帰属することとして整理したが、広く魅力発信につなげるため、令和5年10月1日付で当該実行委員会と「制作物等使用貸借契約書」を締結し、当該実行委員会倉庫(株式会社盛光SCM内)にて保管、管理しているとのことであった。

上述のとおり、現在は成果物の帰属や管理について、適切な対応がなされるに至っているが、 当該対応自体は当契約期間が終了した次年度に行われたものであり、契約内容設計時において は、成果物の管理及び保管の対応については十分に検討がなされていなかった。

(当機構の令和4年度事業報告より抜粋)

【結 果】

制作された2台のリヤカーは「ウゴこーば」と名付けられ、花園中央公園で行われた「花園ハッピーパーク」やFC大阪の試合会場などで実際に物販をおこなった。運営には**高校生百貨店**の協力のもと、市内企業の製品や「カレーパンのまち東大阪」のアピールを行った。

今後についても、同様なイベント等に「ウゴこーば」 にて移動・出店を行い引き続き「MADE IN 東大阪」 商品の PR 活動を行う予定である。



⑤ 東大阪市と連携したマネジメントについて。(意見43)

東大阪市は現在、令和6年度から展開される観光振興計画を策定中である。同時に当機構では、中期経営計画を策定し、DMOとして今後の事業展開としていくが、事業内容及び事務局運営については、マネジメント・コンサインメント方式で㈱博報堂の子会社に再委託している。ここで、当該マネジメント・コンサインメント方式の概要については、当業務募集要項内の「事業の主旨」に以下の説明がなされている。また、業務仕様書における業務内容から、DMOとして当機構が実施する必要な業務を担うことが推察できる。

(当機構のマネジメント・コンサインメント業務 プロポーザル募集要項より抜粋)

1. 事業の主旨

東大阪市では、平成28年10月より(一社)東大阪ツーリズム振興機構(以下「機構」)を立ち上げ、従来の観光地ではない東大阪市の地域資源を生かした着地型観光を推進することで、観光消費額を高めることに加え、交流人口及び定住人口の増加、地域経済の活性化を図ることを目的に活動してきた。本事業は、登録DMOのアドバンテージを十分に生かすとともに連続テレビ小説「舞いあがれ!」の舞台となるなど事業の幅も拡大していることから、これまでの機構の活動にとどまることなく、効果的・効率的に地域の稼ぐ力を引き出し、東大阪の都市ブランドの向上及び事業者満足度を高めるなど更なる効果を上げることを目的として、機構のマネジメント業務を経験豊富な人材やノウハウを有する民間事業者に委託するマネジメント・コンサインメント方式を導入することとし、最も適した事業者に委託するため公募型プロボーザルにより選定するものである。

(当機構のマネジメント・コンサインメント業務仕様書 5.業務内容より抜粋)

- (1) 「ひがしおおさか体感まち博」、「モノづくり観光」、「スポーツ観光」、「文化・ 下町観光」のブラッシュアップに関する業務
 - ※ 過去の事業については下記 URL を参照(令和4年度報告については別紙)

令和3年度事業計画書.pdf (pikahiga.jp)

令和3年度事業報告書.pdf (pikahiga.jp)

令和4年度事業計画書.pdf (pikahiga.jp)

令和4年度事業報告書(別紙参照)

- (2) 本市の飲食店紹介などの PR 及び支援に関する業務
- (3) フィルムコミッション設立準備に関する業務
- (4) 国や自治体が実施する観光に関する支援制度等の活用に関する業務
- (5) 地域ブランドの向上を図るための情報発信及びマーケティングに関する業 務
- (6) 会員の拡大及び会員特典に関する業務
- (7) 事務局運営に関する業務
- (8) その他本事業の目的達成に必要な業務

このように、東大阪市の観光まちづくり推進及び魅力発信事業については、再委託先が中心に事業を執行していくスキームとなっており、当機構は、再委託先の実施する事業をモニタリングしていく立場になると考えられる。

令和5年3月に開催された東大阪市議会第1回定例会において、市長の答弁の中でも「市内業者を中心に、多くの方に理事として参画いただくなど、体制の見直しを行い、令和5年度は抜本的な対策を打ち、登録 DMO としての結果を求めてまいる。」との発言がなされたところである。今後の事業運営に当たっては、今後策定される観光振興計画の趣旨を踏まえた中期経営計画を策定し、中期経営計画では事業効果としてアウトプット、アウトカム指標を設定し、東大阪市と連携しながら適切にマネジメントをしていくことが必要である。

(東大阪市による措置状況報告書より抜粋)

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は 意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
109	174		0	ツーリズム振興機 構の自立に向け た中期計画の策 定について	ツーリズム振興機構の中間支援機能の発揮と自立化を推進するためには、平成32(2020)年度までに市及びツーリズム振興機構において、それぞれが5年間程度の中期計画及び収支計画を策定し、具体的な行動計画を踏まえた施策の実施状況について、自らの自己点検評価と外部の有識者などが検証する仕組みの整備と運用が必要と考える。市はツーリズム振興機構が速やかに法人体制の立て直しを図ることが急務であり、ツーリズム振興機構の直立化に向けた収益事業化を進める取組みに対して、広報など後方支援をすることが求められる。これにより、市とツーリズム振興機構はそれぞれの役割分担の中で責任の所在を明らかにした上で、中期計画の策定とPDCAサイクルの実行を仕組みとして整備する必要がある。	国際観光室	東大阪ツーリズム振興機構では、令和2年5月に観光地経営 やマーケティングの専門家(近畿大学経営学部教授)が新たに 理事長に試任し、停滞傾向にあった観光振興事業の再構築を 図り、成果目標を明確化上はた。同年7月には、本市に関連 の深い観光間連事業者や金融機関等を中心に理事を増員し、 法人の体制能化を図ってまいりました。 しかしながら、小規模な組織においては個人の能力や適性 に頼らさるを得ないところが大きく、事務局において職員が定 着しない状況が続いていたことから、令和3年度より事務局長 に市の路職員を採用し、また市職員、名を事業推進出として 派遣するなど、技本的な事業性進の見ました着手したところで す。さっそ「理事会での承認のもと、マネジメント・コンサーンメント方式」を採用し、ア月より事業推進全局を重要者で表を有な グロハウを有する事業者に委託する「マネジメント・コンサーンメント方式」を採用し、ア月より事業推進全局を事業者に委託 運営をみてします。 また、この間、新型コナウイルス感染症拡大の影響によ リ、同機構の中鮮計画及びその指標となる市の観光振興計間 の策定に着手できたおりませんでしたが、同様に先延はしと なっていた国の「観光に国権基本計画」(今和2年度末の別 間終す)が、令和4年度末に関議決定されたことを受け、令和 が明的では、同様 構の安定的な運営を関リつつ、令和6年度において同機構の 中期計画策定を連め、以後達成状況を評価・検証し、経営の 機能と必要を生を図りつつ、令和6年度において同機構の 中期計画策定を連め、以後達成状況を評価・検証し、経営の 健全化と効率化を図ってまいります。	措置中

⑥ 再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について。 (意見 44)

当機構が DMO として事業を推進していくためには、当再委託先との強固な連携は不可欠である。そのためには、当機構は、当契約は単年度で終了するのではなく、一定期間継続していくことで成果が上げられるものと認識している。ここで、一般的には、当ケースのように再委託先と一体となって事業を推進していく場合、当該契約継続の判断の可否については、再委託先が当機構の重要な業務を担っているという意義づけや期待が先行してしまい、客観的な評価が行われづらくなることが想定される。したがって、当契約継続を行う場合には、継続の判断基準を明確にし、定性的な評価基準ではなく、客観的定量的な評価基準を設定しておくことが望まれる。

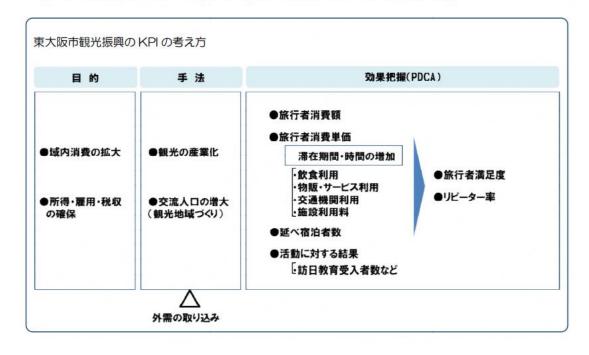
(参考) 東大阪市観光振興の KPI の考え方(東大阪市観光振興計画(改定版) 平成 29 年 6 月 から抜粋)



「東大阪市観光振興計画」

3. 事業評価

市内での消費を拡大していくために、交流人口を増やし、観光の産業化を進めます。それは、基本方針に掲げた「旅行者数」と「平均消費額」を増加させていくことになり、域内の経済的効果を高めていきます。その効果を把握するために、「旅行者消費額(旅行者消費単価)」「延べ宿泊者数」「旅行者満足度」「リピーター率」の4つの KPI 指標を測定することで、観光振興計画の進捗状況を適切に把握し、次期施策に反映させる PDCA(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを確立します。



⑦ 賞与引当金が計上されていない。(結果28)

当機構は6月及び12月に賞与を支払っている。したがって、本来12月から3月の4ヶ月分は賞与引当金を計上しなければならない。しかし、第七期の決算書を確認すると、12月から3月の4ヶ月分は賞与手当として費用計上されており、賞与引当金が計上されていなかった。年度末における次年度の職員在籍状況の変動可能性などを考慮の上、引当計上を行っていなかったとのことであるが、適切な財務報告の観点から、賞与引当金を計上することが必要である。

⑧ 支出起案書において、決裁漏れの起案書がある。(結果29)

支出起案書において、本来、担当者、事務局長、常務理事の決裁を経なければいけないにも関わらず、事務局長の決済が漏れているものが見受けられた。具体的には、令和4年9月30日起案の「モノづくりのまち発信イベント「こーばへ行こう2022」実施業務前払いについて」という2,000千円の支出起案書、及び令和4年5月17日起案の「ドラマ放映を活かした「モノづくりのまち東大阪」観光ブランディング事業の業務契約について」という6,300千円の契約に関する起案書において、事務局長の決裁がなされていなかった。

平成30年度に同様の指摘を受けて令和2年2月末では措置済みとされているが、遵守されていないのが実情である。

(東大阪市による措置状況報告書より抜粋)

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は 意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況 (令和2年2月末
107	172 5	0		委託料の執行に 係る承認手続き について	平成29年度の委託契約の支払い状況を確認したところ、領収書はあるものの支払起案がされていない取引が多数存在し、かつ、すべての取引について会計伝票が起票されていなかった。平成30年度に入って、平成29年度中のすべての取引について、証憑類と照合し、問題のないことを確認しているが、本来、取引の都度、承認の手続きを実施する必要があることは言うまでもない。平成29年度はツーリズム振興機構の人員体制が整わなかったことが要因の一つである。このため、市から受領した委託料を充当する経費の執行及び会計処理について、今後、速やかに適切な承認手続きが可能となる人員体制の整備が必要である。	国際 観光室	支払い起案がされていない取引が多く、会計伝票の作成をしないまま領収書等の証悉類から直接入力を行い承認手続きもされていないとのご指摘につきましては、平成30年度から、支払起案を作成し伝票を起票しシステム入力を行うとともに、支出起案については専決決裁権者により決裁を受け、伝票については局長決裁を行っています。また、支払時には局長の承認を行う手続きとし、内部率制を行っています。	措置済み

2. 東大阪市産業創造勤労者支援機構

(1) 外郭団体の概要

① 概要

項目	内容
法人名	公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構
東大阪市所管課	モノづくり支援室
(室)	
設立年月日	昭和 59 年 12 月 25 日
所在地	〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17
	クリエイション・コア東大阪 北館3階
出資金等	194,000 千円(東大阪市出資比率 67%)
人員数	38名(令和4年4月1日現在)
主な事業内容	(1)モノづくり支援助成事業 (2)中小企業支援事業 (3)勤労者福祉事
	業 (4)貸室事業

② 設立経緯等

東大阪市内の中小企業への支援を行い、産業の振興と創造を推進し、並びに東大阪市の中小企業勤労者及びその家族への福祉の向上を図ることにより、東大阪市の健全な発展に寄与するために設立したもの。

平成24年2月 (財)東大阪市中小企業振興会と (財)東大阪市勤労者福祉サービスセンター が合併し、(財)東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構が発足

平成 25 年 5 月 大阪府より公益認定を受け、公益財団法人へ移行。「公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構」として発足

(2) 東大阪市の財政的、人的関与の状況

① 東大阪市の財政的関与(決算額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
出資金等の残高	130, 000	130, 000	130, 000		
補助金の支出	137, 953	125, 768	143, 316		
委託料の支出	調査票(指定管理・産業技術支援センター)参照				

委託業務の一覧

委託業務名	金額 (千円)	市所管課 (室)
産業技術センター管理委託料	54, 278	モノづくり支援室

東大阪市からの補助金の一覧

名称	金額 (千円)	市所管課 (室)
モノづくり支援事業補助金	17, 471	モノづくり支援室
モノづくりワンストップ推進事業補助金	24, 688	モノづくり支援室
医工連携事業化促進補助金	8,000	モノづくり支援室

② 東大阪市の人的関与

(単位:名)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤役員	合計	1	1	1
	(内、東大阪市兼務)			
	(内、東大阪市 OB)	1	1	1
非常勤役員	合計	10	10	9
	(内、東大阪市兼務)	2	2	1
	(内、東大阪市 OB)			
役員計		11	11	10
常勤職員	合計	4	4	4
	(内、東大阪市兼務)			
	(内、東大阪市 OB)			
非常勤職員	合計	35	34	34
	(内、東大阪市兼務)			
	(内、東大阪市 OB)			
職員計		39	38	38

(3) 指定管理者として管理運営する施設

施設名	産業技術支援センター
施設名	勤労市民センター

(4) 監査の結果及び意見

① 料金収受代行入金口座の区分管理について。(意見 45)

当機構は、産業技術支援センターについて東大阪市から指定管理業務を受託している。当センターの一部については貸室事業を行っており、利用者から賃料の支払いを受けているが、当該利用料としての賃料収入については、料金収受代行制度を採用していることから、当センターの収入ではなく東大阪市の収入として取り扱うことになる。

ここで、本来、料金収受代行の場合は当機構の他の口座とは別の口座を設けて収納管理されるべきであるが、当該利用料は当機構の他の事業や支払を行っている口座と同一口座に収入し、翌月に東大阪市に納入する運用を行っている。当該運用の場合、収入を適切に記帳管理していたとしても、東大阪市に収入の振込みを行うまでの約1か月間は他事業で発生する収入及び支出と同じ口座で保有されることから、東大阪市の収入金が他の使途で利用されうる疑念が生じるリスクがある。

② アウトカムを含む情報開示について。(意見46)

事業計画及び事業報告書を毎期公表しているが、各事業の計画に係る数値情報及び実績との 比較情報が記載されていない。また、事業報告書では事業実績や財務諸表を公表しているが、 事業実施に係るアウトカム情報までは記載されていない。公益事業を実施している当機構にお いては、事業実績や財務諸表数値に加え、アウトカム情報を発信することが事業の理解を得る うえで重要な情報である。当該アウトカム情報が計画値(目標値)と実績を比べてどう評価さ れるのか、乖離がある場合はその原因分析情報等を公開することで、当機構の取組み姿勢にお ける理解を促進することにつながるため、今後の情報開示について検討すべきである。

③ 出先機関が実施している預金勘定残高と通帳との照合結果に関する本部の管理について。(意見 47)

本部の普通預金勘定残高については、月末ごとに通帳との照合が実施されている。産業技術 支援センター及び勤労市民センター (ユトリート東大阪) の2か所の出先機関の預金残高についても各出先機関毎に出納担当者が同様の照合を実施しているとのことであったが、各出先機 関の照合結果を本部が管理をしていない。

当機構の令和5年3月末の普通預金残高は、108,346千円であり、そのうち両出先機関の預金残高合計は61,315千円と、全預金残高の6割程度を占め金額的に重要と考えられる。

各出先機関において実施している普通預金残高と通帳との照合結果について、本部でも確認 することが望ましい。

④ 共通経費の各事業への按分比率について。(意見 48)

貸室事業及び勤労市民センター事業において、公益事業と収益事業を行っているため、公益 事業と収益事業に共通して発生する共通経費については、一定の基準に基づく按分が必要とな る。

共通経費については、一定のルールを設けて按分しているが、下記のとおり、公益事業と収益事業の按分比率は、貸室事業においては9:1、勤労市民センター事業については6:4となっている。

	公益事業			収益事業
貸室事業	産業振興関連の利用者			左記以外の利用
	(按分比率)	9	:	1
勤労市民センター事業	機構、東大阪市、	労働組合、	社	左記以外の利用
	会福祉、官公庁			
	(按分比率)	6	:	4

当該比率は、平成 26 年頃の利用者の比率に基づいて設定されているとのことであり、その後、決算ごとの実績の把握は行っておらず、利用者の変化により実際の比率が按分比率と整合しなくなっている可能性も十分に考えられる。

按分比率が実態に合っていることを確認するために、決算ごとに実績を把握し、按分比率の 見直しの要否を検討することが望ましい。

⑤ 賞与引当金の計上について。(結果30)

現状、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を賞与引当金として1.456 千円計上している。

しかし、この計上額には社会保険料の法人負担分が含まれていないため、本来必要な繰入額より過少になっている。今後はこの点について留意して計算する必要がある。

なお、令和4年度において社会保険料を含めた場合には以下のように試算され、同年度の賞 与引当金(社会保険料含む)の残高は概ね220千円過少になっている。

- ・健康保険料率(介護保険第2号被保険者に該当する場合/大阪府):11.86%
- ・厚生年金保険料率(厚生年金基金加入員を除く/大阪府): 18.30% これより、1,456,000 円×(11.86%+18.30%)×1/2=219,564 円
- (介護保険第2号被保険者に該当しない場合、健康保険料率は10.22%となるため
- 40歳未満の職員が多いほど試算額は上記より減少する。)

⑥ 東大阪市への正確な報告について。(結果31)

勤労市民センターの指定管理業務において、自主事業の事業報告を行っているが、東大阪市に対する報告数値と実際の決算数値に差異が生じていた。

これは謝礼金について、会計上の計上額802千円であるところ、源泉所得税控除後の支払額720千円を報告していたことによるものである。

報告前に決算数値との整合性を確認することで誤りを発見できたものと考えられるため、報告前に適切な確認作業を行った上で、正確な報告を行うことが必要である。

⑦ 固定資産の実査について。(結果32)

機構所管の固定資産について、固定資産の金額・数量ともに少数ではあるとの理由で、固定資産の実査に関する規程が定められておらず、定期的な実査が実施されていない。

固定資産の実査は、固定資産の除却漏れを防止するとともに、固定資産の機能が維持されているかを確認する重要な手段である。そこで、固定資産の実査に関する規程を定めた上で、固定資産の実査を励行されたい。

3. 東大阪市シルバー人材センター

(1) 外郭団体の概要

① 概要

項目	内容
法人名	公益社団法人東大阪市シルバー人材センター
東大阪市所管課 (室)	労働雇用政策室
設立年月日	昭和 55 年 11 月 4 日
所在地	東大阪市永和1丁目15番2号
出資金等	一(東大阪市出資比率 0%)
人員数	34名(令和4年4月1日現在)
主な事業内容	定款第4条のとおり

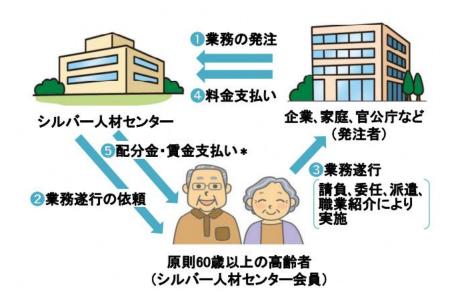
② 設立経緯等

急速な高齢化を背景に、国の第4次雇用対策基本計画で示された基本方針に沿って、昭和55年から高年齢者に対する任意的な就業機会を提供する団体を育成する自治体に対し、国庫補助が措置されることとなり、各地にすでにあった「高齢者事業団」等の名称の団体が「シルバー人材センター」に改称し、また、東大阪市を始め各地で新たな「シルバー人材センター」が設立された。

昭和61年に施行された高齢者雇用安定法によって、「シルバー人材センター」の法的な位置づけがなされた。

(参考) シルバー人材センターの適正就業ガイドライン (厚生労働省) より抜粋

〇 シルバー人材センターの仕組み



* 職業紹介により業務を遂行する場合、賃金は発注者が会員へ支払います。

(2) 東大阪市の財政的、人的関与の状況

① 東大阪市の財政的関与(決算額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
出資金等の残高	_	_	_	
補助金の支出	29, 461	29, 464	28, 173	
委託料の支出	69, 647	63, 272	64, 860	

② 東大阪市の人的関与

(単位:名)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤役員	合計	0	0	0
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
非常勤役員	合計	0	0	0
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
役員計	役員計		0	0
常勤職員	合計	0	0	0
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
非常勤職員	合計	0	0	0
	(内、東大阪市兼務)	0	0	0
	(内、東大阪市 OB)	0	0	0
職員計		0	0	0

(3) 指定管理者として管理運営する施設

+/>n, /-	4.1
施設名	15 U

(令和4年度事業報告書より抜粋)

令和 4年度 公益社団法人 東大阪市シルバー人材センター実績報告書

×	分	0.000,000,000	申込	申込 受注 件数 件数 (件) (件)				契約金額	
職群		時間 人員	人員		件数	配分金 (円)	事務費 (円)	材料費(円)	(円) 計
		(時間)	(人日)		(件)				
専門技術群	公	0	0	0	0	0	0	0	(
	民	0	0	0	0	0	0	0	(
	計	0	0	0	0	0	0	0	(
技能群	公	1, 944	359	27	27	3, 147, 224	409, 416	365, 610	3, 922, 250
	民	21, 352	5, 831	1, 541	1, 541	34, 527, 037	4, 832, 598	6, 243, 820	45, 603, 455
	計	23, 296	6, 190	1, 568	1, 568	37, 674, 261	5, 242, 014	6, 609, 430	49, 525, 705
事務整理群	公	2, 790	434	21	21	2, 826, 829	231, 605	0	3, 058, 434
	民	25, 173	6, 086	31	31	25, 574, 500	1, 998, 322	0	27, 572, 822
	計	27, 963	6, 520	52	52	28, 401, 329	2, 229, 927	0	30, 631, 256
施設管理群	公	25, 646	6, 381	3	3	27, 301, 299	2, 580, 015	1, 005, 933	30, 887, 247
	民	75, 839	17,897	50	50	76, 339, 753	6, 059, 338	2, 931	82, 402, 022
	計	101, 485	24, 278	53	53	103, 641, 052	8, 639, 353	1, 008, 864	113, 289, 269
折衝外交群	公	0	0	0	0	0	0	0	(
	民	60, 867	9, 842	11	11	60, 459, 460	4, 822, 649	0	65, 282, 109
	計	60, 867	9, 842	11	11	60, 459, 460	4, 822, 649	0	65, 282, 109
軽作業群	公	31, 769	8, 386	52	52	39, 749, 123	5, 265, 586	8, 001, 935	53, 016, 644
	民	395, 404	112, 393	1,910	1,909	398, 307, 746	32, 086, 701	3, 222, 299	433, 616, 746
	計	427, 173	120, 779	1,962	1,961	438, 056, 869	37, 352, 287	11, 224, 234	486, 633, 390
サービス群	公	0	0	0	0	0	0	0	(
	民	26, 933	9, 208	90	90	27, 447, 511	2, 180, 201	0	29, 627, 712
	計	26, 933	9, 208	90	90	27, 447, 511	2, 180, 201	0	29, 627, 712
その他群	公	0	0	0	0	0	0	0	(
	民	0	0	0	0	0	0	0	(
	<u>a</u>	0	0	0	0	0	0	0	(
合 計	公	62, 149	15, 560	103	103	73, 024, 475	8, 486, 622	9, 373, 478	90, 884, 575
	民	605, 568	161, 257	3, 633	3, 632	622, 656, 007	51, 979, 809	9, 469, 050	684, 104, 866
	計	667, 717	176, 817	3,736	3, 735	695, 680, 482	60, 466, 431	18, 842, 528	774, 989, 441

(4) 監査の結果及び意見

① 発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表の作成について(意見49)

東大阪市シルバー人材センターは、会員の就業機会の確保・拡大の方策として、会員による 就業サービス提供後、当センターの担当者が発注者に対してフォロー訪問を行っている。(令 和4年度受注3,735件、フォロー訪問件数は把握されていない。)

その中で発注者から会員の業務に対する満足度等のヒアリングを実施し、共有すべき事項が あれば当センターの担当者間で適宜共有されているとのことであるが、共有事項が議事メモ等 により残されていない。

それほど多くはないとのことであるが、発注者に対するヒアリングの中で就業サービスへの クレームに相当する意見もあるとのことである。ヒアリングを通じて得た発注者からのクレー ムやお褒めの言葉など様々なコメントや評価を記録してとりまとめた上で、それらコメントー 覧の共有や会員との意見交換などを行うことにより、同様のクレームを防ぎ、就業サービスの 品質向上にもつながるものと期待され、同時に当センターが適切に管理に取り組んでいること の説明も可能になる。

発注者からのヒアリングを通じて得られたコメント記録を基に、満足度評価の視点から分析 取りまとめを行い、コメント一覧の共有や会員との意見交換により提供サービスに係る品質向 上に対する取組みを実施することで、組織的な説明責任を果たされたい。

② 民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率の差異について (意見 50)

当センター事務費規程第3条によると事務費の取り扱いについて以下のとおり規定されている。

第3条 事務費の額は、受注額(配分金に相当する見積り額)のおおむね7パーセントから15パーセントとし、理事会において定める

実際の運用上は、民間業者からの受注については受注額の8%、公共団体からの受注については受注額の10%を事務費として徴取しており、2%の差額が設けられている理由については不明であるとのことであった。

事務費は、当センター内の職員の人件費、光熱水費等の管理費見合いであり、管理費は民間業者と公共団体からの受注で大きく異なるものではないと考えられるから、事務費率に差額を設ける特段の事情がない限り見直す必要がある。

③ 回収不能未収金の回収不能処理について(結果33)

当センター回収不能未収金処理内規第2条によると、回収不能未収金の要件が以下のとおり 規定されている。

(回収不能未収金の要件)

第2条 回収不能未収金として処理するものは、次の各号に定める未収金とする。

- (1)債務者が居所不明、死亡(債務者が個人の場合であって相続義務を有するものがいない場合)等で回収不能となった未収金
- (2) 債務者の資産状況、支払能力などからみて回収不能が明らかになった(担保物のない場合に限る)未収金
 - (3) 業務内容等で債務者とトラブル、回収不能となった未収金
 - (4) 別表に定める法律上の回収不能債権とされた未収金
 - (5) 民法の規定による時効となった未収金
 - (6) 会員退会による会費の回収不能とされた未収金

未収金の未納管理については、毎月、会計システムより出力される「未収一覧表」に記載されている請求月に基づき行われている。

令和5年9月の「未収一覧表」を確認したところ、令和4年10月請求分の未収金(26,000円)が未納となっている。未納となっている原因は、業務完了時に発注者(債務者)から検収サインをもらっているにもかかわらず、その後、当該発注者が業務の提供を受けた記憶がないと主張しているためということである。回収不能未収金処理内規第2条の各項に照らして回収不能処理の必要性について適宜に検討されたい。

④ 財務規程に従った固定資産の現物照合について(結果34)

東大阪市シルバー人材センター財務規程第44条によると、固定資産管理の方法について以下のとおり規定されている。

(固定資産の現物照合)

第44条 固定資産管理者は、常に良好な状況において管理し、毎事業年度1回以上固定資産台帳と現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

しかし、当センターは財務規程を十分認識できていなかったため固定資産の現物照合を行っておらず、また、東大阪市もその状況を把握していなかった。財務規程の周知徹底を行うとともに、財務規程に従い毎事業年度1回以上固定資産台帳との現物照合を実施し、また、東大阪市は当センターの現物照合の実施状況をモニタリングするべきである。

以上